

かわさき産業振興プラン (案)

令和7(2025)年11月

はじめに

令和8(2026)年3月

「かわさき産業振興プラン」の構成

第1章 「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって……………4

1-1. 「かわさき産業振興プラン」の策定趣旨……………5

1-2. 「かわさき産業振興プラン」の位置づけ……………6

(1) 「かわさき産業振興プラン」の位置づけ……………6

(2) 「かわさき産業振興プラン」の計画期間……………7

(3) 「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって……………8

第2章 本市の現状と本市を取り巻く社会経済環境の変化……………9

2-1. 市内産業の現状・動向

(1) 事業所数・従業者数……………10

(2) 産業別事業所数・従業者数……………11

(3) 市内総生産・付加価値額特化係数……………12

(4) 働きやすいまち・かわさき……………13

(5) 産業関連施設・集積状況等……………14

(6) 本市で創出される多様な価値……………16

(7) 本市の地理的優位性……………18

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(1) 労働力不足と後継者不足の深刻化……………19

(2) デジタル技術や最先端技術の普及……………21

(3) 循環共生型社会の実現に向けた経営環境の変化……………23

(4) 価値観や生活様式の多様化・変化……………25

(5) 多様化する経営課題や事業環境の加速度的な変化……………27

(6) 気候変動による異常気象の増加……………29

(7) 不安定かつ競争が激化する世界経済下でのサプライチェーン対策……………30

コラム「経済労働局政策課題研究プロジェクト（地域経済循環）」……………32

第3章 「かわさき産業振興プラン」の基本的な考え方……………34

3-1. これまでの取組の検証と総括

(1) これまでの取組の検証……………35

(2) 「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」での意見……………36

(3) これまでの取組の総括……………38

(4) 「かわさき産業振興プラン」策定に向けた考え方……………38

3-2. 「かわさき産業振興プラン」の概要……………39

3-3. 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要……………42

3-4. 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の全体像……………49

第4章 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」……………50

4-1. 5つの基本施策の取組項目一覧……………51

4-2. 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用……………53

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備……………54

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成……………64

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化……………74

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用……………86

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり……………94

第5章 進行管理……………102

5-1. 川崎市総合計画における進行管理……………103

5-2. 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例との関係……………103

参考資料……………104

(1) 中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策と第4期実行プログラムでの取組項目との対応表……………104

(2) 「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」委員一覧……………105

(3) 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」……………106

第1章 「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって

第1章
策定にあたって

1-1. 「かわさき産業振興プラン」の策定趣旨

1-2. 「かわさき産業振興プラン」の位置づけ

第2章
現状と環境変化

(1) 「かわさき産業振興プラン」の位置づけ

(2) 「かわさき産業振興プラン」の計画期間

(3) 「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策

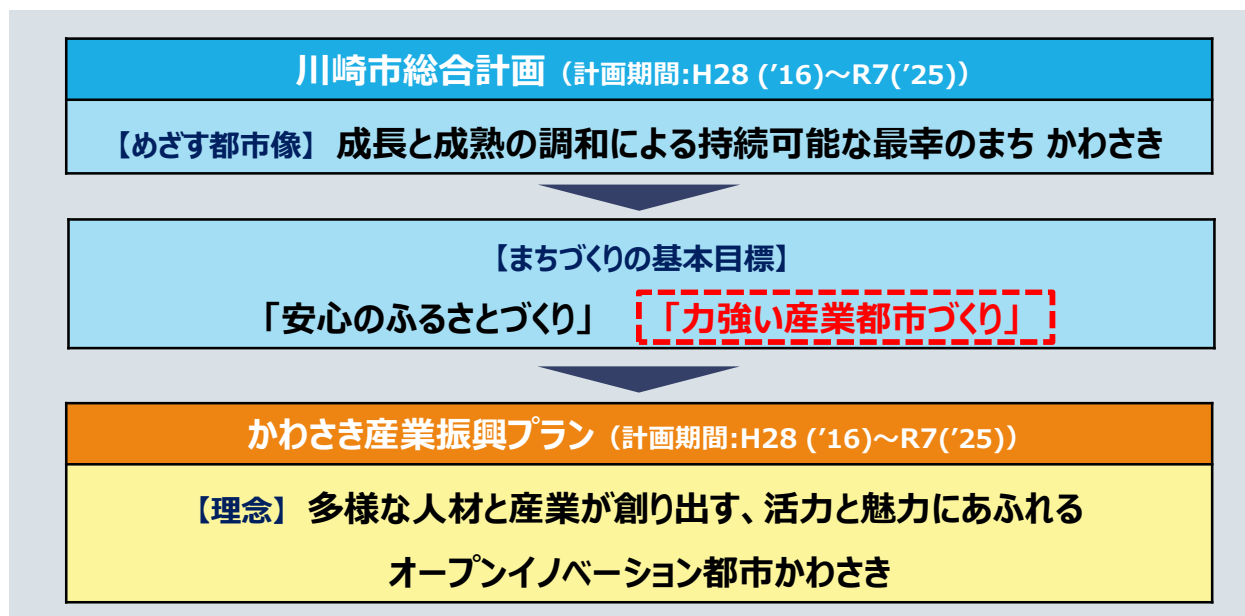
第5章
進捗管理

1-1.「かわさき産業振興プラン」の策定趣旨

◆「かわさき産業振興プラン」の策定趣旨

- 本市では、平成28(2016)年に「川崎市総合計画」を上位計画とした、産業振興に関わる分野別計画として「かわさき産業振興プラン」を策定し、産業振興の方向性に基づいた事業を取り組んできました。令和4(2022)年には、「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」を策定し、「多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれるオープンイノベーション都市かわさき」の理念に基づき、産業振興施策を展開してきました。
- 令和7(2025)年度をもって、本プランの策定から10年が経過し、計画期間が期限を迎え、実行プログラムの見直しとあわせ、令和6(2024)年度から2か年かけて本プランの策定に向けた検討を重ねてきました。
- 人口減少や急速に進展した社会のデジタル化、臨海部における産業構造の転換等、社会経済環境の変化等を踏まえ、総合計画におけるまちづくりの基本目標である「力強い産業都市づくり」を進めるために、今後12年間を見据えた産業振興の方向性を示し、本市産業振興施策を効率的かつ効果的に推進するため、本プランの策定を行います。

【川崎市総合計画との関係】

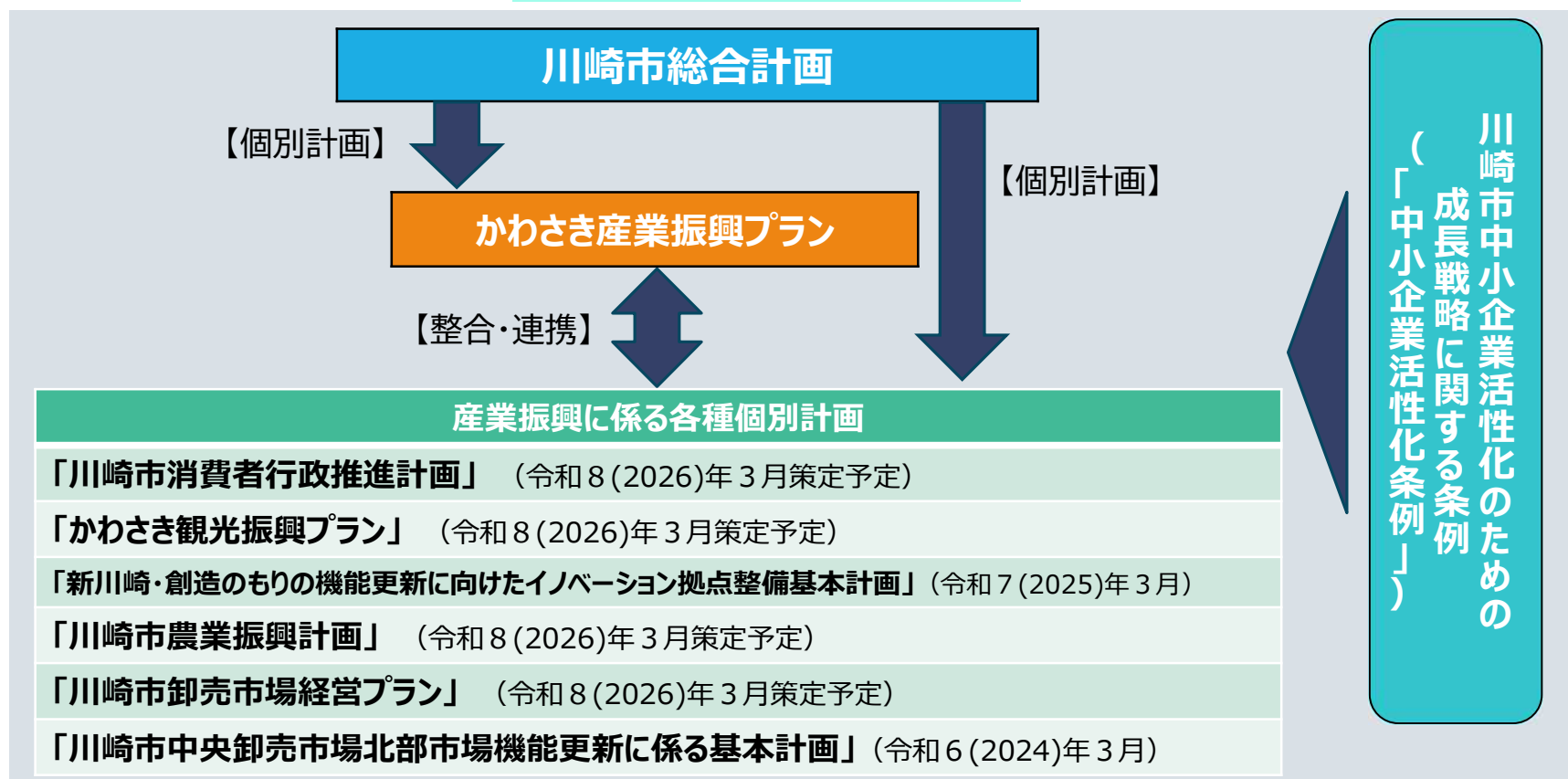


1-2.「かわさき産業振興プラン」の位置づけ

◆ (1) 「かわさき産業振興プラン」の位置づけ

- 「かわさき産業振興プラン」は、総合計画を上位計画とする産業振興に関わる個別計画であり、総合計画に掲げるまちづくりの基本目標である「力強い産業都市づくり」の実現に向けた、本市の産業振興の方向性を定めるものです。
- 平成26(2014)年度に本市経済界が中心となって主体的に検討された、「川崎市における中小企業の活性化のための条例制定について」の要望を受け、平成28(2016)年4月に「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（以下、「中小企業活性化条例」という。）」が施行されました。本条例は、中小企業の経営力の向上や新事業展開の促進等、実効性のある中小企業活性化が図られることを目的としており、「かわさき産業振興プラン」は、本条例における中小企業の活性化施策に関する実施計画として位置づけています。

【「かわさき産業振興プラン」の位置づけ】



1-2.「かわさき産業振興プラン」の位置づけ

◆ (2) 「かわさき産業振興プラン」の計画期間

- 令和 7 (2025)年度に改定される総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造を基本としています。
- 基本構想は今後30年間程度を展望した市政運営の基本理念等を定める構想、基本計画は令和 8 (2026)年度から概ね12年間を計画期間とする長期計画、実施計画は令和 8 (2026)～令和11(2029)年度の 4 年間を対象とする中期計画と位置づけられています。
- 総合計画の改定方針を踏まえ、次期「かわさき産業振興プラン」は、令和 8 (2026)～令和19(2037)年度までの12年間を新たな計画期間とし、計画期間中の具体的な取組の方向性を定める実行プログラムを策定します。
- また、実行プログラムについては、総合計画第 4 期実施計画と連動し、「かわさき産業振興プラン 第 4 期実行プログラム」として、令和 8 (2026)～令和11(2029)年度までの 4 年間を計画期間とします。

【川崎市総合計画及び「かわさき産業振興プラン」の計画期間】

川崎市総合計画	□ 基本構想：今後30年程度を展望		
	□ 基本計画：令和 8 (2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間		
	第 4 期 実施計画	第 5 期 実施計画	第 6 期 実施計画
	令和 8 (2026)年度～令和11(2029)年度	令和12(2030)年度～令和15(2033)年度	令和16(2034)年度～令和19(2037)年度
かわさき 産業振興プラン	□ 計画期間：令和 8 (2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間		
	第 4 期 実行プログラム	第 5 期 実行プログラム	第 6 期 実行プログラム
	令和 8 (2026)年度～令和11(2029)年度	令和12(2030)年度～令和15(2033)年度	令和16(2034)年度～令和19(2037)年度

➡ 実行プログラムの終期を迎えるごとに、柔軟かつ機動的な計画になるよう見直しを行う

1-2.「かわさき産業振興プラン」の位置づけ

◆ (3) 「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって

□ 「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって、次の点を踏まえて施策の方向性や具体的な取組の検討を進めてきました。

① 市内産業の現状・動向

市内従業者数、事業所数の産業別推移、付加価値額の大都市比較などの基礎情報による市内産業の現状把握を行い、市内産業の特色、今後の動向等の策定への反映

② 本市を取り巻く社会経済環境の変化

市内中小企業等の持続的な成長を促進し、活性化に向けた取組を推進していくために、労働力人口の減少や多様化する経営課題への対応等の社会経済環境の変化を的確に把握

③ データを活用した政策形成

データに基づく現状把握や課題分析、目標設定等を行うなど、政策形成におけるデータの利活用

④ これまでの評価結果及び事業者等の意見

現行の「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」における取組を総括し、その結果を踏まえるとともに、残された課題を的確に把握し、その解決を図る取組の検討の実施

また、市内事業者が抱える課題等を的確に認識するため、市内の学識経験者・関係団体等を構成員とした、附属機関である「川崎市産業振興協議会」の委員の意見や、市内事業所を対象とした実態把握調査、事業者への個別ヒアリングを通じていただいた意見等を踏まえた検討の実施

（【参考】附属機関での意見聴取（令和6年度以降実施）・川崎市産業振興協議会 3回・中小企業活性化専門部会 4回）

⑤ 総合計画の改定方針との整合性の考慮

総合計画の改定方針を踏まえ、次期「かわさき産業振興プラン」は、市民や事業者にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画になるよう見直しの実施

また、デジタル化の進展を踏まえ、パソコンやタブレット端末からの参照を前提とした横型のレイアウト構成とし、従来の冊子形式による発行から、アクセス性の向上や環境負荷の軽減等を図るため、電子媒体での作成の推進

第2章 本市の現状と本市を取り巻く社会経済環境の変化

2-1. 市内産業の現状・動向

- (1) 事業所数・従業者数
- (2) 産業別事業所数・従業者数
- (3) 市内総生産・付加価値額特化係数
- (4) 働きやすいまち・かわさき
- (5) 産業関連施設・集積状況等
- (6) 本市で創出される多様な価値
- (7) 本市の地理的優位性

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

- (1) 労働力不足と後継者不足の深刻化
- (2) デジタル技術や最先端技術の普及
- (3) 循環共生型社会の実現に向けた経営環境の変化
- (4) 価値観や生活様式の多様化・変化
- (5) 多様化する経営課題や事業環境の加速度的な変化
- (6) 気候変動による異常気象の増加
- (7) 不安定かつ競争が激化する世界経済下での
サプライチェーン対策

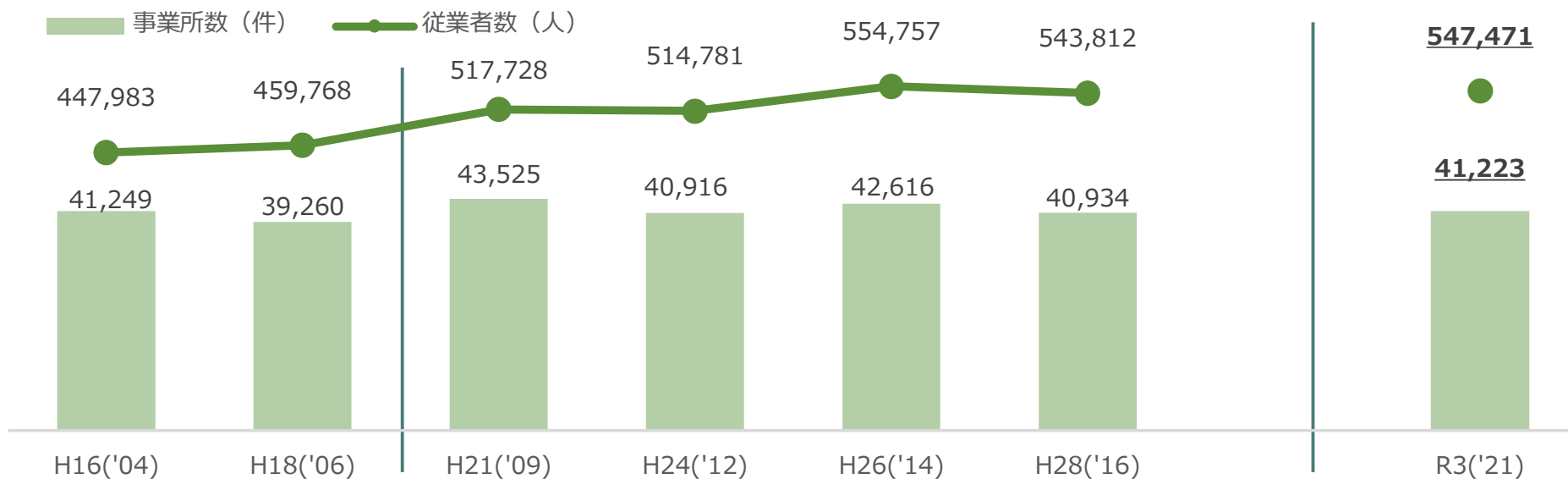
2-1. 市内産業の現状・動向

本市の企業活動の動向

◆ (1) 事業所数・従業者数 (図-1)

- 「経済センサス活動調査」(総務省)によると、令和3(2021)年において事業所数は41,223事業所、従業者数は547,471人となっています。
- 事業所数及び従業者数は平成26(2014)年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

【図-1 事業所数・従業者数の推移】



※平成18(2006)年以前の数値は「事業所・企業統計調査」(総務省)の数値であり、平成21(2009)年以降の「経済センサス」の数値と単純比較はできない。
 ※令和3(2021)年の経済センサスは、過年度の経済センサスと調査対象が異なっており、平成21(2009)年～平成28(2016)年の経済センサスの数値と単純比較はできない。

出典：総務省「事業所・企業統計調査」【平成16(2004)年及び平成18(2006)年】、
 総務省「経済センサス」【平成21(2009)年から令和3(2021)年】

2-1. 市内産業の現状・動向 本市の企業活動の動向

◆ (2) 産業別事業所数・従業者数（表-1）

- 事業所数、従業者数ともに、「卸売業，小売業」が平成28(2016)年、令和3(2021)年のいずれも最も多くなっています。
 - 事業所数の構成比は「情報通信業」、「学術研究，専門・技術サービス業」が上昇し、「宿泊業，飲食サービス業」で減少しています。
 - 従業者数の構成比は「サービス業（他に分類されないもの）」、「医療，福祉」が上昇し、「学術研究，専門・技術サービス業」が減少しています。
- ※「電気・ガス・熱供給・水道業」は対象数が少ないため、上記では言及していません。

【表-1 産業大分類別の事業所数・従業者数の推移】

業種大分類	事業所数		構成比 (%)			従業者数		構成比		
	H28('16)	R3('21)	H28('16)	R3('21)	構成比 変化率	H28('16)	R3('21)	H28('16)	R3('21)	構成比 変化率
合計	40,934	41,223	100.0	100.0	-	543,812	547,471	100.0	100.0	-
第一次産業	64	74	0.1	0.1	14.8%	650	561	0.1	0.1	-14.3%
農林漁業	64	74	0.2	0.2	14.8%	650	561	0.1	0.1	-14.3%
第二次産業	6,863	6,946	16.8	16.8	0.5%	98,902	99,796	18.2	18.2	0.2%
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	3,829	4,108	9.4	10.0	6.5%	30,420	31,236	5.6	5.7	2.0%
製造業	3,034	2,838	7.4	6.9	-7.1%	68,482	68,560	12.6	12.5	-0.6%
第三次産業	34,007	34,203	83.1	83.0	-0.1%	444,260	447,114	81.7	81.7	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	23	41	0.1	0.1	77.0%	1,626	685	0.3	0.1	-58.2%
情報通信業	678	930	1.7	2.3	36.2%	38,364	35,867	7.1	6.6	-7.1%
運輸業，郵便業	1,330	1,248	3.2	3.0	-6.8%	36,745	34,806	6.8	6.4	-5.9%
卸売業，小売業	8,844	8,150	21.6	19.8	-8.5%	100,393	105,391	18.5	19.3	4.3%
金融業，保険業	469	456	1.1	1.1	-3.5%	8,893	7,851	1.6	1.4	-12.3%
不動産業，物品賃貸業	3,853	4,349	9.4	10.5	12.1%	15,772	17,190	2.9	3.1	8.3%
学術研究，専門・技術サービス業	1,716	2,159	4.2	5.2	24.9%	32,983	24,081	6.1	4.4	-27.5%
宿泊業，飲食サービス業	5,827	4,848	14.2	11.8	-17.4%	53,534	45,674	9.8	8.3	-15.3%
生活関連サービス業，娯楽業	3,476	3,208	8.5	7.8	-8.4%	20,298	18,319	3.7	3.3	-10.4%
教育，学習支援業	1,407	1,515	3.4	3.7	6.9%	21,819	21,624	4.0	3.9	-1.6%
医療，福祉	4,178	4,841	10.2	11.7	15.1%	71,516	85,460	13.2	15.6	18.7%
複合サービス事業	143	144	0.3	0.3	0.0%	3,524	3,430	0.6	0.6	-3.3%
サービス業（他に分類されないもの）	2,063	2,314	5.0	5.6	11.4%	38,793	46,736	7.1	8.5	19.7%

※「構成比変化率」は平成28(2016)年時点の産業別の構成率と比べて、令和3(2021)年の構成率がどの程度変化したかを示す指標。

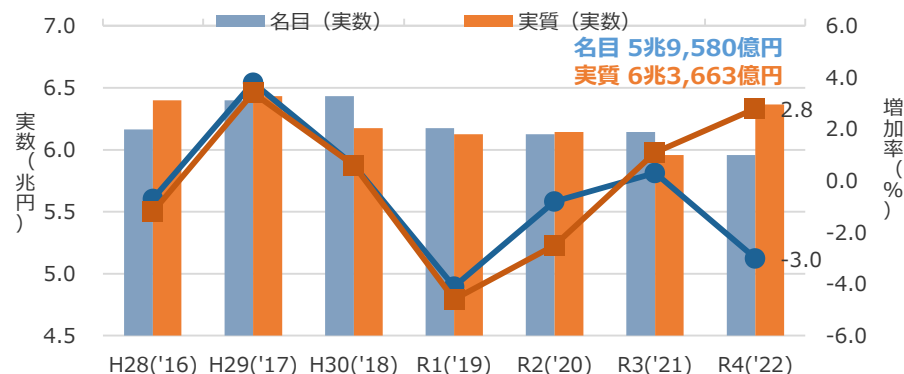
出典：総務省「経済センサス活動調査」【平成28(2016)年、令和3(2021)年】

2-1. 市内産業の現状・動向 本市の経済活動の動向

◆ (3) 市内総生産・付加価値額特化係数

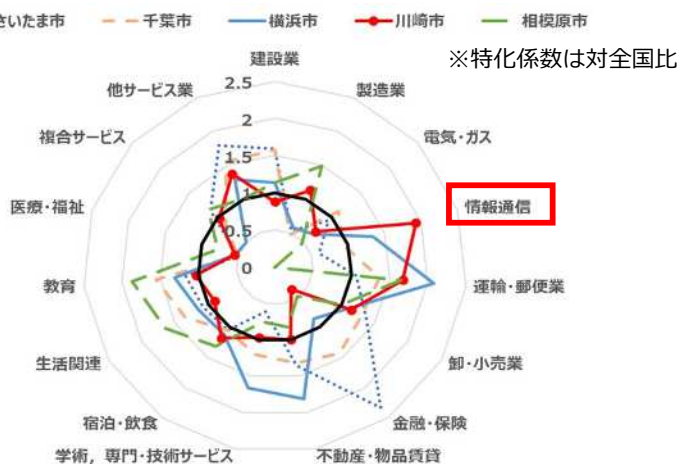
- 市内総生産はコロナ禍で大幅に減少したものの、緩やかに上昇し、令和4(2022)年度で実質6兆3,663億円となっています。(図-2)
- 市内総生産の産業別構成比では製造業が最も高く、全体構成比22.4%となっています。また、首都圏政令指定都市と比較した特化係数(各産業の地域における集積の程度を示す指標)をみると、特に情報通信業で高くなっています。(図-3、表-2)

【図-2 市内総生産の推移】



出典：川崎市「川崎市市民経済計算 令和4年度」

【図-3 首都圏政令指定都市特化係数(付加価値額)比較】



※相模原市の情報通信業は秘匿値のため特化係数算出不可

出典：総務省「経済センサス活動調査」【令和3(2021)年】

【表-2 市内総生産(名目)の産業別構成比】

		川崎市 (R3('21))		政令市平均 (R3('21))	全県計 (R3('21))
		金額 (10億円)	構成比	構成比	構成比
第1次	農林水産業	2	0.0%	0.1%	0.9%
	鉱業	1	0.0%	0.0%	0.1%
	製造業	1,369	22.4%	12.9%	21.5%
第2次	建設業	325	5.3%	5.5%	5.6%
	電気・ガス・水道・廃棄物 処理業	205	3.4%	2.6%	2.8%
	卸売・小売業	595	9.7%	16.4%	13.1%
第3次	運輸・郵便業	260	4.3%	4.5%	4.1%
	宿泊・飲食サービス業	83	1.3%	1.6%	1.4%
	情報通信業	447	7.3%	6.6%	4.9%
	金融・保険業	143	2.3%	4.3%	4.2%
	不動産業	1,068	17.4%	13.3%	12.0%
	専門・科学技術、業務支援 サービス業	466	7.6%	11.7%	8.5%
	公務	194	3.2%	4.1%	4.4%
	教育	189	3.1%	3.9%	3.5%
	保健衛生・社会事業	542	8.9%	8.7%	9.0%
	その他のサービス	233	3.8%	3.7%	3.8%
	小計	6,122	100.0%	100.0%	100.0%
	関税・消費税等	48			
	市内総生産	6,170			

出典：神奈川県「県民経済計算」【令和3(2021)年度】

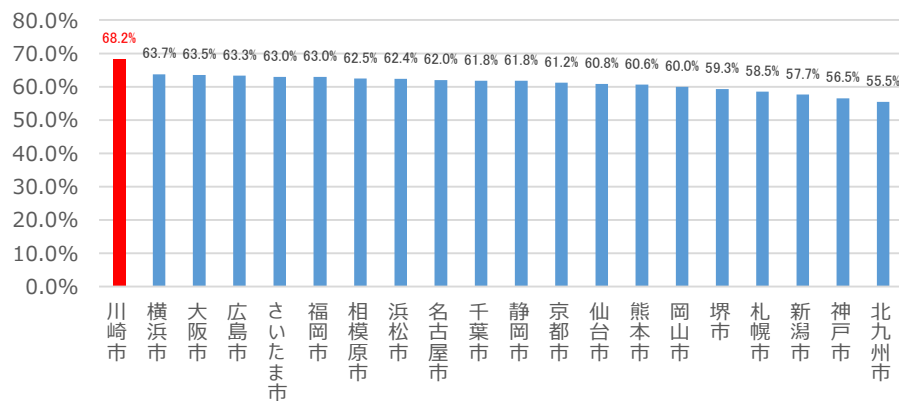
2-1. 市内産業の現状・動向

本市在住者の雇用動向

◆ (4) 働きやすいまち・かわさき

- 市内の有業率は68.2%で、政令指定都市比較で最も高いことから、働いている人が多く住んでおり、また、離職率は3.1%で、政令指定都市比較で最も低く、安定した環境で働いている労働者が多いと考えられます。(図-4、図-5)
- 雇用者一人あたり報酬額は大阪市に次いで2位で、労働者にとって所得の面で魅力的な環境になっていると考えられます。(図-6)
- 女性就業率、シニア(65歳以上)就業率の政令指定都市比較では平均を上回り、特に女性の就業率は政令指定都市比較で4位で、働いている女性が多いことがわかります。(図-7、図-8)

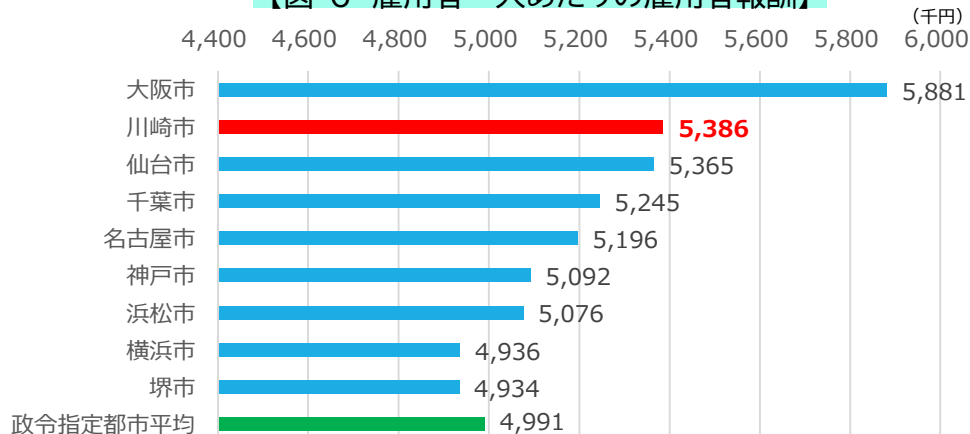
【図-4 川崎市の有業率(政令指定都市比較)】



※有業率…15歳以上人口に占める有業者の割合

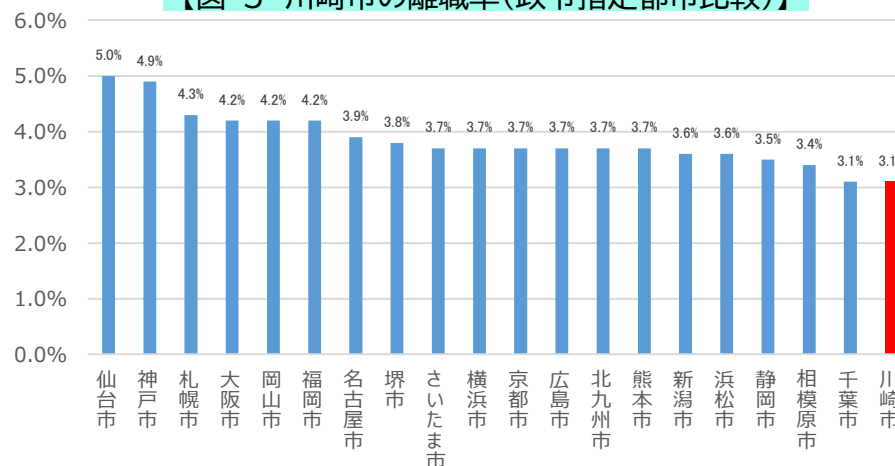
出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」から作成

【図-6 雇用者一人あたりの雇用者報酬】



出典：内閣府「県民経済計算」【平成23(2011)年度 - 令和2(2020)年度】
(2008SNA、平成27年基準計数) <47都道府県、16政令指定都市分>

【図-5 川崎市の離職率(政令指定都市比較)】



※離職率・・・離職者の1年前の有業者に占める割合＝離職者÷(継続就業者＋転職者＋離職者)×100

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」から作成

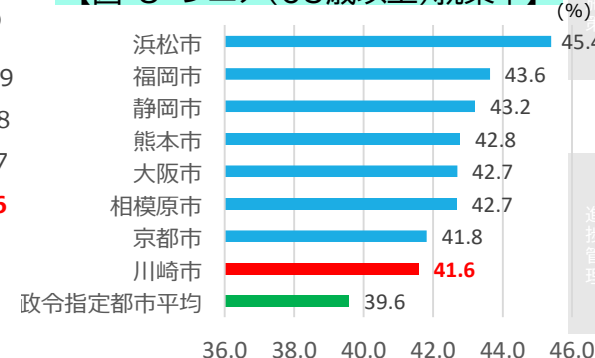
【図-7 女性就業率】



※女性の就業率は総数に占める有業者の割合

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」から作成

【図-8 シニア(65歳以上)就業率】



※高齢者の就業率は総数に占める有業者の割合

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」から作成

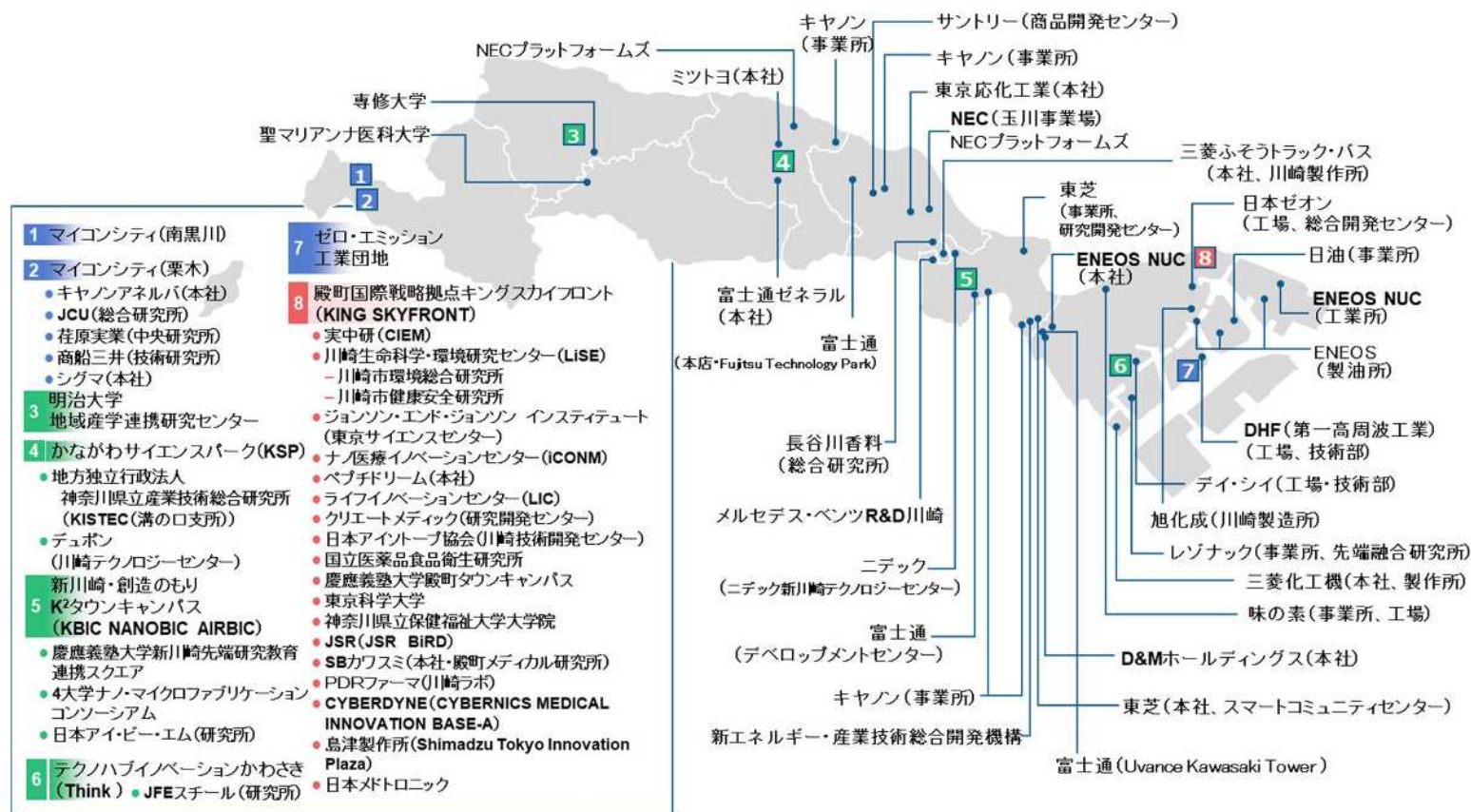
2-1. 市内産業の現状・動向

本市の産業拠点の状況

◆ (5) 産業関連施設・集積状況等 (1/2)

- 本市調査によると、市内には550を超える研究開発機関が立地し、臨海部や新川崎地区には世界最先端の研究開発拠点が形成され、研究者や技術者が集結しています。(図-9)
 - 近年、大手情報通信企業が市内に本社機能の集約を図るなど、拠点形成が進展しています。
 - 「令和2年国勢調査」(総務省)によると、市内に居住する15歳以上就業者に占める、技術者、またそのうちのIT人材(※)の割合は政令指定都市の中で1位となっており、拠点形成に係る人材が多く居住しています。
- (※) 技術者・・・職業大分類「専門的・技術的職業従事者」のうち、中分類「技術者」の総数。
 (※) IT人材・・・職業中分類「技術者」のうち、小分類「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の合計。

【図-9 市内の産業集積状況】



2-1. 市内産業の現状・動向

本市の産業拠点の状況

◆ (5) 産業関連施設・集積状況等 (2/2)

- 市内には官・民により整備された研究開発拠点が数多く形成され、ディープテック分野をはじめとした最先端の分野において、官・民による先端的な取組が多く展開されています。(図-10)
- 新川崎・創造のもりは延床10,000㎡超のラボスペースを備え、約50社のスタートアップ企業等が入居しています。

【図-10 市内の研究開発拠点の立地状況】



※イメージパース内の周辺建物は、Vexcel Imaging US社の都市モデルを使用しています。

出典: 川崎市

2-1. 市内産業の現状・動向 本市エリアの魅力

◆ (6) 本市で創出される多様な価値 (1/2)

- 本市ではさまざまな活動の担い手が、連携・共創の基盤を活かして、次世代の育成やつながりの創出、地域ブランド、安心の生活環境づくりなど、本市ならではの多様な価値を創出しています。

○次世代の担い手の育成

将来の産業界を担い、世界で活躍できる人材を育成することを目的として、市内の小・中学生を対象に、現役起業家や、技術者等との交流を通じ、起業家精神を学ぶことができる、アントレプレナーシップ教育プログラム（かわさきジュニアベンチャースクール）の実施や、市内の高校生を対象に、日本IBMや東京大学の研究者を招き、量子関連技術を学ぶことで、量子ネイティブ人材の輩出のきっかけとなる取組（量子サマーキャンプ）を行うなど、将来の産業界を担う子供たちへの人材教育を行っています。



かわさきジュニアベンチャースクール



Kawasaki Quantum Summer Camp



○市民と産業界のつながりの創出

住宅と工場が混在する高津区久地・宇奈根・下野毛地区及び中原区宮内地区で、ものづくりへの理解を深めるための工場見学イベント（オープンファクトリー）の実施や、農体験や若手農業者との交流を図るイベント（ファーマーズクラブ）の実施等、市内事業者と市民との交流を通じ、都市部で事業を営むことへの双方の理解促進に取り組んでいます。



オープンファクトリー



ファーマーズクラブ

○各種認証・認定制度を通じた企業・人材価値の向上

市内中小製造業などが生み出した優れた製品・技術を広く国内外にアピールし、販路拡大を支援することを目的として実施している「かわさきものづくりブランド」や、自立支援の理念に沿った革新的な福祉製品を認証し活用につなげる「かわさき基準（KIS）」など認証制度を通じて川崎のものづくり・イノベーションを支援しています。

また、一定年数勤続した従業員等を表彰する「川崎市商工業従業員永年勤続者表彰」のほかに、極めて優れた技術・技能を発揮して産業の発展や市民生活を支えている方々を「かわさきマイスター」に認定するなど、技術の奨励・継承、後継者育成に取り組んでいます。



○安心の生活環境づくり

本市商店街における街路灯、防犯カメラの整備の支援に取り組んでいるほか、大震災時、一時避難するための空間としての役割を果たす、市民防災農地の登録制度の活用を通じ、市民が安心できる環境づくりに取り組んでいます。

また、消費者を取り巻く社会経済環境の変化に伴い、複雑化かつ深刻化する消費生活に関する問題に対応するため、消費者被害の防止、救済及び消費者教育にも取り組んでいます。



商店街の街路灯



市民防災農地



川崎市消費者行政センター
キャラクター「てるみ〜にゃ」

2-1. 市内産業の現状・動向 本市エリアの魅力

◆ (6) 本市で創出される多様な価値 (2/2)

- 本市では、大企業等が保有する特許等の知的財産を中小企業に紹介し、連携・共創することで新たな価値を創出する取組や、地域が一体となった公共空間を活用したイベントの開催等の取組が進んでいます。(図-11)
- また本市では、そうした取組を担う事業者・起業家等のさまざまなニーズに対応できるよう、多様な支援機関等がサポートをしています。

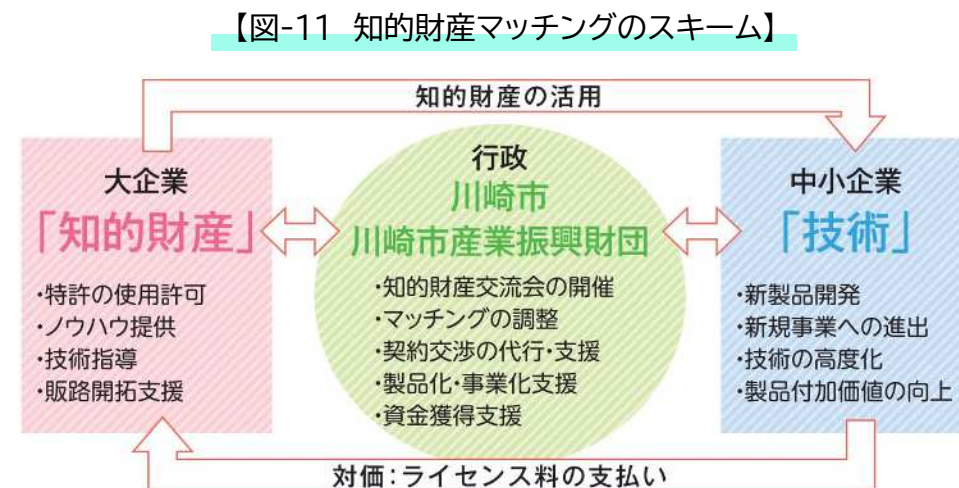
○大企業と中小企業の連携の創出

本市には全国を代表する大企業が数多くあり、そこで生まれる特許の中には製品化に至らないものもあります。

そこで、本市では地域産業活性化を目指し、大企業・研究機関が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に紹介し、中小企業の製品開発や技術力の高度化、高付加価値化を支援する知的財産マッチング事業に取り組んでいます。

川崎市産業振興財団に所属する知的財産コーディネーターが、マッチングから契約交渉、事業化まで、おせっかいと言われるほど一貫してサポートするのが特徴です。

令和7(2025)年3月末時点で成約48件、製品化34件と次々と自社製品が誕生しています。



○イベント等での市内公共施設・空間の利活用

本市のさまざまな場所で行われるイベントにおいて、市内の公共施設・空間を活用する取組が行われています。「かわさき市民祭り」ではメイン会場である富士見公園と隣接する川崎競輪場も会場となるなど、地域一体となって、賑わいの創出に取り組んでいるほか、地域関係事業者等による駅前空間を活用したマルシェや飲み歩きイベントなどの開催により、飲食店等個店同士のつながりや地域の活動の発表の場としても活用されています。



「かわさき市民まつり」



「しんゆりフェスティバル・マルシェ」

○市内に立地するさまざまな産業支援機関等

本市には事業者や労働者のさまざまなニーズに応じた支援機関が立地しており、機関同士が連携することで、地域全体の産業振興・雇用創出につながる基盤があります。(主な支援機関)

- **川崎商工会議所**
⇒ 経営指導、融資、セミナー等を通じ、市内地域の活性化を支援
- **地域密着型の金融機関**
⇒ 融資、経営相談、地域イベント等の実施、幅広いネットワークによる支援
- **川崎市産業振興財団**
⇒ 経営相談・技術支援・販路開拓・海外展開・人材育成等、総合的に支援
- **起業家支援拠点「K-NIC」**
⇒ 主に研究開発型スタートアップ向けに、起業・創業や起業後の成長を支援
- **川崎市海外ビジネス支援センター「KOBS」**
⇒ 市内事業者の海外展開状況に応じた伴走支援

2-1. 市内産業の現状・動向 本市エリアの魅力

◆ (7) 本市の地理的優位性

- 本市は首都圏へのアクセスが容易であることから商業や業務機能の集積が進んでいます。また、羽田空港との近接性を活かして、地域経済を活性化させるための取組を進めています。(図-12、図-13)

○首都圏の中心部にある立地優位性

本市は、陸海空のいずれのアクセスにも恵まれた交通のハブとして、大消費地である首都圏の中心部に位置しており、これまで京浜工業地帯の一翼を担いながら、我が国のものづくりを代表する国際的な都市として発展してきました。

その過程で、臨海部を中心に優れた技術力を有する大企業やそれを支える中小企業、研究開発機関などの集積が進みました。

また、東京や横浜へのアクセスが容易なことから、人口集中が進み、川崎駅や武蔵小杉駅などの交通結節点を中心に商業や業務機能の集積も進んでいます。

【図-12 川崎市へのアクセス】



出典：川崎市ホームページ「川崎周辺の路線図」

○羽田空港との近接性

本市は羽田空港に近接し、京急川崎駅から同空港までの所要時間が約20分という立地であり、海外のさまざまな都市へのアクセス性の高い環境となっています。

羽田空港と本市殿町3丁目地区との間を結ぶ「多摩川スカイブリッジ(羽田連絡道路)」が令和4(2022)年に開通したことで、地域経済を活性化させるための取組が進んでいます。

今後は、国道357号の整備も進められるなど、本市における羽田空港への交通利便性の更なる向上が期待されます。

【図-13 本市に隣接する羽田空港における国際線ネットワーク】



出典：国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所「空港の概要」より「羽田空港の国内線・国際線ネットワーク(2025年の夏ダイヤ)」

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(1) 労働力不足と後継者不足の深刻化

◆ 人口減少による国内需要の減少及び労働力不足の深刻化（図-14）

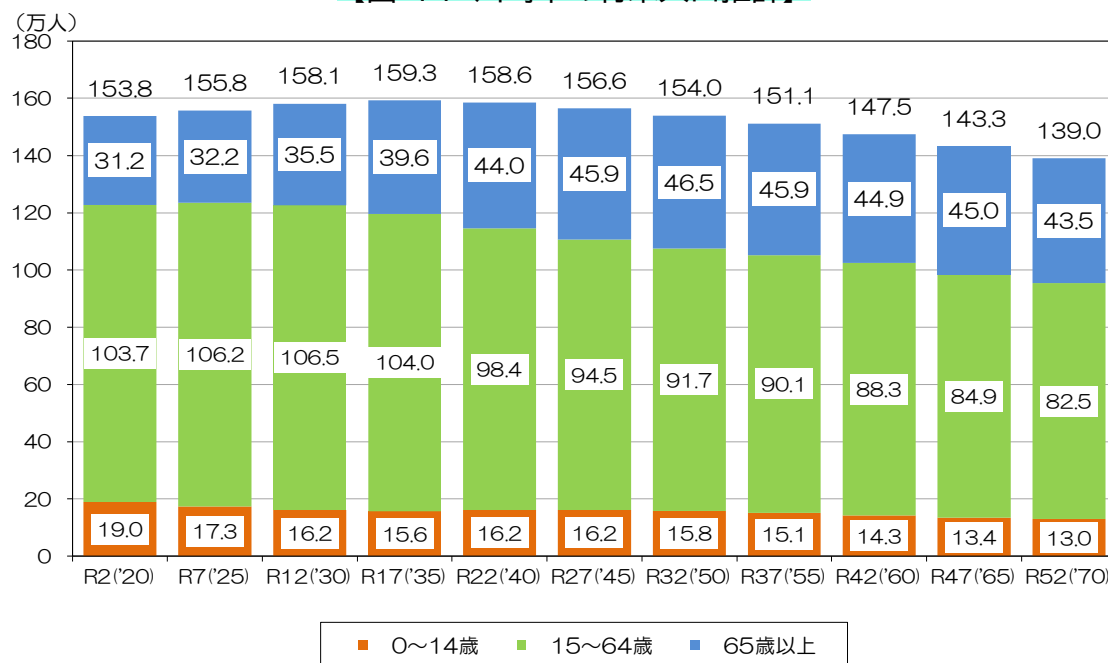
- 本市の総人口は令和17(2035)年の159.3万人をピークに減少に転じることが見込まれます。
- 生産年齢人口（15～64歳人口）は令和12(2030)年をピークに減少に転じることが見込まれます。
- 全国的に既に人口減少局面に入っており、国内需要の減少や労働力不足の深刻化が懸念されます。

◆ 経営者の高齢化及び後継者不足

- 神奈川県内の社長の平均年齢は平成2(1990)年と令和6(2024)年を比較して7.6歳上がっています。
- 中小企業における後継者不在率は減少傾向にありますが、引き続き、後継者問題は中小企業にとって重要な課題となっています。

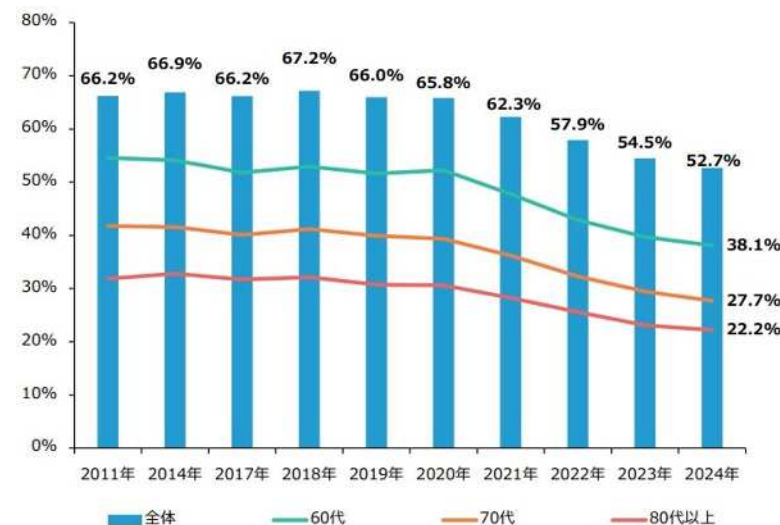
（図-15）

【図-14 川崎市の将来人口推計】



出典：川崎市「川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計」

【図-15 中小企業における後継者不在率の推移(経営者の年代別)】



※ここでの「中小企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のことを指す。
 なお、企業規模は企業概要ファイルの情報に基づき分類している。

※「全体」については、経営者年齢の情報がない企業も含んだ中小企業数に対する割合を示している。

出典：中小企業庁「2025年版中小企業白書」
 同庁が（株）帝国データバンク「企業概要ファイル」及び
 「信用調査報告書」を再編加工したもの

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(1) 労働力不足と後継者不足の深刻化

第1章
策定にあたって

◆ オープンイノベーションによる新しいビジネスの創出（競争力の強化）

- 市内・国内需要の減少が見込まれる中で、スタートアップへの支援等を通じてオープンイノベーションを推進し、新しいビジネスを創出し、市内企業の競争力を強化することが求められています。

第2章
現状と環境変化

◆ 生産性向上の推進による人手不足の緩和と経済成長の両立

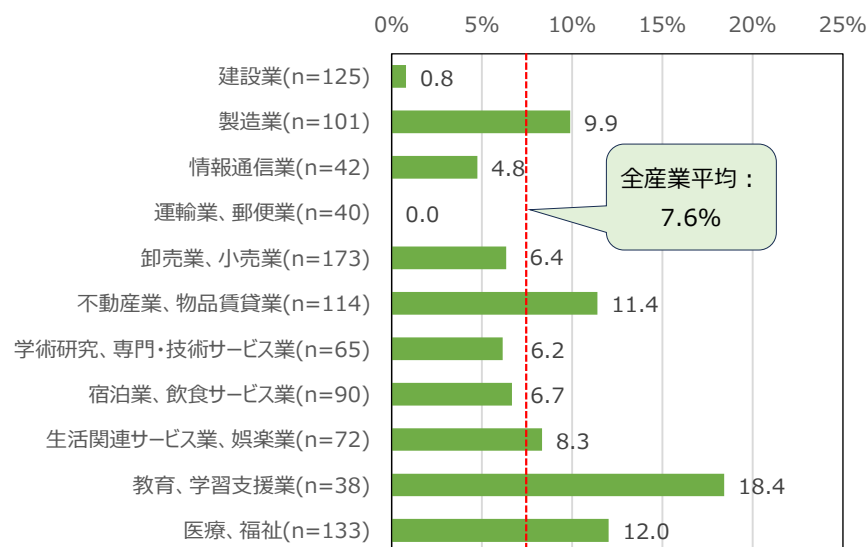
- 市内事業所経営実態調査では、「人材を十分に確保できている」と回答した事業所は7.6%にとどまり、多くの企業で人材不足が顕著になっています。生産性向上を進め、労働人口が減少していく中で持続的な経済成長をめざしていくことが課題となっています。（図-16）

◆ 人材への投資（産業構造の転換に柔軟に対応できるスキルアップ）

- ITニーズの拡大等を受け、企業で必要とされる人材が変化し、雇用のミスマッチが顕在化しています。（図-17）
- リスキングのほか、女性、高齢者、障がい者、外国人（留学生含む）などが働きやすく、また、雇用しやすくなるような環境整備が求められます。

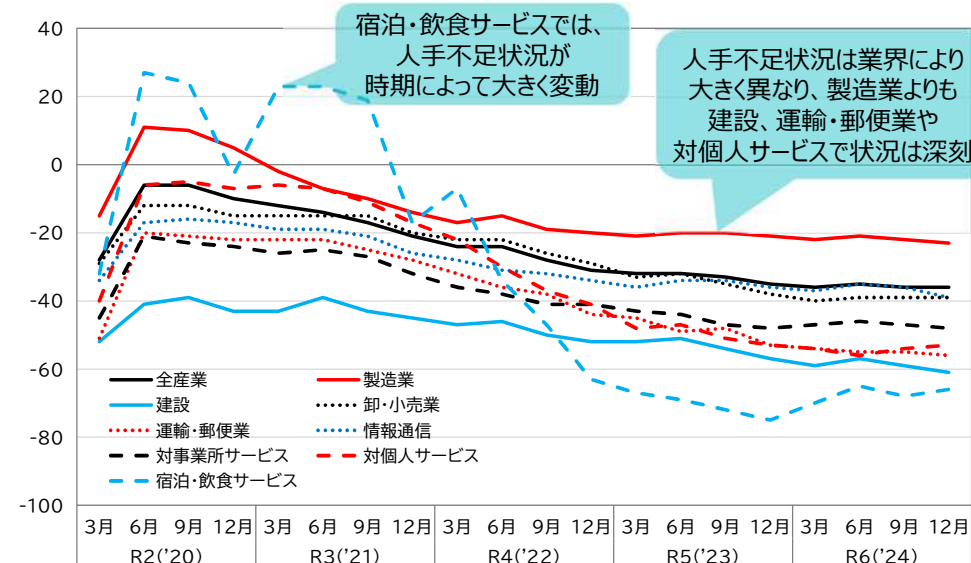
第3章
基本的な考え方

【図-16 人材を「十分に確保できている」と回答した事業所の割合（産業大分類別）】



出典：川崎市「令和6年度市内事業所経営実態把握調査」

【図-17 産業別の雇用欠員判断D.Iの推移（「過剰」-「不足」、%ポイント）】



出典：日本銀行「企業短期経済観測調査」

第4章
基本施策

第5章
進捗管理

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(2) デジタル技術や最先端技術の普及

◆ デジタル技術の進展（図-18、図-19）

- 情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」としてSociety5.0が第5期科学技術基本計画（平成28(2016)年閣議決定）で提唱されています。
- AIやIoT、5G、XR、メタバース、クラウド技術、ビッグデータ等の活用が企業だけでなく国民一人一人にも普及し、産業構造や企業活動、市民生活が大きく変革しています。
- DX推進は単なる技術導入に留まらず、企業のビジネスモデル、組織文化、働き方そのものを変革する重要な経営課題となっており、企業規模を問わずDX推進が求められています。
- 企業におけるDXの取組も進展し、これらにより、生産性向上や新たな価値創出が進むことが期待されています。

第1章
策定にあたって

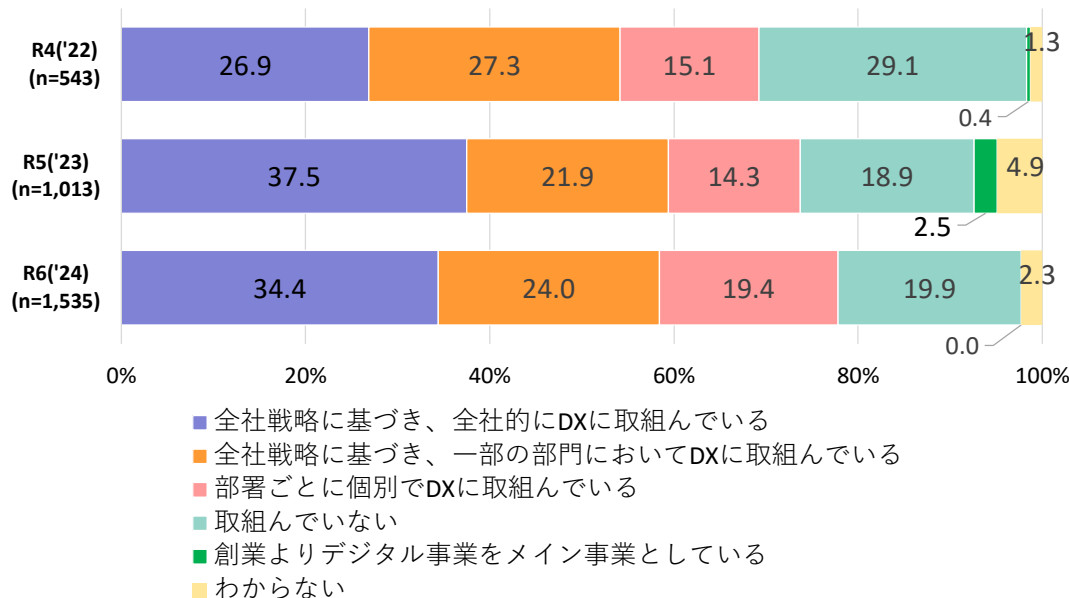
第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
進捗管理

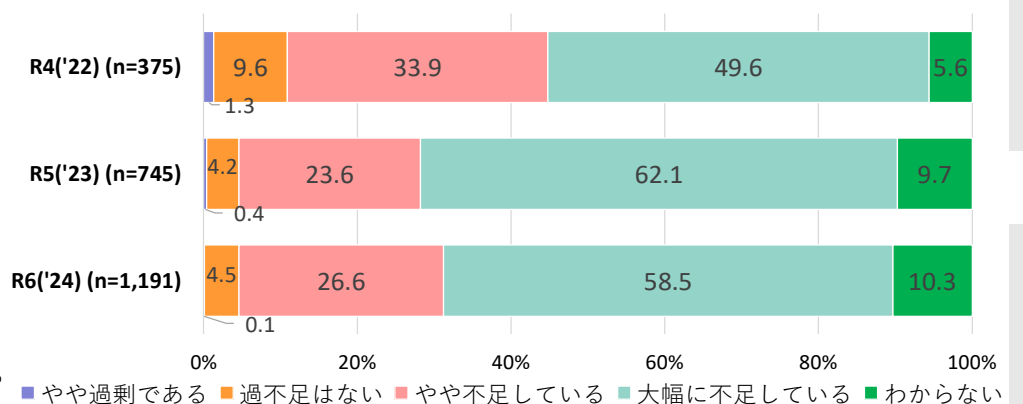
【図-18 企業におけるDXの取組状況（経年変化比較）】



令和6(2024)年度調査は「創業よりデジタル事業をメイン事業としている」の選択肢なし

出典：独立行政法人情報処理推進機構「DX動向2025」

【図-19 企業におけるDXを推進する人材の確保状況（経年変化比較）】



DXへの取組状況の設問で「全社戦略に基づき、全社的にDXに取り組んでいる」「全社戦略に基づき、一部の部門においてDXに取り組んでいる」「部署ごとに個別でDXに取り組んでいる」と回答した企業が対象

出典：独立行政法人情報処理推進機構「DX動向2025」

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(2) デジタル技術や最先端技術の普及

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

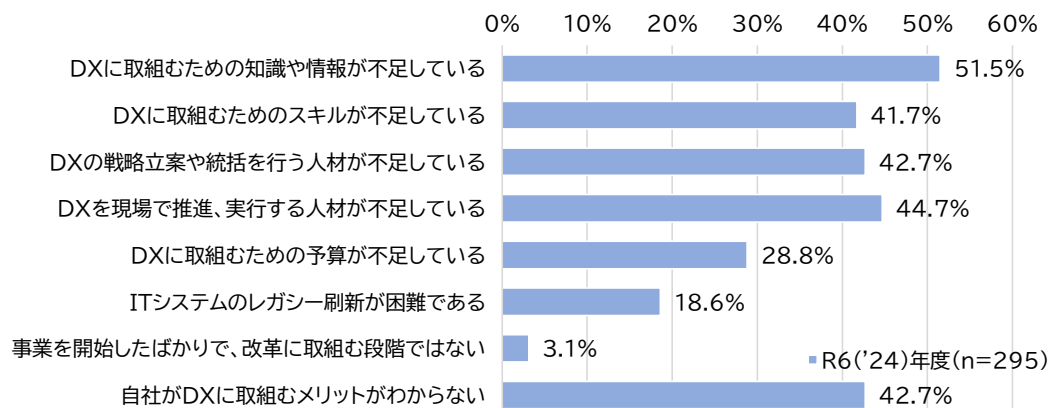
◆ デジタル人材とリスキリング（図-20）

- デジタル技術の進展やニーズの高まりに伴い、デジタル格差やセキュリティ課題、デジタル人材の不足といった問題も顕在化されてきており、リスキリングによるデジタル人材不足緩和への期待が高まっています。

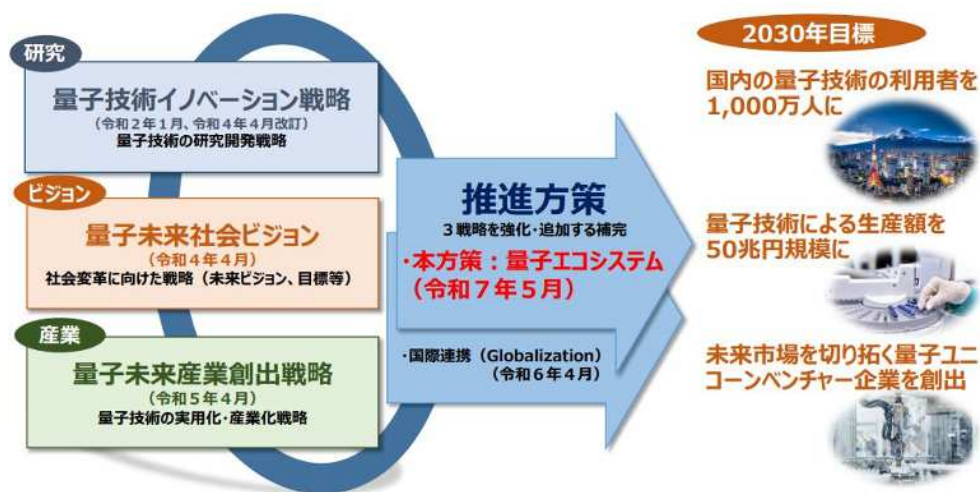
◆ 量子技術の進展（図-21）

- 世界的に量子技術の実用化・産業化が進められている中で、我が国では量子技術イノベーション会議が「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」を令和6（2024）年に策定し、利用環境の整備強化やスタートアップ等の創業・成長支援の強化等の方針が示されています。
- 本市においても、市内の大企業や中小・スタートアップ企業が量子技術や量子コンピューターの部材開発等に取り組んでいるとともに、市内全域での量子分野のイノベーション創出をめざした「量子イノベーションパーク」の形成に向けて、中核拠点である新川崎・創造のもりへの新たな拠点の整備が進められており、市内への量子技術プレイヤーの更なる集積が期待されます。

【図-20 DXに取り組んでいない理由】



【図-21 量子エコシステム構築に向けた推進方策】



出典：独立行政法人情報処理推進機構「DX動向2025」を加工

出典：内閣府「量子エコシステム構築に向けた推進方策概要（令和7年5月30日量子技術イノベーション会議）」より抜粋

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(3) 循環共生型社会の実現に向けた経営環境の変化

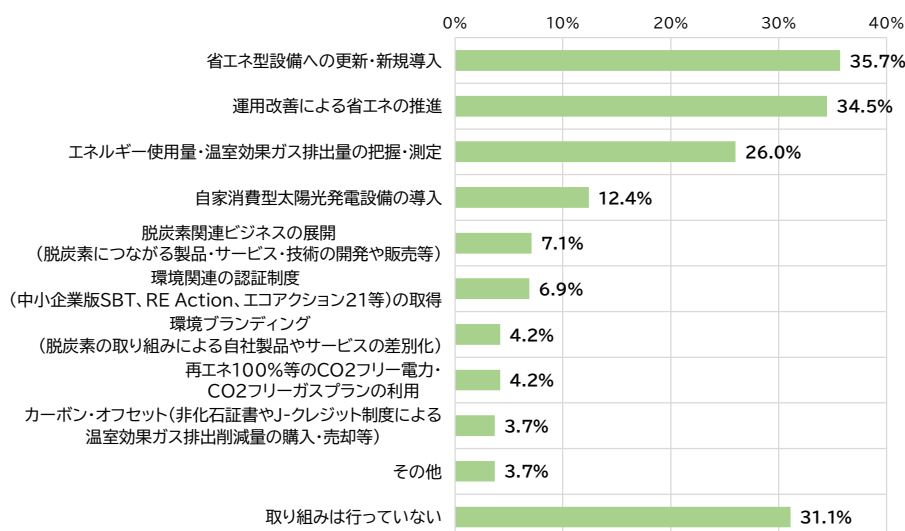
◆ 脱炭素化・カーボンニュートラルの実現に向けた取組

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和3(2021)年に「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と初めて断定し、温室効果ガスの排出が止まらない限り、気温は上昇を続けると予測しています。
- 気候変動に起因するとされる異常気象等が従前よりも高い頻度で発生するようになり、世界的に気候変動への対策の機運が高まっています。さらに、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」の制定など、脱炭素化やカーボンニュートラル（温室効果ガスの実質ゼロ排出）達成をめざす動きが企業レベルでも求められるようになってきています。
- サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量が企業価値に影響を与えることから、中小企業を含むサプライチェーン全体の企業の脱炭素経営を促進することが求められています。（図-22）

◆ GXやESG投融資への注目の高まり

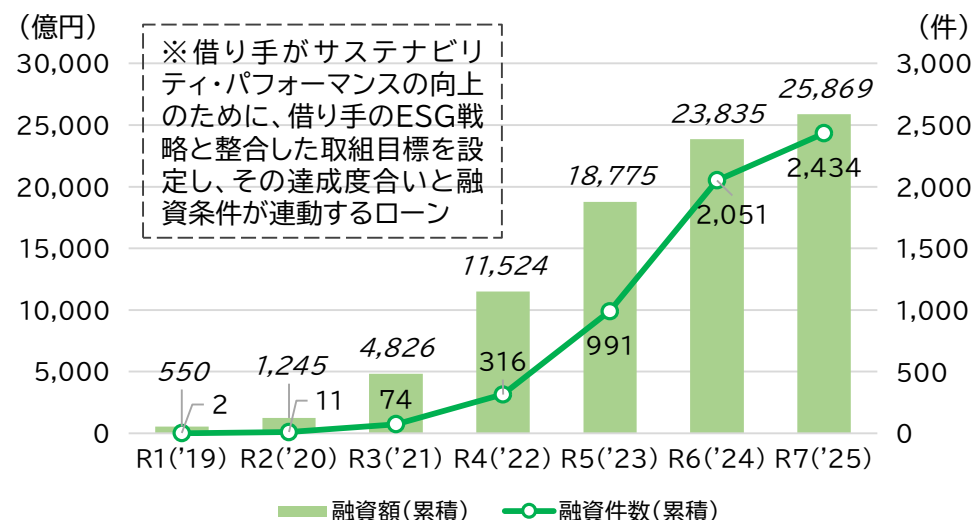
- 脱炭素化やカーボンニュートラル等に対する企業の取組への期待・要請が高まっているなかで、そのような取組をビジネスの枠組で捉えるGX（グリーン・トランスフォーメーション）や、企業の取組を評価するESG投融資への注目が高まっています。（図-23）
- 一方で、特に中小企業にとっては、経営者の課題の中で脱炭素化やESG投融資の必要性を感じているものの優先度は決して高くないものとなっています。

【図-22 中小企業における脱炭素に関する取組内容】



出典：日本商工会議所・東京商工会議所「「2025年度中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査」集計結果」より作成

【図-23 国内のサステナビリティ・リンク・ローン(※)の融資額及び融資件数(累積)】



出典：環境省ホームページ「グリーンファイナンスポータル」より抜粋

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(3) 循環共生型社会の実現に向けた経営環境の変化

第1章
策定にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
進捗管理

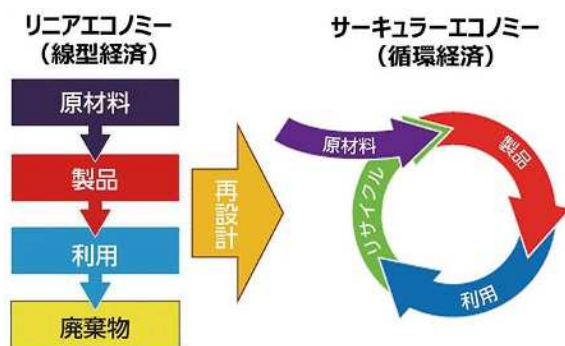
◆ サークュラーエコノミーの推進（図-24）

- 「サーキュラーエコノミー（循環経済）」が世界的に注目されています。これは、従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加え、資源を効率的に循環させることで、持続可能な社会の形成と経済成長を両立させる経済システムです。
- 資源を安定的に調達することのリスクや、廃棄物の処分能力、長期的に「選ばれる」製品・サービスといった点から、循環型社会形成にも寄与すると考えられています。
- 一方で、個々の主体での取組だけでは経済合理性を確保することが難しいことから、サーキュラーエコノミーに野心的・先進的に取り組む国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等で構成される「サーキュラーパートナーズ」が令和5（2023）年に立ち上げられ、今後の動向が注目されます。

◆ 生物多様性の主流化に向けた取組（図-25）

- ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」です。これからは自然環境保全の取組だけでなく、生物多様性を減少させ続けてきたこれまでの生産や消費のあり方を根本から変革するような、経済社会の変革及び政策を組み合わせることが必要です。
- 我が国では、「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年ミッションとして「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げるとともに、令和6（2024）年に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、企業のネイチャーポジティブ経営への移行が求められています。

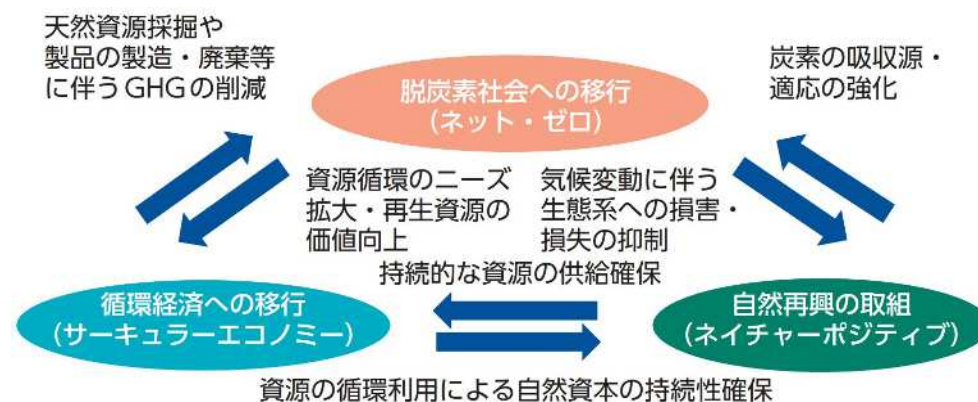
【図-24 サークュラーエコノミー】



出典：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

【図-25 脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済に向けたシナジー】



出典：環境省「令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

循環経済、自然再興、炭素中立等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、シナジーを発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決に向け横断的に取り組んでいく必要があります。

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(4) 価値観や生活様式の多様化・変化

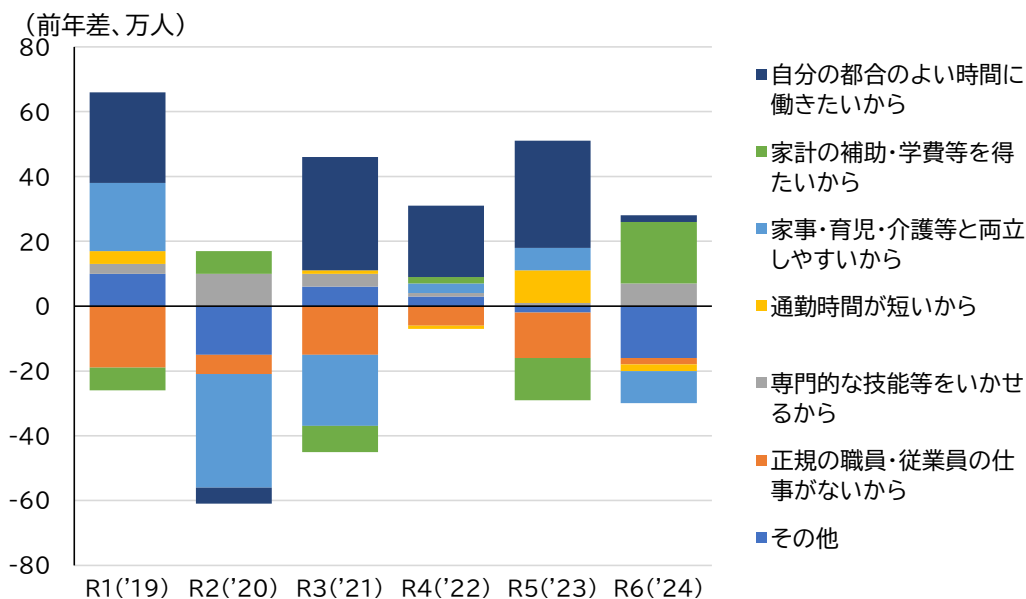
◆ 生活スタイルや生活パターンに合わせた柔軟な働き方の普及（図-26）

- 共働き世帯の増加、フリーランスの増加、高齢者や外国人の雇用の増加等、就労環境が多様化しています。コロナ禍を契機とした生活様式の変化に伴い、テレワークの普及なども見られます。

◆ エコマース、フードデリバリーなどの新しい生活様式への変化（図-27）

- エコマース、フードデリバリーの利用が拡大するなど、消費活動における価値観は多様化、変化しています。衣料品や住関連商品に関しては、AR・VR・XR等デジタル技術の進展・普及に伴い、自宅にいながらもサイズ感や質感、室内配置イメージなどを得やすくなってきたことで、自分の目で確かめられるという店頭購入ならではの強みが薄くなる側面も出てきています。

【図-26 現職を選択した理由別に見た非正規雇用労働者数の推移(前年差)】 【図-27 物販系分野のBtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移】



出典：総務省「労働力調査（詳細集計）」（各年）より作成



出典：経済産業省「令和6年度 電子商取引に関する市場調査 報告書」

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(4) 価値観や生活様式の多様化・変化

第1章
第1節
第1項
第1号

第2章
第1節
第1項
第1号

第3章
第1節
第1項
第1号

第4章
第1節
第1項
第1号

第5章
第1節
第1項
第1号

◆ 立地環境を活かしたインバウンド需要の取り込み

- 令和6(2024)年の訪日外国人旅行者による旅行消費額は約8.1兆円で、過去最高となっており、令和5(2023)年の約53%増となっています。また、訪日外客数も令和6(2024)年は3,687万人と過去最高を更新し、1人あたり旅行支出も22.7万円と、前年比で約7%の増加が見られます。(図-28)
- 本市では、都心や日本の玄関口の一つである羽田空港に隣接する立地環境を活かして、外国人旅行者向けのプロモーション活動等に取り組んでいます。

◆ 魅力ある個店の創出

- 平成27(2015)年から令和6(2024)年の10年間で、市内の商店街数が3割弱減少しています。(図-29)
- 商店街等における個店では、経営者の高齢化や後継者不在等の課題により、廃業や空き店舗の発生が続いており、地域の賑わいを支える個店の力を高め、魅力ある店舗づくりを促進していくことが求められています。

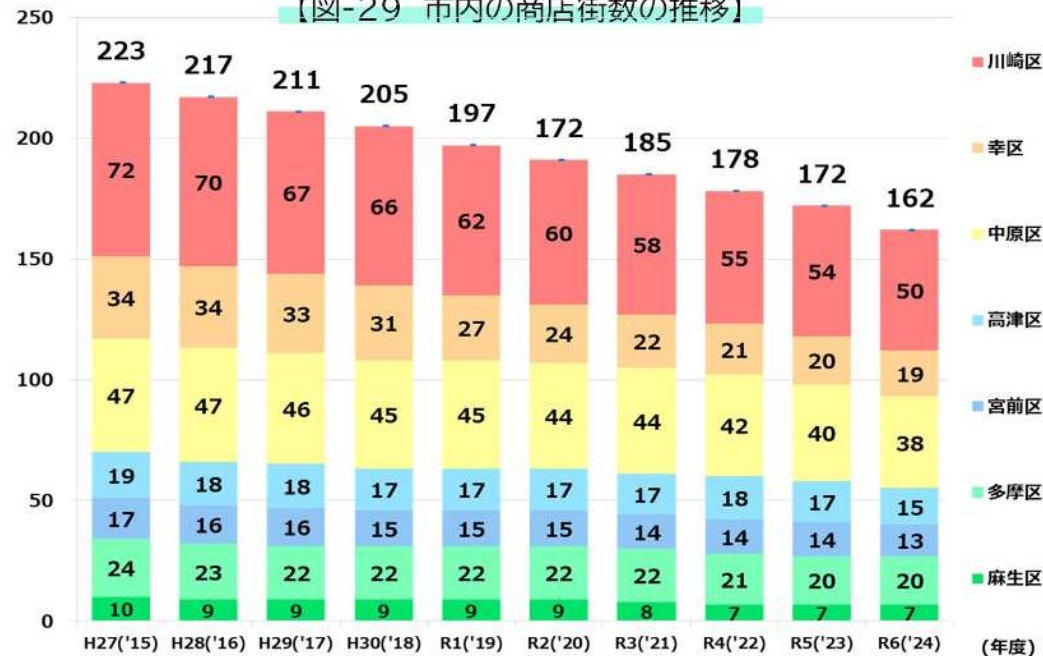
【図-28 訪日外国人旅行者による年間の旅行消費額の推移】



出典：観光庁「インバウンド消費動向調査」【令和6(2024)年】

(商店街)

【図-29 市内の商店街数の推移】



出典：川崎市

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(5) 多様化する経営課題や事業環境の加速度的な変化

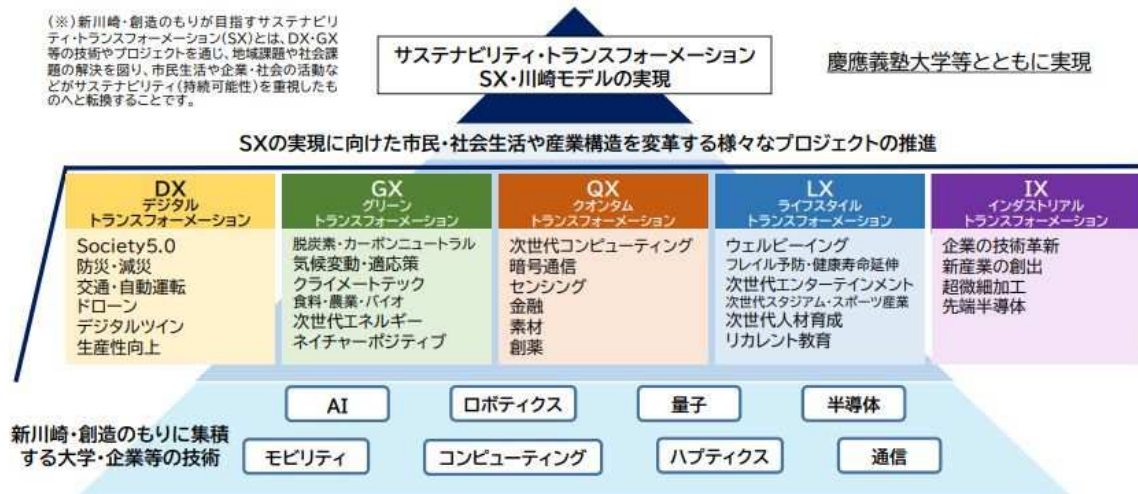
◆ 持続的な産業への戦略的な構造転換の必要性の高まり

- 経営課題が多様化し、事業環境が加速度的に変化してきている中で、今後もさらに変化が続くと思われる社会経済環境への備えが重要になってきています。
- 令和5(2023)年に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」では、新たな国土の将来ビジョン「時代の重大な岐路に立つ国土」をめざし、産業と環境に関連して、国土の刷新に向けた重点テーマの1つとして「持続可能な産業への構造転換」が掲げられています。
- 本市の新川崎・創造のもりエリアでは、サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）の実現に貢献する研究開発拠点として取組を進めるとともに、臨海部エリアにおいても、2050年のカーボンニュートラル社会の実現を牽引するコンビナートの形成や、カーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を進めています。（図-30）

◆ 複雑かつ予測困難な事象に対するレジリエンス経営の必要性の高まり

- 自然災害やパンデミック、地政学リスク、経済変動など、複雑かつ予測困難な事象が頻発しています。経営資源の限られる中小企業においては、このような危機に直面した際の影響が大きくなりがちです。
- 本市では、長きにわたって本市の産業をリードしてきた製鉄所の高炉等が休止するなど、産業構造に大きな変化が生じています。（図-31）
- このような環境下で企業が持続的な成長を遂げていくためには、さまざまな危機に柔軟に対応し、速やかに回復する力を備えた「レジリエンス経営」を行っていくことが重要です。

【図-30 新川崎・創造のもりがめざす姿】



出典：川崎市「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」

【図-31 「力強い産業都市づくり」の役割を担う川崎臨海部】



出典：川崎市

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

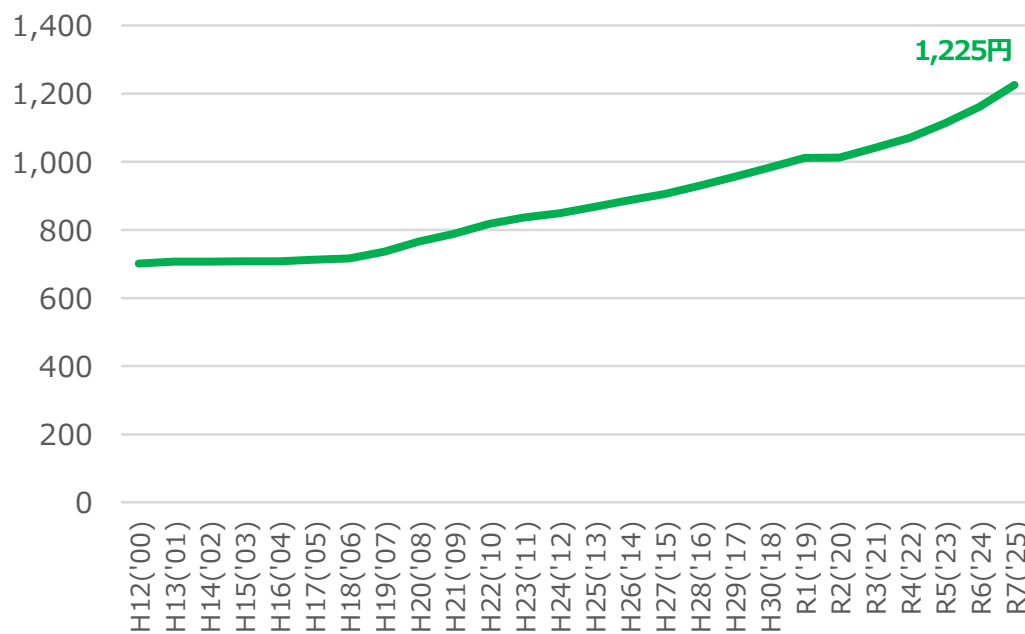
(5) 多様化する経営課題や事業環境の加速度的な変化

◆ 価格転嫁や賃上げへの対応

- 全都道府県で最低賃金が1000円を超えるなど、物価高騰や人手不足を背景に賃上げの動きが高まっており、本市においても令和6(2024)年度の調査では約7割の企業が賃上げを実施しています。(図-32)
- その一方で、人件費増分を含むコスト増を価格転嫁することについては、特に中小企業においては取引継続上の点などから難しい面があります。(図-33)

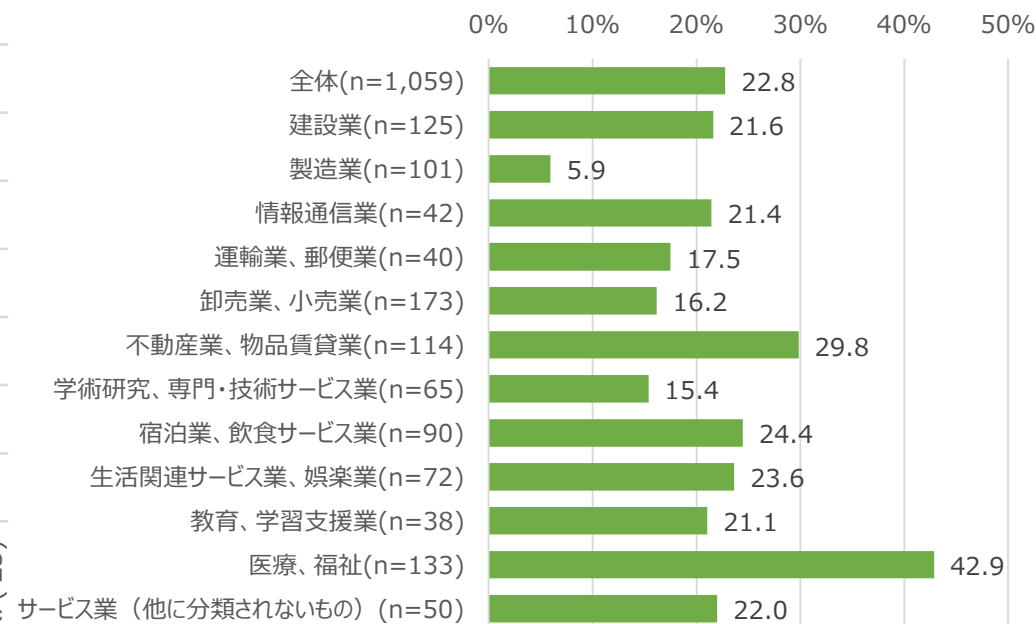
【図-32 神奈川県最低賃金の推移(平成12(2000)年以降)】

(時給、円)



出典：神奈川労働局「神奈川県の最低賃金金額改正一覧」

【図-33 コスト上昇の価格転嫁が「全くできていない」との回答割合】



出典：川崎市「令和6年度市内事業所経営実態把握調査」

中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画

出典：内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

令和11(2029)年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルム(社会通念)として定着させます。この実現に向け、賃上げを促進するため、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」を実行します。具体的には、①官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、②中小企業・小規模事業者の生産性向上、③事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善に取り組みます。

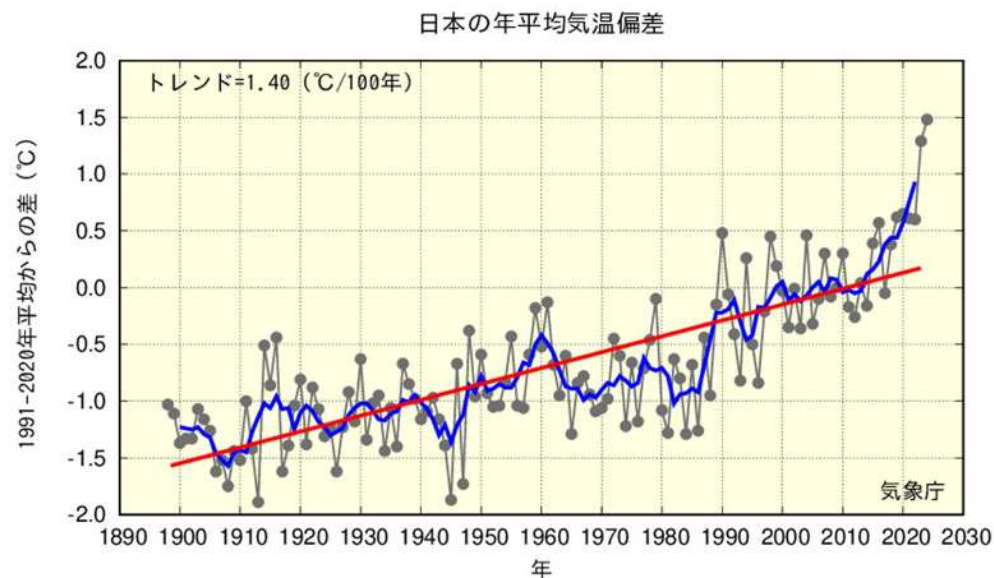
2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(6) 気候変動による異常気象の増加

◆ 巨大災害・パンデミックに対応できる持続可能な地域形成

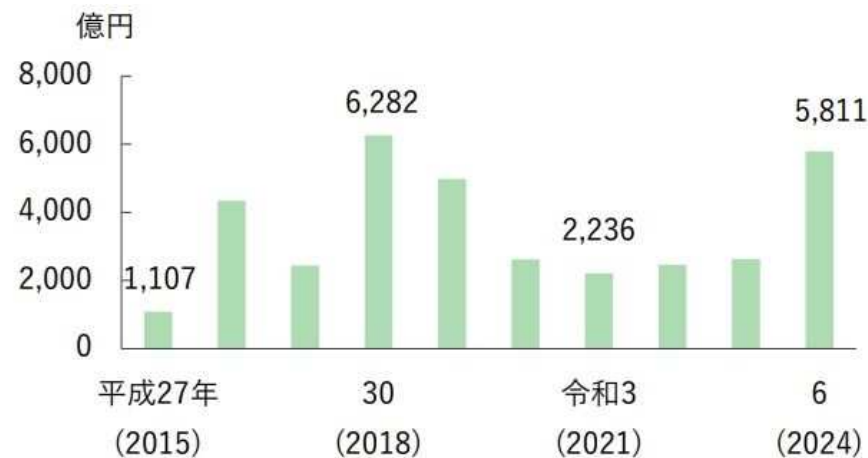
- ❑ 風水害や地震等への対策として、企業の事業継続計画（BCP）の作成に向けた取組が求められています。
- ❑ 猛暑日の増加に伴い、労働者の健康や安全の確保が求められており、令和7（2025）年から、事業者に対し熱中症対策として講ずべき措置の義務化が図られました。
- ❑ 我が国の年平均気温は、長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。（図-34）
- ❑ 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による収量の減少や品質低下等が発生しています。
- ❑ 令和6（2024）年は、地震のほかに高温や大雨による洪水等、異常気象が頻発し、自然災害による農林水産関係の被害額が平成27（2015）年からの10年間で2番目に高くなっています。（図-35）

【図-34 日本の年平均気温偏差の経年変化
（明治31（1898）～令和6（2024）年）】



出典：文部科学省及び気象庁
「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書—」

【図-35 過去10年の自然災害による農林水産関係の被害額】



※令和6（2024）年の被害額は、令和7（2025）年3月末時点の数値
出典：農林水産省「令和6年度食料・農業・農村白書 概要版」

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(7) 不安定かつ競争が激化する世界経済下でのサプライチェーン対策

第1章
第1章にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
進捗管理

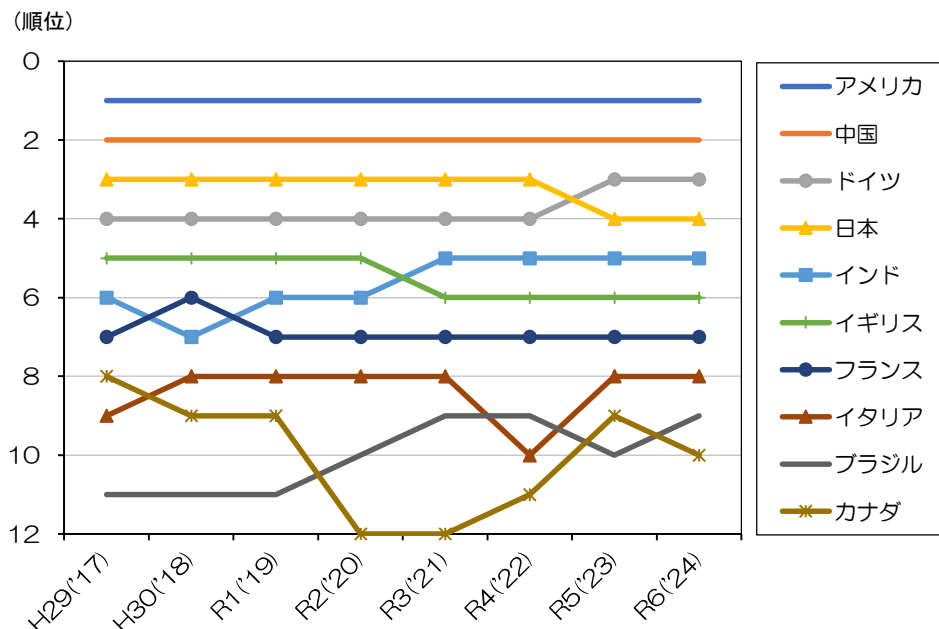
◆ 国際競争力の低下（GDPの順位の低下）

- 主要国の名目国内総生産（名目GDP）では、日本はアメリカ、中国に次ぐ世界3位でしたが、令和5（2023）年にドイツに抜かれ、現在は世界4位です。（図-36）
- 国際通貨基金（IMF）によれば、令和7（2025）年の名目GDPは、インドが日本を抜いて世界4位になると推計されています。
- 日本の1人あたり名目GDPの順位は平成22（2010）年に18位でしたが令和5（2023）年に34位に後退しました。

◆ 新興国の台頭による需要拡大と競争激化

- インドやインドネシア、トルコ、南アフリカなどのグローバルサウス諸国における経済成長が著しい状況です。特にインドでは好調の内需に支えられ高い成長率が続いています。
- 日本の輸入相手国の上位国として、アラブ首長国連邦やサウジアラビア、ベトナム、タイの存在感が増してきています。（表-3）

【図-36 主要国における名目国内総生産の順位推移】



出典：IMF「World Economic Outlook Database」【令和7（2025）年4月】

【表-3 日本の輸入相手国上位10か国の推移】

順位	H12('00)			R5('23)		
	国名	輸入額 (百億円)	構成比 (%)	国名	輸入額 (百億円)	構成比 (%)
第1位	アメリカ	778	19.0	中国	2,442	22.1
第2位	中国	594	14.5	アメリカ	1,156	10.5
第3位	韓国	220	5.4	オーストラリア	910	8.2
第4位	台湾	193	4.7	アラブ首長国連邦	519	4.7
第5位	インドネシア	177	4.3	台湾	500	4.5
第6位	アラブ首長国連邦	160	3.9	サウジアラビア	487	4.4
第7位	オーストラリア	160	3.9	韓国	436	4.0
第8位	マレーシア	156	3.8	ベトナム	363	3.3
第9位	サウジアラビア	153	3.7	タイ	361	3.3
第10位	ドイツ	137	3.4	インドネシア	342	3.1
	総額	4,094	100.0	総額	11,040	100.0
	アジア計	1,706	41.7	アジア計	5,201	47.1

出典：財務省「貿易統計」

2-2. 本市を取り巻く社会経済環境の変化

(7) 不安定かつ競争が激化する世界経済下でのサプライチェーン対策

◆ 不安定かつ競争が激化する世界経済下でのサプライチェーン対策（図-37）

- 近年、地政学リスクが高まっており、生産拠点の集中度が高い品目を中心に、戦略分野への投資を自国内に誘導する産業政策が世界で活発化している中で、我が国では国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図っています。

◆ 経済安全保障の重要性の高まり（図-38）

- 内閣府「経済安全保障推進法」では、「自律性の向上」、「優位性、不可欠性の確保」、および「国際秩序の維持、強化」という基本方針が示されています。
- 事業に必要な原材料、市民生活を支える消費財が安定的に供給されることに対する信頼性・安心の重要性が高まっています。

【図-37 国内の民間企業設備投資額の推移と経団連目標】



出典：経済産業省「攻めの経営・投資・イノベーションについて」
【令和7(2025)年3月】

【図-38 経済安全保障推進法の考え方】



出典：経済産業省・METI Journal「国を守る経済安全保障 日本の方向性は？」

◆ プロジェクトについて

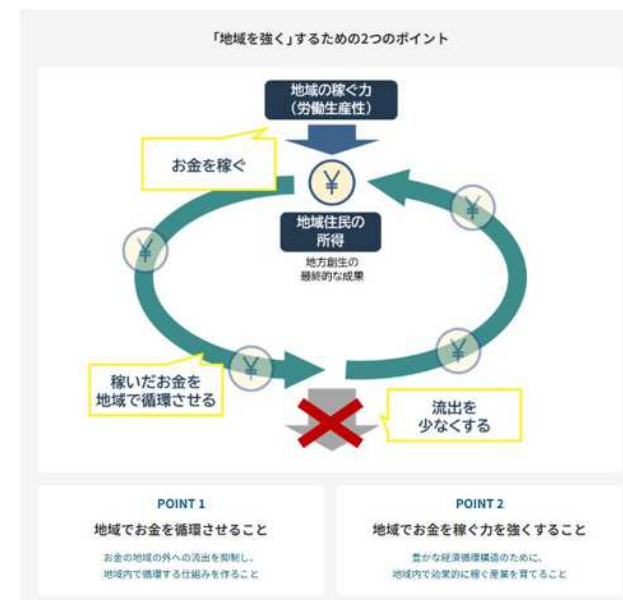
- かわさき産業振興プランの策定にあたり、社会経済環境の変化を適切に捉え、市内企業等の持続的な成長支援につなげていく観点から、中堅・若手職員による政策課題研究プロジェクトチームを発足し、約半年間にわたり政策課題研究を行いました。
- 本プロジェクトでは、市民経済計算をはじめとする統計データを整理することで、市内経済循環構造の現状を把握し、地域経済循環分析ツールを用いて「所得の循環」と「地域の稼ぐ力」に着目して分析を行いました。その中で、**所得が川崎市の中で循環しておらず、市外へ流出してしまっている状態と考察しました。**
- 外部有識者との意見交換を実施した際には、次のコメントがありました。
 - ①川崎市は共働き世帯が多いが、所得面で都内の職場を選択し、消費も都内で行う層もいると考えられるため、消費の流出を防ぐためにも、市内で働きやすい環境を整備するなどの“職住近接”の取組を進めることが求められる。
 - ②地域で経済を循環させる上で、“卸売業”と“金融業”は他産業との結びつきが強く、経済活動全体に対する影響も大きいいため、地域内で成長させていく必要がある。
- 外部有識者との意見交換を踏まえて、プロジェクトチームでは、①の域外消費による市外への所得の流出という課題の解決に向け、研究・分析を行いました。



外部有識者との意見交換会（令和7年8月）

◆ 地域経済循環分析について

- 地域経済循環分析とは、地域にお金を呼び込み、そのお金を地域内で循環させることで住民所得を向上させるため、地域の経済活動を定量的に分析する手法のことです。
- 環境省が公開している地域経済循環分析ツールでは、地域経済の長所と短所を分析し、地域のお金（所得）の流れを生産、分配、支出（消費、投資等）の三面から「見える化」し、地域経済の全体像や、所得の流入出、地域内の産業間取引（循環構造）を把握することができます。
- **地域経済政策の最終的な成果は、「住民の所得」（分配）の向上**であり、そのためにも「所得の循環」と「地域の稼ぐ力」で構成される**地域経済循環構造を強くすることが重要**です。



出典：環境省「ローカルSDGs-地域循環共生圏- 「地域経済循環分析」
<https://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki/>

◆ 川崎市の「所得の循環」構造

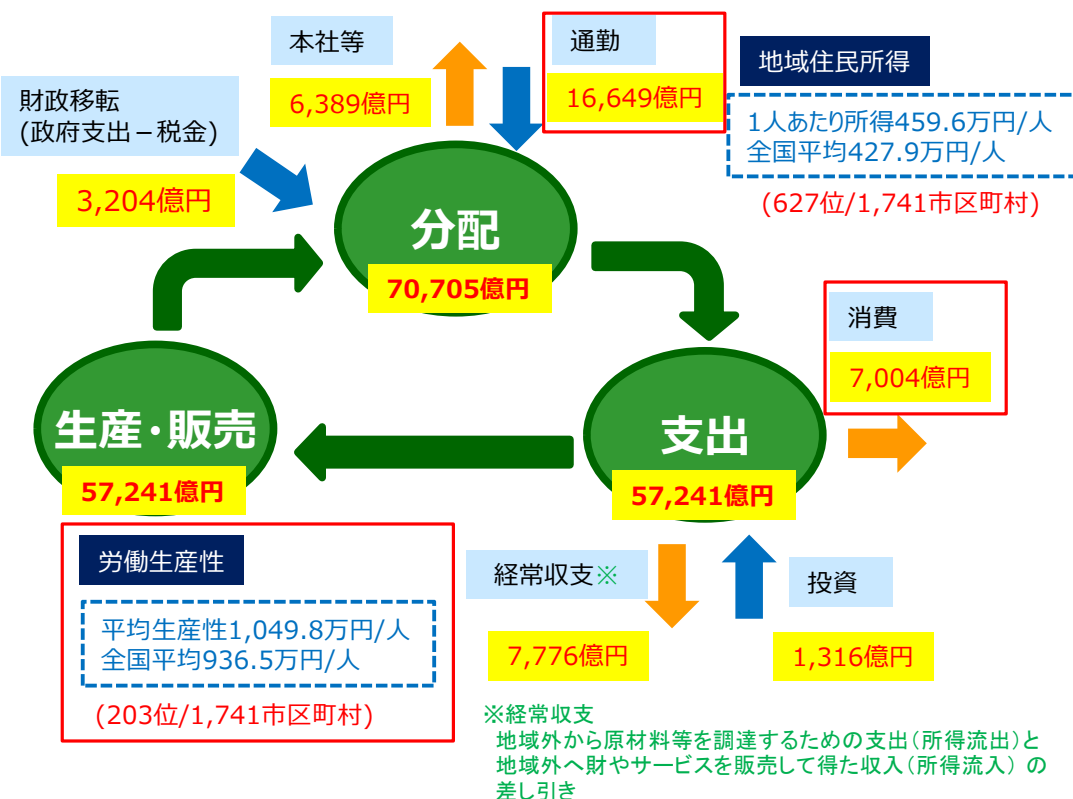
- 「所得の好循環」とは、労働生産性が高く、所得が流入し、住民所得に結びついていることを指し、下図では、域外への支出（オレンジ矢印）が少なく、所得の流入（青矢印）が大きいことが理想とされています。
- 川崎市は、労働生産性は上位にあり、通勤による雇用者所得（市民が市外で得た所得）の流入が多い状況である一方、消費の流出が多いため、**所得が川崎市の中で循環しておらず、市外へ出て行ってしまっている状態**です。

◆ 「地域の稼ぐ力」を高めるための基本的な考え方

- 「地域の稼ぐ力」は、「生産・販売」面において、労働生産性が高い産業、他地域と比較して得意な産業、域外から稼ぐ産業を分析することで把握します。業種別、経年変化、近隣自治体との比較を通じ、川崎市が稼ぐ力を高めるための基本的な考え方を考察しました。

- ① **得意な部分で所得を稼ぐ**：「石油石炭製品」「鉄鋼」「化学」の産業が近隣自治体（横浜市・大田区）と比べて得意な産業となっています。また、川崎臨海部の大規模土地利用転換の取組において、「水素を軸としたカーボンニュートラル拠点」「バース等を活用した港湾物流拠点」などの導入を検討しており、今後それに伴う産業構造の転換が予想されます。
- ② **地域内で取引を拡大させる**：買物や観光等で消費が市外に流出しているため、市内での消費を拡大させるほか、観光地として提供する財・サービスの域内調達率を高めることで、域内経済循環が促進されることが望ましいと考えられます。
- ③ **伸びしろのある産業を磨く**：近隣自治体（横浜市・大田区）が得意とする「卸売業」「金融業」は、広域経済圏としてみると広域連携や取引拡大の可能性が高いため、本市が強化することで地域内取引の拡大が期待できます。

（参考）基本的な考え方については、株式会社価値総合研究所「第11回データ分析セミナー 地域経済循環図でお金の流れを「見える化」しよう」資料を参考



出典：環境省、株式会社価値総合研究所「地域経済循環分析」【令和2(2020)年版】を用いて加工

第3章 「かわさき産業振興プラン」の基本的な考え方

第1章
策定にあたって

3-1. これまでの取組の検証と総括

- (1) これまでの取組の検証
- (2) 「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」での意見
- (3) これまでの取組の総括
- (4) 「かわさき産業振興プラン」策定に向けた考え方

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

3-2. 「かわさき産業振興プラン」の概要

3-3. 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

第4章
基本施策

3-4. 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の全体像

第5章
進捗管理

3-1. これまでの取組の検証と総括

◆ (1) これまでの取組の検証

- 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の推進に向けては、総合計画第3期実施計画での施策等に関する評価結果を踏まえるとともに、本市や市内事業者を取り巻く社会経済環境の変化やこれまでの取組の成果と課題、市内産業の動向、本市附属機関での検証意見等を踏まえて、これまでの取組を総括し、本実行プログラムの施策に着実に反映していくことで、より効率的・効果的な取組を推進します。

＜川崎市産業振興協議会での第3期実行プログラム期間における施策の実施状況の検証意見＞

- 「中小企業活性化条例」第22条において、中小企業活性化に関する施策の実施状況について、本市の附属機関である「川崎市産業振興協議会」の意見を聴いて検証するとともに、その検証結果を当該施策に適切に反映するよう規定しています。また、「川崎市産業振興協議会」のなかに施策検証を専門に行う「中小企業活性化専門部会」を設置し、部会での施策検証内容を同協議会に報告するとともに、意見集約を行い、施策の検証を行っています。
- 「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」の計画期間内においては、総合計画第3期実施計画と同様の「成果指標」を活用して、進行管理を行うとともに、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する施策については、「中小企業活性化専門部会」等での毎年度の施策の実施状況の検証等を通じて、進行管理を行い「第4期実行プログラム」において、効果的に取組を推進するため、検証意見が出されています。



令和7年度第1回中小企業活性化専門部会



令和7年度第1回川崎市産業振興協議会

3-1. これまでの取組の検証と総括

◆ (2) 「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」での意見 (1/2)

□ 中小企業活性化条例に基づく、「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」での施策の実施状況の主な検証意見

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策	第3期実行プログラムでの取組項目	主な検証意見（令和6年度以降～）
第12条 創業、経営の革新等の促進	■ 起業化総合支援事業 ■ 新産業創造支援事業 ■ ソーシャルビジネス振興事業 ■ ウェルフェアイノベーション推進事業	● イベントやセミナーの参加者、各種支援施策を利用した人々によるコミュニティ（プラットフォーム）を形成することが、経済の活性化には必要であり、そのような人々がインフルエンサーとして情報発信をする方が、より効果的な広報になるのではないか。
第13条 連携の促進	■ 知的財産戦略推進事業 ■ クリエイティブ産業活用促進事業	● 知的財産の活用事例について、数字で見えない定性的な効果や取組内容などについて、さらにPRしてもよいのではないかと。
第14条 研究及び開発の支援	■ 新川崎・創造のもり推進事業	● 量子関連の研究をしている企業や人等呼び寄せ、「量子のまち」としてプラットフォームを作り、色々な観点から量子コンピューターで何が出来るかを検討していければよいのではないかと。
第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮	■ 川崎市産業振興財団運営支援事業 ■ 中小企業経営支援事業 ■ 生産性向上推進事業 ■ 中小企業融資制度事業 ■ 操業環境保全対策事業 ■ 担い手育成・多様な連携推進事業 ■ 農業経営支援・研究事業 ■ 農業生産基盤維持・管理事業 ■ 援農ボランティア育成・活用事業	● 事業承継について、社長がまだ若いうちに早めに支援して社長の持つノウハウ等を洗い出して承継できる準備ができるよう支援が必要だ。 ● 生産性の向上に対応した企業や、支援実施の事例を共有できるものがあるとよい。 ● DXを推進するためには、経営者層の意識改革が必要ではないかと。 ● 農産物の適正価格について消費者に理解をもらえるような施策が必要である。

3-1. これまでの取組の検証と総括

◆ (2) 「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」での意見 (2/2)

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策	第3期実行プログラムでの取組項目	主な検証意見（令和6年度以降～）
第16条 地域の活性化の促進	■ 商業力強化事業 ■ 商店街活性化・まちづくり連動事業 ■ 農環境保全・活用事業 ■ 市民・「農」交流機会推進事業 ■ 観光振興事業 ■ 産業観光推進事業 ■ 市制記念花火大会事業 ■ 川崎市コンベンションホール管理運営事業	● 気候変動により、日中暑い日が増え、その中でイベントをすることが大変になってきており、夜にイベントを実施するなど、時代の変化に合わせた開催手法などが必要ではないか。 ● 商店街に加入しない個店も増えてきているが、入ってもらうためには魅力のある商店街であることが必要なので、商店街の活性化に向けて支援を強化してほしい。 ● 川崎と縁のある外国人をPR等に上手に活用し、外国人誘致につなげていくことも必要ではないか。
第17条 人材の確保及び育成	■ 雇用労働対策・就業支援事業 ■ 技能奨励事業 ■ 生活文化会館の管理運営事業 ■ 勤労者福祉共済事業 ■ 勤労者福祉対策事業 ■ 労働会館の管理運営事業	● 学生たちに、大企業でなく、中小企業が選ばれるよう、学生の親への教育や、働き甲斐を学生たちに知ってもらう機会があるとよい。 ● 就職先を選択するにあたり、賃金などの労働条件以外を重視する人は一定いる。川崎は暮らしやすい、おもしろい、ベンチャーが多く育っているというように川崎の魅力・風景を企業と一緒にPRしていければよい。
第18条 海外市場の開拓等の促進	■ 海外展開支援事業 ■ 対内投資促進事業 ■ グリーンイノベーション推進事業	● 海外展開にあたり、海外への輸送費や通関手続が中小企業にとっては負担が大きいと、行政による支援があるとよい。

3-1. これまでの取組の検証と総括

◆ (3) これまでの取組の総括

- 「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」の計画期間内においては、市内事業者の持続的な成長に向けて、人材や経営資源の確保、生産性の向上、海外展開支援等のさまざまな支援を進めてきましたが、近年の物価高騰、地政学リスクや経済安全保障等は市内事業者の事業継続に大きな影響を与えており、また、複雑な解決策が求められていたことから、社会経済環境の変化への対応が大きな課題となりました。
- 「中小企業活性化条例」に基づく施策の検証など、市内経済団体や事業者等の参画によるPDCAサイクルに基づく支援施策の改善の取組が定着してきましたが、「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」で残された課題や、「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」に向けて新たに提起された課題等に対応するため、持続的な取組を推進することが必要となっています。
- 新川崎地区におけるイノベーション拠点の形成や、成長分野における産業の育成、生産性の向上の取組など、「力強い産業都市づくり」に向けた取組を進めているところであり、引き続き、市内の産業集積を進め、産学連携の成果を生み出すことなどにより、産業競争力の強化を図っていくことが求められています。

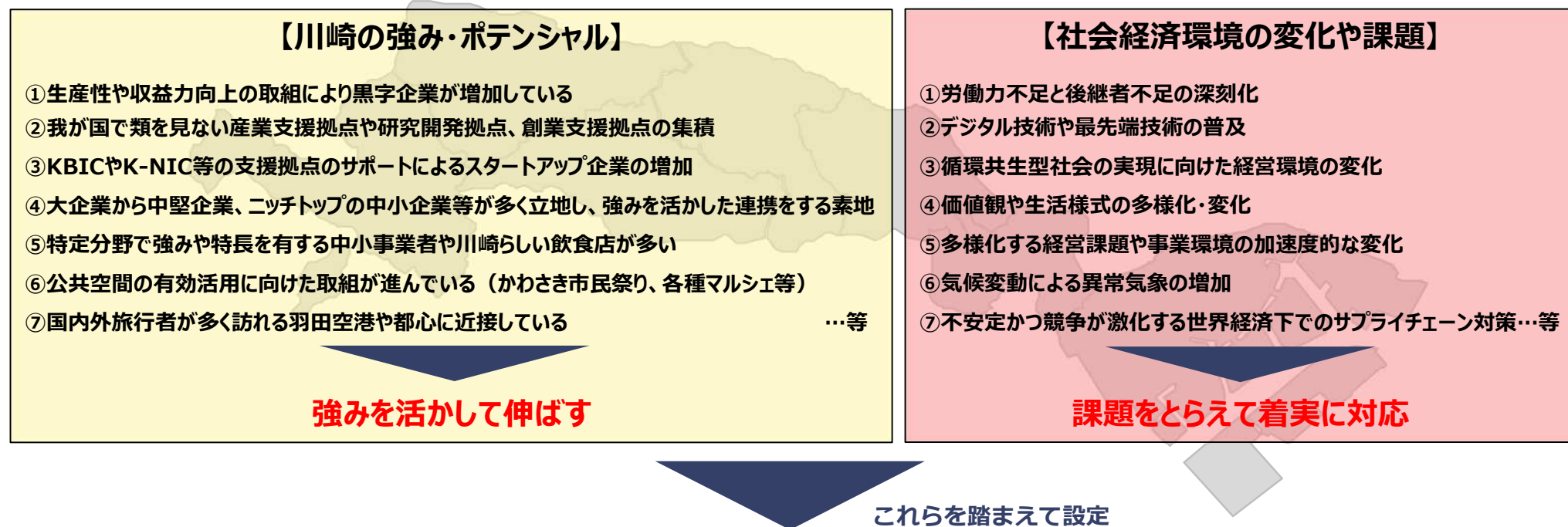
◆ (4) 「かわさき産業振興プラン」策定に向けた考え方

- 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」においては、本市を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉えるとともに、市内産業の現状や動向を踏まえ、「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」における成果を着実に次期の施策につなげ、残された課題に対応するなど、計画的に取組を推進します。
- 川崎市産業振興協議会等の意見聴取のほか、中小企業活性化条例の施策検証等の内容を「かわさき産業振興プラン」に反映することで、より効果的な取組を推進します。
- 総合計画に掲げる「力強い産業都市づくり」の実現に向けて、個別計画である「かわさき産業振興プラン」においては、新たにめざす姿を設定し、産業振興の方向性に基づいた事業を進めるとともに、「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」においては、6つのポイント・5つの基本施策を設定することで未来志向の産業振興に向けて中長期的な視点に立った取組を推進します。

3-2.「かわさき産業振興プラン」の概要

◆「かわさき産業振興プラン」のめざす姿

- 本市では、現行の「かわさき産業振興プラン」（平成28(2016)～令和7(2025)年度）の策定以降、これまで社会経済環境の変化等を踏まえ、毎年施策検証を実施しながら、産業振興に向けた取組を実施してきました。
- 本市の産業構造及び産業動向や本市の持つ強み・ポテンシャル等を踏まえ、次期かわさき産業振興プランの計画期間（12年）でめざす姿として次のように設定します。



「かわさき産業振興プラン」のめざす姿

多様な人材や産業が共創し、イノベーションを生み出すまち

3-2.「かわさき産業振興プラン」の概要

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

◆ 「かわさき産業振興プラン」のめざす姿が実現している状態

□ 「かわさき産業振興プラン」のめざす姿をより具体的に示したものを、実現している状態としています。

◆ めざす姿が実現している状態 ①

✓ 多様な人材や産業が連携・共創し、新たな価値を生み出している

市内において労働や事業活動に携わり、担い手となるすべての者が、



それぞれの持つ強みや魅力などを活かし、



課題の解決や新たな製品・サービスの創造において協力し合うことで、



相乗効果を生み出している状態



第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

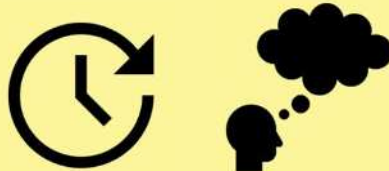
◆ めざす姿が実現している状態 ②

✓ 川崎の強み・ポテンシャルを活かし、変化をとらえながら挑戦することで成長し続けている

川崎の強み・ポテンシャルを活かし、



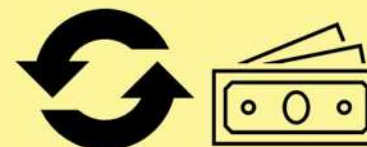
現在又は将来影響が生じる、社会経済環境の変化をとらえながら、



新たな取組を行うことで、



持続的にビジネス上の対価を獲得している状態



第4章
基本施策

第5章
進捗管理

3-2.「かわさき産業振興プラン」の概要

◆「かわさき産業振興プラン」のめざす姿

- 「かわさき産業振興プラン」のめざす姿の考え方を以下のように設定します。

「かわさき産業振興プラン」のめざす姿

多様な人材や産業が共創し、イノベーションを生み出すまち

めざす姿が実現している状態※

①多様な人材や産業が連携・共創し、
新たな価値を生み出している



②川崎の強み・ポテンシャルを活かし、
変化をとらえながら挑戦することで
成長し続けている

産業振興施策を通じて、好循環・相乗効果
を生み出し、本市の産業の価値を向上

※「めざす姿」をより具体的に示したものが、「めざす姿が実現している状態」としています。

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

第1章
策定にあたって

◆ (1) 6つのポイントの設定

- 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」について、総合計画第4期実施計画と連動し、令和8(2026)～令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とします。第4期実行プログラムでは、本市の強み・これまでの課題等を踏まえて、以下の6つのポイントを設定し、基本施策を策定することで今後の産業振興を進めます。

第2章
現状と環境変化

【1】イノベーション・エコシステムの形成
世界で活躍する魅力と活力あふれる企業や起業家が次々と生まれ、ネットワーク化されることで、イノベーションが創出されている

【2】社会的課題解決
企業活動や事業の成長が社会的課題の解決に貢献している

【3】稼ぐ力の向上
まちの価値を高める産業活動が活発に行われ、地域経済の安定と好循環が創出されている

第3章
基本的な考え方

【4】誘客・交流
多くの人々が川崎を訪れ、関わり、交流することで、ビジネスや買い物、価値ある体験ができる環境が実現している

【5】安心してうるおいのある豊かな市民生活
市民が快適で生活を楽しむことができる空間や環境が創出されている

【6】雇用創出
多様な人材が活躍し、魅力ある就労環境やワークスタイルが実現している

第4章
基本施策

◆ (2) 基本施策の策定

- 「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」の7つの政策から、今後見込まれる社会経済環境の変化や6つのポイントを踏まえた見直しを行い、次の5つを基本施策とします。5つの基本施策に基づく取組を効率的・効果的に推進していくため、各取組の内容を十分に検討し、第4期実行プログラムにおける中長期の視点に立った取組の推進・充実を図ります。

第5章
進捗管理

【5つの基本施策】

- 基本施策1 イノベーションを創出する環境整備
- 基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成
- 基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化
- 基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用
- 基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

◆「6つのポイント」の設定にあたって

(1)イノベーション・エコシステムの形成

世界で活躍する魅力と活力あふれる企業や起業家が次々と生まれ、ネットワーク化されることでイノベーションが創出されている

◆ 国の動き

- 令和元(2019)年に内閣府、文部科学省、経済産業省が、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」を発表し、令和4(2022)年、岸田首相（当時）の年頭記者会見において「スタートアップ創出元年」が示され、同年6月に発表された「経済財政運営と改革の基本方針」の中で、科学技術・イノベーションやスタートアップへの投資が重点投資分野に掲げられた。
- 同年11月には、より具体的な計画として「スタートアップ育成5か年計画」が示されるなど、社会課題の解決と経済成長のためのスタートアップ支援はこれまで以上に求められている。

◆ 本市の強み

- 川崎市の産業特性等から、支援機関や事業会社、大学、サポーティング・インダストリー企業（※）が集積しており、ディープテック分野の起業相談及び起業家が多いため、それらが連携することで、ディープテックスタートアップを支援する体制が充実している。
（※）自動車、環境・エネルギー、医療・健康、航空宇宙など国際競争力を有する産業分野のニーズにより、部品等の基盤的な製品や技術サービス（特定ものづくり基盤技術（12分野））を提供することで、日本経済を牽引するような最終製品の製造を支えている裾野産業の企業。大企業から小規模事業者まで含む。
- 新川崎地区とキングスカイフロントに立地する企業や大学間の交流による拠点間連携や、市内中小製造業を含む多様なプレイヤーによるオープンイノベーションの推進が図られている。また、今後、南渡田地区の研究開発拠点や市内中部～北部の産業支援施設等の整備が予定されており、これらの拠点との連携による更なるオープンイノベーションの推進も期待される。

◆ 第3期実行プログラムからの課題

- 大企業・中小企業等の事業会社、スタートアップ、ベンチャーキャピタル（VC）等多様な主体の参画及び大学発ベンチャーの増加等によるイノベーションのあり方の変化に対する対応が必要となる。

◆ 外部学識経験者や市内事業者等からの意見

- 漠然とエコシステムを作るのではなく、特定の分野のエコシステムを作るとか、どのような人を連れてきたい、どのようなVCが必要か、どのようにデューデリジェンスをやってくれるところが必要かなどつくりこんでいくことが重要である。（学識経験者）
- 大学を卒業してすぐ起業する優秀な人たちをどうやって引き付けるかがスタートアップを増やす上で重要である。（学識経験者）
- 企業同士の連携強化や市からの情報提供の強化が必要ではないか。（工業団体）

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

◆ 「6つのポイント」の設定にあたって

(2)社会的課題解決

企業活動や事業の成長が社会的課題の解決に貢献している

◆ 国の動き

- 日本の少子高齢化は世界で最も深刻な水準にあり、令和22(2040)年には85歳以上人口が1,000万人を超える一方で、生産年齢人口は令和7(2025)年から1,000万人以上減少すると予測されている。また、介護人材について国の見込みでは令和22(2040)年には約57万人不足すると予想されていることから、福祉機器等の開発・実用化や、人材不足等の課題に対応する介護 現場のDX等、AI、IoT、ICT等テクノロジーの活用が求められている。
- 令和3(2021)年6月に国が策定したグリーン成長戦略に基づく取組や企業のSDGs・ESGに関する取組、サステナブル経営の推進が世界的に求められている。
- 民間の総合シンクタンクの提言では、今後産業界のさまざまな領域でAIやロボットの活用が進むことが見込まれており、令和22(2040)年のデータ流通量は、令和2(2020)年の348倍まで増えると予測されている。

◆ 本市の強み

- 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの推進に向けて、福祉製品の開発支援施設「ウェルテック」を拠点とした福祉課題に対応する新たな製品・サービスの創出、活用の支援を行うとともに、新たに生み出された製品等の普及を促進している。
- 脱炭素社会の実現と持続可能な経済成長の両立を目指し、ビジネスや技術創出を重視した川崎国際環境技術展の開催等により、中小企業をはじめとする市内企業の脱炭素化の取組拡大や、環境産業への参入を促進している。

◆ 第3期実行プログラムからの課題

- 地域で生活する高齢者等の自立支援や社会参加、生きがいのある暮らしへの支援ニーズが高まり、国の主導で介護保険外サービスの創出や福祉課題解決と事業収益性確保の両立を実現する「産福共創」等の取組も進捗している。本市でも、当事者等との共創による製品開発、かわさき基準（KIS） 認証による製品の普及促進など、産業と福祉の連携強化が必要となる。

◆ 外部学識経験者や市内事業者等からの意見

- 脱炭素の取組が必要だと理解しているが、次世代の基幹燃料が不明で、投資が難しい。（運輸業）
- 脱炭素、ESGについて、経営者の課題の中では優先度が低い傾向にある。（金融機関）

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

◆「6つのポイント」の設定にあたって

(3)稼ぐ力の向上

まちの価値を高める産業活動が活発に行われ、地域経済の安定と好循環が創出されている

◆国の動き

- 令和7(2025)年に「地方創生2.0 基本構想」が閣議決定され、めざす姿として、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る」と規定し、稼げる経済の創出による強い経済の実現を図ることとした。
- 「稼ぐ力」とは付加価値を生み出す力であり、地域の「稼ぐ力」は、個人と企業、そしてそれらが立地する地域の有形・無形の資産からなると定義されている。（「地域の経済2017」【内閣府】）

◆本市の強み

- 本市の資本金1億円未満の法人全体のうち、法人市民税（法人税割）の課税対象者数の割合は、平成27(2015)年から令和6(2024)年の10年間で約8%増加した。
- 令和3(2021)年経済センサスによると、製造業における1事業所あたり付加価値額及び事業所ベースでの製造業1人あたり付加価値額が政令指定都市の中で1位となっている。

◆第3期実行プログラムからの課題

- 市内中小企業の黒字法人数は伸びているものの、人手不足や、設備の更新、賃上げ原資の確保、販路開拓などさまざまな経営課題に直面しており、これらの課題に幅広く対応するため、市産業振興財団のほか、市内の経済団体等との連携を強化し、業種や規模の異なる企業間のビジネスマッチングの強化により、新たなビジネスの創出や販路拡大につながる取組を進める必要がある。
- 大規模な産業支援施設の開発計画が令和9(2027)年度以降に複数予定されており、中小製造業者等の受け皿となる物件が多数供給されますが、引き続き多様な物件ニーズに対応する必要がある。また、産業支援施設の開発を行うことで、雇用や地域経済への波及効果を高めるとともに、新たなサプライチェーンの構築が期待される、成長分野の企業や中堅企業等の有望な企業の誘致に取り組む必要がある。

◆外部学識経験者や市内事業者等からの意見

- 国の地方創生2.0でも「稼ぐ力」がテーマになる。川崎市もテーマとして出していくとよいかもしれない。（経済活性アドバイザー）
- 「稼ぐ力」を前面に出していただいてありがたい。海外からの企業誘致では、最先端にこだわらず、誘致した企業に下請け仕事が付いてくるような企業を誘致してほしい。（製造業）
- さまざまな新しいことにチャレンジし、下請け体質から脱却を図っているような事業者は、比較的成長がみられる。（産業支援機関）

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

◆「6つのポイント」の設定にあたって

(4)誘客・交流

多くの人が川崎を訪れ、関わり、交流することで、ビジネスや買い物、価値ある体験をできる環境が実現している

◆ 国の動き

- 令和6(2024)年の年間訪日外客数は3,687万人となり、過去最高であった令和元(2019)年を上回り、過去最多となった。
- 観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととし、観光立国推進基本計画を令和5(2023)年に策定した。

◆ 本市の強み

- 外国人が多く訪れる羽田空港や都心に近接しており、令和6(2024)年の外国人宿泊客数は約30万人となり、過去10年間で最多となった。
- 公共空間を有効に活用した取組が進んでいる(かわさき市民祭り、各種マルシェなど)。
- 魅力的な食文化(千切りキャベツと焼き肉を一緒に食べる「川崎喰い」など)や観光施設(川崎大師など)が多数存在している。
- 見学可能な世界的な企業の工場や先端的な研究開発拠点が立地しており、教育旅行など産業観光の素地がある。

◆ 第3期実行プログラムからの課題

- 令和6(2024)年の年間訪日外客数は3,687万人となり、これまでの最多であった令和元(2019)年を上回り、過去最多となる(令和7年3月19日 日本政府観光局 訪日外客統計)。これらの動向を踏まえ、本市への訪日外国人の誘客を進めていく必要がある。
- 商業者のデジタル化への対応、商品開発のノウハウ蓄積、多様なニーズへの対応、特色ある商品を販売する店舗の発掘・PRなどにより、商業力の強化を図る必要がある。

◆ 外部学識経験者や市内事業者等からの意見

- インバウンド市場は非常に幅広く、今後の施策においては、ターゲット層を明確にする必要がある。(学識経験者)
- 商店街では、役員や経営者の高齢化が進み、担い手が見つからず、新陳代謝はまだまだできていない。(商業関係者)
- 魅力ある店舗をさらに活性化することで、商店街全体の活性化につながる。(小売業)
- 商店街はIT化が進まない。若者(学生)が商店街に参画・連携する取組が必要だ。(小売業)

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

◆「6つのポイント」の設定にあたって

(5)安心でうれしい豊かな市民生活

市民が快適で生活を楽しむことができる空間や環境が創出されている

◆ 国の動き

- 消費者庁は、令和 7 (2025) 年に第5期消費者基本計画において、SNSに関係した消費者トラブルの増加と相談にたどり着かない恐れのある消費者（認知症の方や単独世帯）の増加を対応すべき課題と位置づけた。
- 令和 3 (2021) 年に「みどりの食料システム戦略」が制定され、農業が行われることにより生ずる多面的機能については、環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないとされた。また、令和 6 (2024) 年に「食料・農業・農村基本法」が改正され、多様な農業者による農地の確保、農地の集約化や適正利用の推進、先端技術を活用したスマート農業の促進が明確に位置づけられた。
- 日本各地の産地や漁港等から集荷する卸売市場においても、物流の2024年問題を契機とする影響の長期化が懸念される。

◆ 本市の強み

- 本市消費者行政センターに寄せられた相談のうち、被害の未然防止やその回復が図られた金額は、令和 3 (2021)～ 5 (2023) 年度平均で年間6.3億円となっており、高い成果を創出している。
- JAセレサ川崎と密接に連携を図ることにより、平成 6 (1994) 年に指定して30年が経過した生産緑地の保全を目的とした、特定生産緑地（生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの）の指定割合は全国平均（約73%）を上回る約86%となった。
- 南北市場はそれぞれの立地特性が強みとなっている。北部市場は東名高速道路へのアクセス性が良く、首都圏の流通ネットワークを支える広域的食品流通拠点として、南部市場は川崎駅周辺の人口集中地域で地域の賑わいなどに貢献する地域密着型食品流通拠点として、十分なポテンシャルを有している。

◆ 第3期実行プログラムからの課題

- 突然自宅を訪問し、不安をあおるなどして高額な工事契約を締結させる点検商法や、SNSやキャッシュレス化の進展に伴うトラブルなど、消費者トラブルは複雑化・深刻化している。
- 量販店等を中心とした加工対応、品質・衛生管理体制の構築が求められるほか、輸出入やインバウンド消費の増加、働き方改革関連法によるドライバーの労働時間への上限規制など、急速な消費者ニーズの変化や社会的要請に対応した市場機能を整備することが必要となる。

◆ 外部学識経験者や市内事業者等からの意見

- 「安心して暮らせるまちかわさき」というイメージが必要。世間のイメージを払拭する明るい都市のイメージが足りない。（学識経験者）

3-3.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の概要

◆「6つのポイント」の設定にあたって

(6)雇用創出

多様な人材が活躍し、魅力ある就労環境やワークスタイルが実現している

◆ 国の動き

- 「人材希少社会」に入っている我が国においては、人中心の国づくりを進めることが重要である。国民の不安を取り除き、公教育の内容や質を充実させるとともに、自己実現を可能とする環境を整備し、国や地域の経済社会を発展させ、ふるさとへの思いを高めることができるよう、あらゆる施策を総動員する。（経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月閣議決定））

◆ 本市の強み

- 市内に居住する15歳以上就業者に占める、技術者、またそのうちのIT人材（※）の割合は政令指定都市の中で1位となっている。（令和2年国勢調査【総務省】）
（※）技術者・・・職業大分類「専門的・技術的職業従事者」のうち、中分類「技術者」の総数。
（※）IT人材・・・職業中分類「技術者」のうち、小分類「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の合計。
- 女性就業率、シニア就業率の政令指定都市比較では平均を上回り、特に女性の就業率は政令指定都市比較で4位で、働いている女性が多い。（令和4年就業構造基本調査【総務省】）

◆ 第3期実行プログラムからの課題

- 若者、女性、ミドル世代、シニア世代、外国人材等の多様な人材のニーズに応じたきめ細かな就業支援が求められている。
- 技能職者をめざす若者が減るとともに、高齢化が進行していることから、後継者不足などによる、技術・技能の継承が課題となっている。
- 少子高齢化の中、市内中小企業では人材確保が大きな課題となっており、人材確保や従業員の定着のためにも、勤労者の福利厚生の実施は重要である。川崎市勤労者福祉共済は、会員数が減少傾向にあるため、新規加入者の増加を進めながら、円滑かつ効率的な運営を図る必要がある。

◆ 外部学識経験者や市内事業者等からの意見

- 人材確保の点では、応募はあるが、真に欲しい人材が不足している。技術的な専門知識・スキルだけではなく、自分たちで次の時代を作りたいという強い思いを持った人材が不足している。（スタートアップ企業）
- 人手不足の解消に向けては、女性、高齢者、障害者、外国人の採用も選択肢として考えることが重要。特に外国人についてはどのように雇えばよいかかわからないという意見が多く、外国人労働者の家族まで活用の対象を広げるような支援が必要では。（産業支援機関）

3-4.「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の全体像

◆「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の全体像

□「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の全体像を以下のように設定します。

12
年先のめざす姿

かわさき
産業振
興プラン

【めざす姿】 多様な人材や産業が共創し、イノベーションを生み出すまち

4
年間の中期計画

「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」

【6つのポイント】

- 【1】イノベーション・エコシステムの形成
- 【2】社会的課題解決
- 【3】稼ぐ力の向上
- 【4】誘客・交流
- 【5】安心してうるおいのある豊かな市民生活
- 【6】雇用創出

6つのポイントを考慮し、基本施策を策定

【5つの基本施策】

基本施策1
イノベーションを創出する
環境整備

基本施策2
中小企業の競争力強化と
活力ある産業集積の形成

基本施策3
誘客・交流促進と
商業地域の活性化

基本施策4
都市農業の経営の強化
及び農地の保全・活用

基本施策5
多様な人材が活躍できる
環境づくり

【19の取組項目】

○イノベーション・エコシステムの構築
○産業集積の促進・高度人材の育成
○社会課題の解決
○臨海部における新産業の創出

○中小企業の経営力強化
○中小企業の立地促進と操業環境の保全
○中小企業の経営安定
○海外展開・対内投資の促進

○誘客・交流の促進
○商業力の強化・商店街の活性化
○安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新
○持続可能で市民に親しまれる競輪場づくり
○消費者被害の救済と未然防止

○持続的な農業経営の推進
○多面的な機能を有する農地の保全と活用
○農業への理解促進

○多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援
○勤労者福祉の向上
○技術・技能職者の振興・継承支援

第1章
策定にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策

第5章
進捗管理

第4章 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」

第1章
策定にあたって

4-1. 5つの基本施策の取組項目一覧

4-2. 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用

4-3. 各基本施策における取組項目

第2章
現状と環境変化

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

第3章
基本的な考え方

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

第4章
基本施策

第5章
進捗管理

4-1. 5つの基本施策の取組項目一覧

◆ 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の取組項目一覧（1/2）

- 本実行プログラムは、本市を取り巻く社会経済環境の変化やこれまでの取組の成果、本市の特性や課題などを踏まえ、かわさき産業振興プランで定めるめざす姿に基づき、4か年(令和8(2026)～令和11(2029)年度)を計画期間として、各施策の現状と課題を整理した上で、施策の方針を示したものです。

※が付いているものは経済労働局以外の取組項目

基本施策	取組項目	頁	主な事務事業
基本施策 1 イノベーションを創出する 環境整備	(1) イノベーション・エコシステムの構築	56	スタートアップ支援事業 イノベーション・エコシステム構築推進事業
	(2) 産業集積の促進・高度人材の育成	58	新川崎・創造のもり推進事業 量子イノベーションパーク推進事業
	(3) 社会課題の解決	60	サステナビリティ関連事業者支援事業
	(4) 臨海部における新産業の創出（※）	62	殿町国際戦略拠点推進事業 大規模土地利用転換推進事業
基本施策 2 中小企業の競争力強化 と活力ある産業集積の 形成	(1) 中小企業の経営力強化	66	中小企業経営基盤強化事業 産業支援機関連携事業
	(2) 中小企業の立地促進と操業環境の保全	68	産業集積・操業環境保全事業
	(3) 中小企業の経営安定	70	中小企業融資支援事業
	(4) 海外展開・対内投資の促進	72	海外展開促進事業

4-1. 5つの基本施策の取組項目一覧

◆ 「かわさき産業振興プラン 第4期実行プログラム」の取組項目一覧（2/2）

基本施策	取組項目	頁	主な事務事業
基本施策3 誘客・交流促進と 商業地域の活性化	(1) 誘客・交流の促進	76	誘客・交流促進事業
	(2) 商業力の強化・商店街の活性化	78	商業振興事業
	(3) 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と 市場の機能更新	80	卸売市場機能更新事業
	(4) 持続可能で市民に親しまれる競輪場づくり	82	競輪開催・競輪場管理運営事業
	(5) 消費者被害の救済と未然防止	84	消費生活相談・啓発育成事業
基本施策4 都市農業の経営の強化 及び農地の保全・活用	(1) 持続的な農業経営の推進	88	農の担い手育成支援事業
			農業経営・技術向上支援事業
			農業技術支援センター機能更新事業
	(2) 多面的な機能を有する農地の保全と活用	90	農環境保全・生産基盤維持管理事業
	(3) 農業への理解促進	92	農とのふれあい推進事業
基本施策5 多様な人材が活躍 できる環境づくり	(1) 多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援	96	雇用労働対策・就業支援事業
	(2) 勤労者福祉の向上	98	勤労者福祉共済事業
			勤労者福祉対策事業
	(3) 技術・技能職者の振興・継承支援	100	技能奨励事業 生活文化会館管理運営事業

4-2. 持続可能な開発目標(SDGs)の考え方の活用

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた取組の推進

- 「持続可能な開発目標（SDGs）」の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、本市の持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があります。
- 総合計画においても、引き続き、すべての施策に関連するSDGsのゴールを紐づけ、一体的な取組を推進します。
- 本実行プログラムにおいても、SDGsのゴールやターゲットの考え方を取り入れながら、地域課題の解決とともに、川崎の発展を支える産業の振興等にも貢献していく取組を推進します。



目標	目標の詳細
1	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	国内及び各国間間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な消費生産形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」をもとに作成

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

第1章
策定にあたって

◆ 目標

イノベーション創出につながる先進技術分野の企業等の集積が進んでいる

◆ 成果指標

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策1

名称		現状	目標値
1	起業希望者に対する支援による年間起業件数（経済労働局調べ）	157件 （令和6年度）	218件以上 （令和11年度）
説明	「創業支援等事業計画」に定める創業支援等事業を活用した者のうち、実際に法人設立や開業届の提出等に至った件数		
2	かわさき新産業創造センター（KBIC）における事業拡大した卒業企業の市内立地率（経済労働局調べ）	61% （令和3～6年度）	80%以上 （令和8～11年度）
説明	KBICにおける事業拡大した卒業企業のうち、市内立地した企業数の割合		
3	市内に立地する量子スタートアップ数（経済労働局調べ）	2社 （令和6年度）	7社以上 （令和11年度）
説明	川崎市内に本社または主要拠点を有する企業等のうち、量子技術を活用した製品・サービスの開発を主たる事業とするスタートアップの数		

◆ 取組の方向性

- 市内金融機関でのセミナー等の実施や産業拠点間の連携による、スタートアップに対する市内への立地誘導と成長段階に合わせた効果的な支援
- 社会課題解決と経済成長に資するイノベーションが創出されるエコシステムの構築と、その実現に向けた新川崎・創造のものの機能更新
- サステナビリティの推進に取り組む事業者に対する、企業や大学等との連携による開発等の支援
- 新産業創出を促進する研究開発拠点の形成と社会課題の解決等に資する大規模な土地利用転換の推進

第5章
進捗管理

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

◆ 取組項目・取組内容



関連するSDGs

(1) イノベーション・エコシステムの構築

- 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と連携した起業家支援拠点Kawasaki-NEDO Innovation Center（K-NIC）を軸に、アクセラレーションプログラムの実施やディープテックスタートアップへの支援を実施します。
- イノベーション・エコシステムの構築に向けて、市内イノベーション拠点間の連携を推進するとともに、市内研究施設等と連携したイノベーション人材の育成を推進します。

(2) 産業集積の促進・高度人材の育成

- 立地誘導・投資促進制度の活用等を通じ、イノベーション拠点の整備や企業等の立地に向けた取組を推進します。KBICにおけるスタートアップ支援や、新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションを推進します。
- 新川崎・創造のもりを中核に、企業・大学等との連携により、量子・AI分野などの次代の産業を担う人材の育成や研究開発を支援するとともに、市内をフィールドとする社会実装事業の創出を支援し、量子技術の産業化等を推進します。

(3) 社会課題の解決

- 脱炭素社会の実現や超高齢社会への対応に資するグリーンイノベーション・ケアイノベーションを推進する企業や大学等への新製品・技術開発や普及・活用促進支援など、サステナビリティ関連事業者への支援を実施します。

(4) 臨海部における新産業の創出

- 世界トップクラスの研究者たちが集まり、拠点内外での活発な交流から川崎発の革新的なイノベーションが次々に生まれるエコシステムを構築することで、ライフサイエンス分野における世界最高水準の研究開発拠点を形成します。
- 南渡田地区では、産業競争力強化をけん引する「マテリアルから世界を変える産業拠点」の形成に向けた取組を推進します。
- 扇島地区では、土地利用転換にあたり、川崎臨海部の長期にわたる持続的発展や社会課題解決に向け、水素の利活用の推進など、カーボンニュートラルと新産業創出の同時実現を図ります。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策1

第5章
進捗管理

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(1) イノベーション・エコシステムの構築

第1章
策定にあたって

◆ 概要

市内各支援機関との連携や市内産業拠点間の連携による総合的かつ成長段階に合わせた効果的なスタートアップ支援を行います。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 産業競争力強化法による国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、市内の各支援機関と連携して創業しやすい環境づくりをするとともに、ベンチャー企業等に対する個別・集中支援を行うなど、起業や起業初期の事業成長に向けた支援に取り組みました。
- 科学者・研究者同士等の交流を促進するため「かわさき科学技術サロン」を開催し、科学技術分野におけるオープンイノベーションを推進しました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- 新技術の社会実装を担うスタートアップの支援を通じた社会課題解決と、付加価値の高い事業活動による持続的な経済成長が必要です。
- 大企業・中小企業等の事業会社、スタートアップ、ベンチャーキャピタル（VC）等多様な主体の参画及び大学発ベンチャーの増加等によるイノベーションのあり方の変化に対する対応が必要です。
- ◎ 本市の産業特性等から、ディープテック系の起業相談及び起業者が多いため、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の支援機関や事業会社、大学等と連携して、ディープテックスタートアップを支援する体制の充実が必要です。
- ◎ 急速に発展するAI等の先端技術の動向を見据えた支援の検討や、国際情勢に合わせた経済安全保障への対応が必要です。
- ◎ 新川崎地区の企業・大学とキングスカイフロント等の拠点間連携や、市内中小製造業を含む多様な企業等によるオープンイノベーションの一層の推進が求められています。

第4章
基本施策1



起業家支援拠点Kawasaki-NEDO
Innovation Center(K-NIC)



起業希望者に対する支援による
年間起業件数（川崎市調べ）

第5章
進捗管理



かわさき科学技術サロン講演会の様子

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(1) イノベーション・エコシステムの構築

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- スタートアップ創出に向けた人材（経営を担う副業・兼業人材等）とのマッチング・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、経済安全保障及びAI等の先端技術の動向を踏まえたオープンイノベーションの推進
- 海外市場への展開及び海外投資家・事業会社の取り込み等に向けたスタートアップ支援
- 経済成長と社会課題解決の担い手となるスタートアップが絶え間なく生み出されるエコシステムの構築と、市内各支援機関との連携や市内産業拠点間の連携による総合的かつ成長段階に合わせた効果的なスタートアップ支援
- スタートアップの優れた技術シーズやアイデアの事業化を後押しするための社会実証等支援の強化
- ◎ 自ら枠を超えて行動し、新たな価値を生み出していく次世代人材の育成
- ◎ 新川崎・創造のよりの機能更新を契機とした社会課題解決と経済成長に資するイノベーションが絶え間なく創出されるエコシステムの構築

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 産業競争力強化法による国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、NEDO等の市内の各支援機関と連携して創業しやすい環境づくりをするとともに、ベンチャー企業等に対する個別・集中支援を行うなど、起業や起業初期の事業成長に向けた支援に取り組みます。
- 次世代人材の育成に向け、小中学生向けアントレプレナーシップ醸成イベントの実施、小学校で活用するアントレプレナーシップ教育用コンテンツの作成・更新、市内の先端科学技術に関する企業・研究者等を紹介する副読本の作成・更新等を行います。
- ◎ イノベーション・エコシステムの構築に向けた検討、市内イノベーション拠点間連携事業の推進、及び市内研究施設等と連携したイノベーション人材の育成を推進します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
スタートアップ支援事業	スタートアップへの支援（毎年度） 市内金融機関等と連携した創業支援（毎年度） 起業家オーディション等の開催（毎年度）
イノベーション・エコシステム 構築推進事業	市内企業等による連携プロジェクトの創出（毎年度） 官民連携ワーキングの開催（毎年度）

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(2) 産業集積の促進・高度人材の育成

第1章
策定にあたって

◆ 概要

新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの取組や量子イノベーションパークの実現に向けた取組を通じた産業集積を促進します。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- かわさき新産業創造センター（KBIC）を拠点として、新たな事業分野への進出をめざす市内中小・スタートアップ企業等に対して、事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーによる成長支援を実施するとともに、KBIC内の工作機器等を活用した市内企業の基盤技術の高度化支援に取り組みました。
- 「新川崎・創造のもり」を拠点として、4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムと連携し、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携による研究開発を推進しました。また、新たな産業の創出や新製品の開発を促進するため、産学交流・研究開発施設（AIRBIC）を拠点としたオープンイノベーションを推進しました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- 企業を取り巻く社会環境が大きく変化し、競争環境の激化や研究開発の複雑化、長期化、高コスト化する環境の中で、大企業や中小企業、スタートアップなど多様な主体が連携したオープンイノベーションの取組の重要性が高まっています。
- KBICは、高い入居率を維持し、有望なスタートアップの集積も進んでいることから、入居企業の更なる成長促進が重要です。
- KBICを卒業した企業の市内への立地誘導が必要です。
- ◎ 経済安全保障推進法の「特定重要物資」に半導体やクラウドコンピューティング等が指定され、これらの研究開発の促進や供給網の強靱化、機密保持に関する重要性が高まっています。
- ◎ 世界的に量子コンピューターの開発競争が進んでおり、国内でも大企業等が中心となり産学官の連携による研究開発の取組が進んでいます。

第4章
基本施策1

第5章
進捗管理



産業交流・研究開発施設「AIRBIC」



NANOBIIC クリーンルーム



新川崎・創造のもりの機能更新イメージ図

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(2) 産業集積の促進・高度人材の育成

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 新川崎・創造のもりを拠点としたさまざまな分野・地域・規模の企業や大学間の連携支援を通じたオープンイノベーションの創出
- 競争力のある企業の集積に向けた誘致活動と入居企業の成長促進
- ◎ KBICを卒業する企業に対する市内立地の誘導
- 地域への情報発信等を通じた研究開発拠点としての新川崎・創造のもりのブランド価値向上
- ◎ 新川崎・創造のもりを中核とする市内全域における量子イノベーションパークの実現に向けた取組の実施
- ◎ 新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点の整備

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 新川崎地区ネットワーク協議会、K2タウンキャンパスや4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム等の大学、KBICに入居する企業間等の連携や協業の支援を通じて、新川崎・創造のもりを中心としたオープンイノベーションの取組を推進します。
- 量子コンピューターやAI、半導体をはじめとした先端産業分野等における競争力のある企業等を誘致するとともに、入居企業の成長を促進するためインキュベーションマネージャーによる成長段階に応じた伴走型の支援等に取り組みます。
- ◎ 市内への研究開発拠点等の整備の進展と連動し、KBIC入居企業のニーズを踏まえた卒業後の市内立地の誘導に取り組みます。
- 新川崎・創造のもりにおける研究開発の取組を身近に感じてもらうため、成果の分かりやすい発信等を通じてブランディングに取り組みます。
- ◎ 量子イノベーションパーク実現に向けて、市内への量子関連企業・大学等の誘致や、実証モデル事業の実施、量子・AI分野などの次代の産業を担う人材の育成、サプライチェーン構築に向けた市内企業の発掘、取組の情報発信等に取り組みます。
- ◎ 立地誘導・投資促進の支援制度の活用等を通じ、量子・AI・半導体等の最先端コンピューティング分野の「知」と「人材」が集積するイノベーション拠点の整備や企業等の立地に向けた取組を推進します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
新川崎・創造のもり推進事業	新川崎・創造のもりにおける立地誘導・投資促進とイノベーション拠点整備（令和12年供用開始） 新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携の推進（毎年度）
量子イノベーションパーク推進事業	量子ネイティブ人材の育成（毎年度） サステナブル量子AI研究拠点（SQAI）と連携した市内企業向け量子人材の育成（毎年度） 市内をフィールドとした量子分野の社会実装の創出・発信（毎年度）

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(3) 社会課題の解決

第1章
策定にあたって

◆ 概要

企業や大学など多様な主体との連携によるサステナビリティ関連に取り組む事業者への開発等を支援します。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 川崎国際環境技術展を通じて市内企業等の環境関連ビジネスの創出やビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や脱炭素化の促進、国際競争力の強化を図りました。
- 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの推進に向けて、福祉製品の開発支援施設「ウェルテック」を拠点とした福祉課題に対応する新たな製品・サービスの創出・活用の支援を行うとともに、新たに生み出された製品等の普及を促進しました。

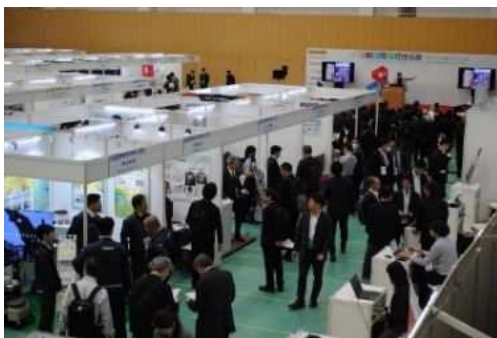
第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- ◎ 脱炭素化と経済成長の両立に向けたGXの取組の加速化や、脱炭素、ネイチャーポジティブ、資源循環（サーキュラーエコノミー）等の環境課題の解決に向けた統合的な取組への対応など、社会経済システムの変革に即した支援施策の実施が必要です。
- 再生可能エネルギーの導入など、サプライチェーン全体の脱炭素化を視野に入れた中小企業への対応に向けた取組が必要です。世界情勢として企業のSDGs・ESGに関する取組や脱炭素・サステナブル経営の推進が求められており、企業への更なる環境関連施策の支援が必要です。
- 日本は世界でも高い高齢化率を示しており、本市でも令和22(2040)年には27%を超える見込みです。国の推計では、令和22(2040)年には介護人材が約57万人不足するとされており、介護現場では人材不足などの課題に対応するため、AI・IoT・ICTなどのテクノロジー活用が求められています。
- 地域で生活する高齢者等の自立支援や社会参加、生きがいのある暮らしへの支援ニーズが高まり、国の主導で介護保険外サービスの創出や福祉課題解決と事業収益性確保の両立を実現する「産福共創」の取組も進捗しています。本市でも、当事者等との共創による製品開発、かわさき基準（KIS）認証による製品の普及促進など、産業と福祉の連携強化が必要です。

第4章
基本施策1

第5章
進捗管理



川崎国際環境技術展の様子



ビジネスマッチングの様子



ウェルテックでの当事者と試作を行う様子

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(3) 社会課題の解決

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 大手企業・学生・金融機関等多様な主体との連携による市内中小企業の環境関連技術等の開発支援
- ◎ 川崎国際環境技術展を軸とした市内中小企業が有する環境関連技術・サービスの開発・普及などの多面的展開
- 市内中小企業に脱炭素経営を含むESG経営の普及を促進するための支援強化
- 「ウェルテック」を軸とした、福祉領域の課題に対応する製品・サービスの創出を目的とした仮説検証・実証の場の提供等、製品の改良・開発支援の実施
- かわさき基準認証事業による福祉製品等の普及・活用促進

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- ◎ 脱炭素社会の実現と持続可能な経済成長の両立を目指し、引き続きビジネスを重視した川崎国際環境技術展の開催等によるマッチングを促進し、中小企業をはじめとする市内企業が環境産業へ取り組むための新たな支援策を実施します。
- ESG経営実態把握調査やESG経営カルテの分析、川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム等の会議体での情報共有等を通じて、ESG経営の普及促進を図ります。
- 介護現場における人材不足や、高齢者や障害者の地域での自立した暮らしなど、介護・福祉領域の課題に応じた製品等の開発促進を目的に、ケアイノベーションの取組として、「ウェルテック」を軸とした複合福祉センター内の事業所や、総合リハビリテーション推進センターとの連携により、製品等の改良・開発支援を実施します。
- 創出した製品等の普及・活用促進を目的に、かわさき基準認証事業を実施します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
サステナビリティ関連事業者支援事業	関連プロジェクト参画打診件数（毎年度） 国際環境技術展でのビジネスマッチング成立件数（毎年度） 脱炭素関連に取り組む市内中小企業の割合（令和6年度 23.3%→令和11年度 30%）

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(4) 臨海部における新産業の創出

第1章
策定にあたって

◆ 概要

臨海部における新産業の創出に向けた取組を推進します。

◆ 第3期の主な取組状況

- ナノ医療イノベーションセンターの運営等に関する各種会議に参加し、持続的・自立的な運営に向けた指導・助言を行うとともに、入居者の誘致支援を実施しました。
- 研究成果の早期実用化に向け、センターが実施する特許相談会や知財マッチング等の事業化支援を行いました。
- 産学・産産連携など拠点活動の活性化を通じた地域産業への波及促進のため、キングスカイフロント域内外の企業等マッチングを実施しました。
- 臨海部の基幹産業を取り巻く環境の変化や事業再編の進展に対応するため、臨海部の持続的発展をけん引する新産業拠点の形成や、社会課題の解決に資するエリアづくりに向けて、土地利用転換に関する取組を推進しました。

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- キングスカイフロントにおいては、イノベーションの鍵となるスタートアップ企業等が進出しやすい取組を行い、拠点内外との連携を促進することが必要です。
- ナノ医療イノベーションセンターにおける研究成果の実用化に向けた取組を推進し、事業化を促進する必要があります。
- ◎ 南渡田地区においては、研究開発のみならず、社会実装に向けた試作・少量生産といったスケールアップを実現する、マテリアルの新産業拠点形成を目指し、企業集積等を進める必要があります。また、拠点整備の進捗にあわせ、拠点の価値を高めるイノベーション・エコシステムの構築や交通機能強化に向けた取組が必要です。
- ◎ 扇島地区においては、土地利用転換の早期実現に向けて、限られた期間において、道路等のインフラ基盤を着実に整備していくことが必要です。

第4章
基本施策1

第5章
進捗管理



空から見た臨海部



多様な人材が集まり交流が生まれている
キングスカイフロント



南渡田地区（I期地区）の完成イメージ

※イメージパース内の周辺建物は、Vexcel Imaging US社の都市モデルを使用しています。

基本施策1 イノベーションを創出する環境整備

(4) 臨海部における新産業の創出

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- キングスカイフロントにおけるライフサイエンス分野の世界最高水準の研究開発拠点の形成
- ◎ 南渡田地区における新産業拠点形成に向けた研究開発施設等整備と企業集積
- ◎ 扇島地区における先導エリアの一部土地利用開始に向けた取組の推進

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- キングスカイフロントにおけるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、スタートアップの集積・成長、グローバルな交流・連携や、協業・共同研究等の取組を推進するとともに、ナノ医療イノベーションセンターにおいては、安定的な運営のため、市と川崎市産業振興財団が共同・連携し研究成果の実用化に向けて研究支援事業に取り組んでいます。
- ◎ 南渡田地区のⅠ期地区（北地区北側）において、大規模な研究開発施設の整備を推進するとともに、次期地区の事業着手に向けた取組を進めます。また、多様な関係者とネットワークを構築し、地区の将来像や導入機能等に関する検討を進めながら、拠点の価値を高めるイノベーション・エコシステム構築に向けた取組を推進します。
- ◎ 南渡田地区の段階的な土地利用転換に合わせ、交通広場の整備など交通拠点の強化を図り、新たな就業者や来街者等の利便性を高める取組を推進します。
- ◎ 扇島地区において、水素等のカーボンニュートラルエネルギーの受入・供給拠点の形成など、先導エリアの一部土地利用開始に向けた取組を推進するとともに、扇島地区全体の計画的なまちづくりを見据え、道路等のインフラ基盤の整備に向けた取組を進めます。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
殿町国際戦略拠点推進事業	企業等マッチング累計件数（令和6年度：147件→令和11年度：267件）
大規模土地利用転換推進事業	南渡田北地区北側の一部供用開始（令和9年度） 南渡田次期地区の事業着手（令和10年度） 扇島地区先導エリアの一部土地利用開始（令和10年度） 扇島アクセス道路の一部供用開始（令和10年度）

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

第1章
策定にあたって

◆ 目標

中小企業が経営力を高め、地域経済の活性化に寄与しながら持続的に発展している

◆ 成果指標

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策2

第5章
進捗管理

名称		現状	目標値
1	資本金 1 億円未満の黒字法人の割合（経済労働局調べ）	40.3% （令和 6 年度）	44.3%以上 （令和11年度）
説明	資本金 1 億円未満の法人のうち、 法人市民税（法人税割）が課税されている法人の割合		
2	資本金 1 億円未満の法人に対する 法人市民税(法人税割)課税額（経済労働局調べ）	3,343百万円 （令和 6 年度）	3,637百万円以上 （令和11年度）
説明	資本金 1 億円未満の法人の収益に対して課税される額		
3	事業所数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く) （経済センサス基礎調査）	32,500社 （令和 6 年度）	32,750社以上 （令和11年度）
説明	民営事業所数 （雇用者のいない個人経営の事業所を除く）		

◆ 取組の方向性

- 国や県、地域の産業支援機関等との連携による、市内中小企業の抱えるさまざまな課題・ニーズへの対応に向けた多面的な取組の推進
- 工業系用途地域における製造業等による持続的な土地利用と、中小製造業者の操業環境整備に向けた取組の推進
- 多様化する市内中小企業のニーズ等に対応した、海外へのビジネス展開支援の実施

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成



関連するSDGs

◆ 取組項目・取組内容

(1) 中小企業の経営力強化

- 市内中小企業の経営改善に向けたデジタル化等による生産性向上の促進や、競争力強化に向けた新たなビジネス創出・販路開拓支援のほか、事業承継・BCP策定支援等による事業継続力の強化に向けた支援を実施します。
- 中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出を促進するため、川崎市産業振興財団と連携を図り、多面的な支援を展開します。

(2) 中小企業の立地促進と操業環境の保全

- 立地ニーズに応じた事業用地等のマッチング、貸工場等の開発誘導、産業立地を促進した地区における土地の貸付や相談対応を通じ、市内の産業集積を維持します。
- 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら、産業集積の維持・強化を進めます。

(3) 中小企業の経営安定

- 川崎市信用保証協会や取扱金融機関との連携による制度融資を実施し、信用保証料や代位弁済の補助を行うとともに、セーフティネット保証認定や金融相談等により、中小企業等の資金調達の円滑化を図ります。

(4) 海外展開・対内投資の促進

- 海外での販路開拓等に向けた商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内中小企業の海外におけるビジネス展開を促進します。
- 外資系企業等に対して、本市ビジネス環境情報を効果的に発信し、対内投資を促進します。

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(1) 中小企業の経営力強化

◆ 概要

市内中小企業の持続的な成長と競争力の強化を図るため、経営改善、生産性向上、新事業の創出、販路拡大など多面的な支援に取り組めます。

◆ 第3期の主な取組状況

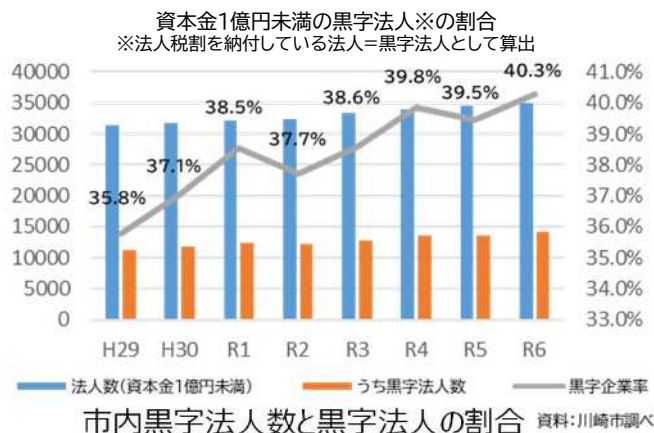
- 国や県、市産業振興財団のほか、市内の各業界団体等と連携を図り、研究開発、ビジネス創出、販路拡大等の市内中小企業や業界団体等が抱えるさまざまな課題に対して、ニーズに応じた多面的な支援を実施しました。
- 大企業等が保有する特許やノウハウ等の知的財産を活用し、中小企業の新事業展開を促進するためのビジネスマッチングを支援するとともに、ライセンス契約後の製品化、販路開拓までの一貫した支援を行いました。
- 働きやすい環境の整備や生産性向上の取組を通じ、市内中小企業等の生産性の向上・競争力の強化を図りました。
- 啓発セミナー、専門家派遣や後継者育成講座、市内中小企業に対する伴走支援などにより事業承継に向けた支援を実施しました。

◆ 取組の主な課題

- 市内中小企業の黒字法人数は伸びているものの、人手不足や、設備の更新、賃上げ原資の確保、販路開拓などさまざまな経営課題に直面しており、これらの課題に幅広く対応するため、市産業振興財団のほか、市内の経済団体等との連携を強化し、業種や規模の異なる企業間のビジネスマッチングの強化により、新たなビジネスの創出や販路拡大につながる取組を進める必要があります。
- 中小企業白書によると、中小企業のデジタル化の取組は浸透しつつあるものの、まだ取り組めていない企業も一定数存在しており、またDX化の取組は広がりが見られない状況であることから、働き方改革や生産性の向上をより一層推進していく必要があります。
- 経営者の高齢化や後継者不在による廃業が増加しており、M&Aや事業譲渡など第三者承継を含めた事業承継に向けた準備段階の支援を強化する必要があります。



ビジネスマッチング支援事例
(川崎ニッチ技術ニ展示会)



後継者育成講座の様子

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(1) 中小企業の経営力強化

◆ 第4期での取組の方向性

- 中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出を促進するため、本市と、国・県、関係団体等との連携の強化
- 中小企業とさまざまな事業主体が交流・連携する機会の創出と事業転換、新製品・新技術の開発、新市場の開拓などの取組への支援
- 地域のサプライチェーン等の中核として期待される中堅企業の創出に向けた取組手法等の検討・実施
- 最低賃金の引上げ・人材不足など社会経済環境の変化に対し、柔軟に対応できる企業の経営基盤の強化に向けた支援
- 円滑な事業承継に向けた準備段階からの伴走支援、及び災害リスク等に対応したBCP策定の支援

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 国・県及び市産業振興財団のほか、市内の経済団体等と連携し、ワンストップによる窓口相談の実施や短期の無料訪問コンサルティング、専門家の派遣等を通じた経営課題の解決など、中小企業の経営改善・基盤の強化に資する支援を多面的に実施します。
- 市内中小企業が持つ優れた製品・技術と大企業や大学・研究機関、他自治体の企業等のマッチング等により、中小企業のビジネスモデルの変革や既存サービスの改善、新たなビジネスの創出、販路開拓などを支援します。
- ◎ 中堅企業をめざす企業が有する課題等を調査するとともに、効果的な支援手法等の検討を行います。
- 最低賃金の引上げ、業種によって異なる業務効率化の課題などの社会経済環境の変化に対して、中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業のデジタル技術・生産設備等の導入を通じた生産性向上の取組への支援等を行います。
- 事業承継について、M&Aや事業譲渡など第三者承継を含めた手法を検討しながら、専門家や支援機関、金融機関のほか、民間支援事業者等と連携し、事業承継に向けた早期準備を促進するとともに、企業価値の向上を図るための伴走支援を行います。また、災害リスク等に対応したBCP策定について専門家派遣や啓発セミナー等の支援を行います。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
中小企業経営基盤強化事業	セミナー等のイベントの参加者数（令和6年度：789人→令和11年度：1,000人） 企業への事業承継に向けた支援（毎年度）
産業支援機関連携事業	中小企業等経営相談（毎年度） 中小企業等への連携促進支援の実施（毎年度） 出張キャラバン隊による訪問支援の実施（毎年度）

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(2) 中小企業の立地促進と操業環境の保全

第1章
策定にあたって

◆ 概要

事業用地のマッチング、土地貸付等による長期安定的な操業環境の確保に加え、中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図り、市内の産業集積の維持・強化を進めます。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を目指し、内陸部の準工業地域における住工共生のまちづくりに向けたイベントの開催、中小製造業者の工場等の新增設や、近隣の住環境との調和を図るための設備投資に対する助成などを実施するとともに、産業立地の誘導に向けた企業の立地ニーズ情報収集、マッチング支援や、大規模な産業支援施設（貸工場・貸研究開発施設）の開発誘導などにより産業集積の維持・強化を進めました。
- 本市が産業立地を促進した地区（マイコンシティ地区、水江町地区、新川崎A地区）において、市有地を企業に貸し出すとともに、民間所有地への産業支援施設の誘致及び立地調整を行いました。また、立地企業との連絡会や交流会を開催し、企業間連携を促進しました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

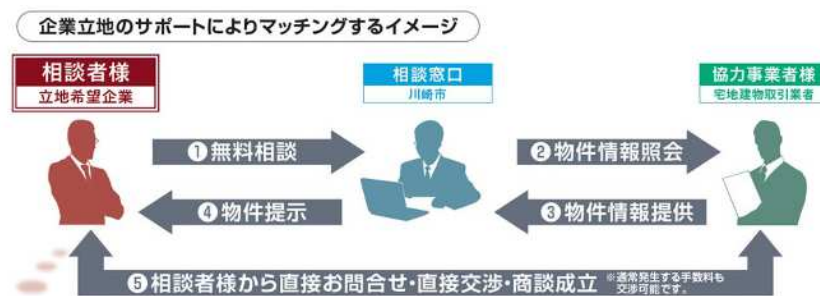
- 多くの中小製造業者が、近隣の住宅地化等により操業に係る課題を抱えているほか、準工業地域・工業地域において、工場跡地が住宅や物流施設に土地利用転換されるなど、工業系の用地環境が減少し、ものづくり産業の維持や事業所の集積に課題が生じています。
- ◎ 大規模な産業支援施設の開発計画が令和9(2027)年度以降に複数予定されており、中小製造業者等の受け皿となる物件が多数供給されますが、引き続き多様な物件ニーズに対応する必要があります。また、産業支援施設の開発を行うことで、雇用や地域経済への波及効果を高めるとともに、新たなサプライチェーンの構築が期待される、成長分野の企業や中堅企業等の有望な企業の誘致に取り組む必要があります。
- ◎ 経済成長の観点から、国内のみならず海外の企業もターゲットにした効果的な誘致施策を推進する必要があります。

第4章
基本施策2

第5章
進捗管理



住工共生のまちづくりに向けたイベント、オープンファクトリーの様子



立地マッチング事業のイメージ図



民間開発事業者による、高津区下野毛地区に開発予定の産業支援施設

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(2) 中小企業の立地促進と操業環境の保全

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図る施策の推進
- 地域特性に応じた産業立地の誘導に向けた企業の立地ニーズ情報収集、マッチング支援や、産業支援施設（貸工場・貸研究開発施設）の開発誘導
- ◎ 産業支援施設の開発に合わせた、国内外の有望な企業の誘致
- 本市が産業立地を促進した地区における市有地の貸付や売却による、立地企業の長期安定的な操業環境の確保及び産業集積の維持
- ◎ 工場立地法の特定工場における設備投資と緑化の双方の誘導による、事業所と周辺地域の生活環境が調和した、環境整備の推進

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 企業の操業に対する理解の促進を図るとともに、子どもたちなど地域住民のものづくりへの関心を高めるため、地域の工業団体が主体となって実施する、中小製造業者と地域住民との交流イベント（オープンファクトリー等）の開催を支援します。
- 住工の調和を図るため、中小製造業者の操業環境の改善（防音・防振・脱臭・浸水対策等）のための助成や、市内工業系用途地域への市内外の成長意欲の高い中小製造業者の立地に対する助成を行います。
- 工業系用途地域における製造業の集積維持のため、産業支援施設（貸工場・貸研究開発施設）の開発誘導や不動産事業者等との連携強化による物件情報の入手を進めるとともに、国内外の有力な企業の市内への誘致を行います。
- 市が産業立地を促進した地区（マイコンシティ地区、水江町地区、新川崎A地区）において、立地企業の長期安定的な操業環境を確保するとともに、マイコンシティ地区に新たに立地する産業支援施設と、立地企業との交流を促進します。
- ◎ 工場立地法の特定工場において、設備投資と緑化の双方を誘導しつつ、周辺地域と調和した環境の整備に向けて、適切な支援を行います。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
産業集積・操業環境保全事業	地域とのイベント活動の実施（毎年度） 事業用地の紹介累計件数（75件（令和8～令和11年度））

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(3) 中小企業の経営安定

第1章
策定にあたって

◆ 概要

川崎市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業等の資金繰りや経営改善、創業等を支援するとともに、災害・不況時にはセーフティネット保証認定や金融相談に対応するなど、資金面から中小企業等の経営を支援します。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等、社会経済環境の変化により、中小企業等が抱える経営課題に対応し、金融機関の継続的な伴走支援による経営の安定や収益改善を目的とする「川崎市伴走支援型経営改善資金」及び「川崎市伴走支援型経営力強化資金」等の融資制度を運用し、中小企業等の資金繰りを支援しました。
- 制度融資の預託や信用保証料補助、利子補給を行ったほか、市信用保証協会による信用保証を促進するため、代位弁済補助を行いました。
- 不況や災害、社会経済環境の変化により、売上が減少した中小企業等に対し、セーフティネット保証認定を行うとともに、金融相談に対応しました。

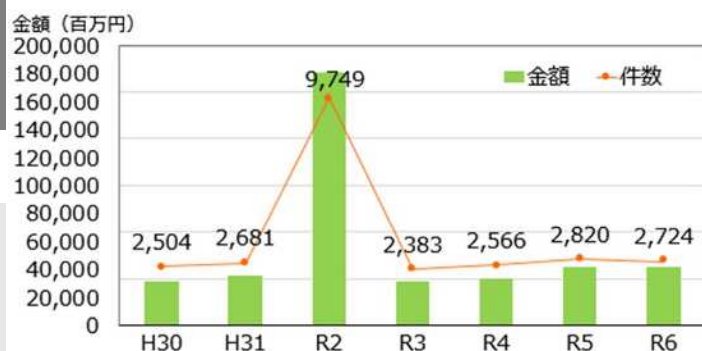
第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題

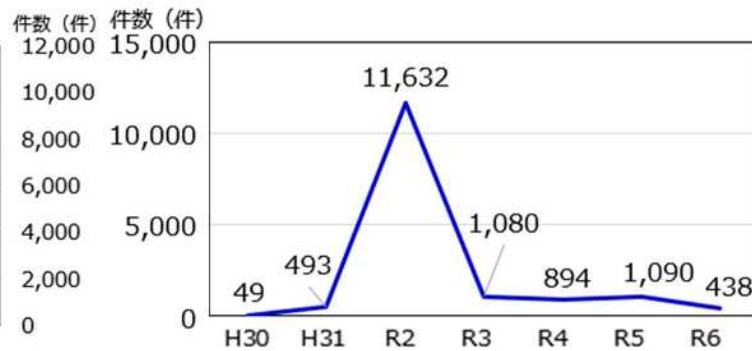
- 金利上昇や物価高騰等、社会経済環境の変化に即した適切な制度の運用が求められています。
- 中小企業等の経営の安定化や成長を支援する間接融資制度を円滑に運用するため、川崎市信用保証協会や金融機関等と更なる連携を図る必要があります。

第4章
基本施策2

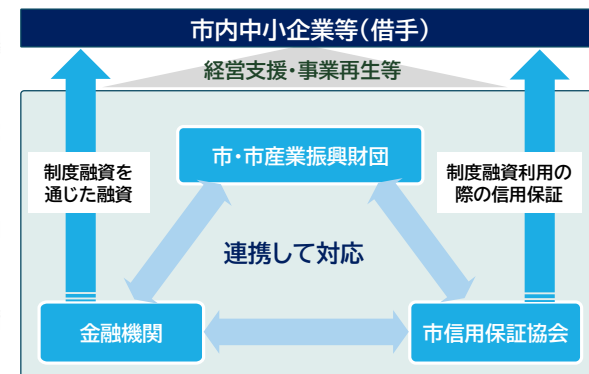
第5章
進捗管理



融資実績（件数・金額）の推移
（川崎市調べ、川崎市信用保証協会資料より作成）



セーフティネット保証認定の推移
（川崎市調べ）



中小企業等への資金繰り支援のしくみ

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(3) 中小企業の経営安定

◆ 第4期での取組の方向性

- 大規模な経済危機や災害、脱炭素などの対応等、社会経済環境の変化に伴う中小企業等の経営課題に即した最適な融資制度の設計・運用
- 不況、災害等により、経営に支障が出ている中小企業等に向けたセーフティネット保証認定や金融相談による支援

◆ 第4期での主な取組内容

- 大規模な経済危機や災害等に伴う中小企業等の経営悪化に対応した融資制度の運用を行うとともに、状況に応じて臨時金融相談窓口を設置するなど、資金繰り支援を行います。
- 社会経済環境の変化に対応するとともに、中小企業等の資金ニーズ等を把握しながら、時勢に対応した融資制度の運用を行います。
- 市内における創業や事業の成長を促進するため、川崎市信用保証協会等の関係機関や金融機関と連携し、前向きな資金ニーズに対応した円滑な融資制度の運用を図ります。
- 不況、災害等により、経営に支障が出ている中小企業等に対し、セーフティネット保証認定や金融相談による支援を行います。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
中小企業融資支援事業	中小企業等に対する融資支援・金融相談（毎年度）

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(4) 海外展開・対内投資の促進

第1章
策定にあたって

◆ 概要

市内中小企業の海外におけるビジネス展開を促進するとともに、外資系企業等の本市への対内投資促進を図ります。

◆ 第3期の主な取組状況

- 海外での販路開拓等に向けた商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内中小企業の海外におけるビジネス展開を促進しました。
- 外資系企業等に対して、本市ビジネス環境情報を効果的に発信し、対内投資を促進しました。

第2章
現状と環境変化

◆ 取組の主な課題

- 市内中小企業の国際競争力を強化するにあたっては、ビジネスパートナーや海外展開に必要な人材、ノウハウの不足、為替変動による収益への影響、さらに世界情勢の不安定化に伴う地政学リスクなど、さまざまな課題に直面しています。こうした状況を踏まえ、行政や支援機関が連携し、ビジネスパートナーや海外展開に向けた人材の確保、専門家による伴走支援、法制度や商習慣等についての情報提供など、多角的かつ継続的な支援策を講じることが必要です。
- 国際情勢の不確実性や市場競争の激化により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化しており、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、安定的かつ持続可能な供給体制の構築が課題となっています。
- 海外から本市への投資を呼び込むには、本市が持つ地理的優位性や交通アクセスの利便性、さらには世界的に評価される企業や研究開発機関の産業集積しており、イノベーション創出の土壌が整っているといった強みを、効果的に情報発信を行い、国際的知名度を高めることが必要です。

第3章
基本的な考え方

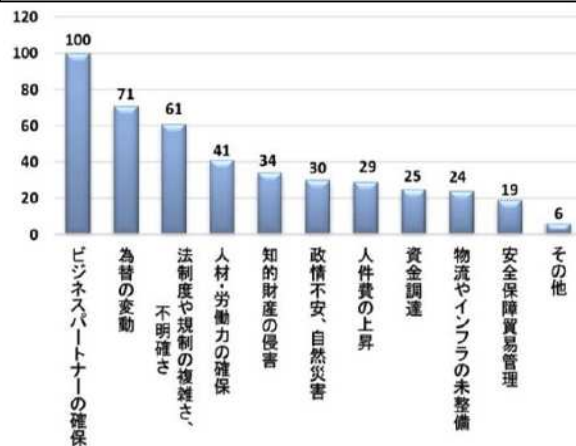
第4章
基本施策2

第5章
進捗管理



台湾インテックエキスポでの出展の様子

海外展開における課題又は支障やリスクについて



(令和5年1月実施「川崎市内中堅・中小企業経営実態調査レポート」)



令和6年度ベトナムビジネス商談会の様子

基本施策2 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

(4) 海外展開・対内投資の促進

◆ 第4期での取組の方向性

- 海外展開支援機関と連携しながら、市内企業の多様な業種やニーズ、世界情勢等に対応した海外におけるビジネス展開支援
- 外資系企業等の誘致に向けた本市ビジネス環境の効果的な情報発信

◆ 第4期での主な取組内容

- 海外販路の開拓等海外展開に向けた機会の創出や必要情報の提供に向け、支援機関である「川崎市海外ビジネス支援センター（KOBS）」において、関係機関や専門コンサルタント等と連携を図るとともに、専門コーディネーターを配置し、市内事業者の海外展開状況に合わせたサービスを提供し、伴走支援を行います。
- 海外展開におけるビジネス展開の目的は、販路開拓や製造委託先・製品や部素材調達先・ビジネスパートナーの開拓、高度外国人材の採用・定着、その他提携先の確保等さまざまであることから、個々の企業の多様なニーズに対応した海外展開支援を実施します。
- 密度の高い情報収集が行える現地での調査やサンプル等を用いた対面での商談等の手法は効果的であるため、世界情勢を見極めながら、オンラインと並行して現地での支援を実施します。
- JETRO等支援機関や神奈川県等の関係自治体など、多様な主体との連携を促進し、かつ外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問等の機会を捉え、地理的優位性や交通アクセスの利便性、さらには企業や研究開発機関の集積といった本市の優れたビジネス環境をPRすることで、外資系企業等の対内投資を促進します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
海外展開促進事業	企業の海外展開に向けた支援（毎年度）

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

第1章
策定にあたって

◆ 目標

交流と流通が促進され、地域に賑わいと活力が生まれている

◆ 成果指標

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策3

名称		現状	目標値
1	本市への訪日外国人旅行者数 (モバイル空間統計)	69万人 (令和6年)	105万人以上 (令和11年)
説明	NTTドコモのモバイル空間統計を活用した 「神奈川県観光オープンデータ（神奈川県観光協会）」 に基づく本市を訪問した外国人旅行者数		
2	宿泊施設の年間宿泊者数（経済労働局調べ）	231万人泊 (令和6年)	247万人泊以上 (令和11年)
説明	国土交通省「宿泊旅行統計調査」をもとに、 本市が独自に推計した人数		
3	観光・商業関連事業者が新たに生み出した付加価値（経済労働局調べ）	1,764億円 (令和6年)	2,026億円以上 (令和11年)
説明	「経済構造実態調査」をもとに、本市が独自に集計した 小売業、宿泊業、飲食サービス業、 生活関連サービス業、娯楽業の付加価値額の合計		

◆ 取組の方向性

第5章
進捗管理

- 誘客・交流の促進と受入体制の充実によるまちの魅力向上
- 地域特性を活かした個店・商店街支援による商業地域の活性化と、生鮮食料品等の安定供給の確保に向けた卸売市場の機能更新等の推進
- 魅力的な競輪開催と事業収益の確保・活用による賑わいの創出
- 消費者被害の救済及び未然防止に向けた取組の推進

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

◆ 取組項目・取組内容

(1) 誘客・交流の促進

- 今の川崎を楽しみ、人と人をつなぎ、住む人と訪れる人が交流し、幸せになる川崎らしい観光カルチャーを創造するひとを発掘・誘引します。
- ビジネス層や、ありのままの川崎をポジティブに捉える国内外のひとへ川崎の魅力を発信し、誘客・交流を促進します。

(2) 商業力の強化・商店街の活性化

- 既存店舗の魅力の発掘、発信、向上などの支援に加え、開業支援や市外等からの商業者誘致などにより、商業地域の核となる魅力ある個店づくりを推進します。
- 広域・生活拠点など地域特性を踏まえた、商業地域へのハード・ソフト支援により賑わい創出・地域連携の誘導を行います。

(3) 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新

- 市場施設の更新などを通じて、施設老朽化に対応するとともに市場機能の強化を図ります。あわせて、南北市場別の収支を把握しつつ、卸売市場特別会計の健全化を図ります。

(4) 持続可能で市民に親しまれる競輪場づくり

- 市内外の多くの方々に来場いただける競輪場づくりに向けて、魅力ある競輪開催とレースを観戦しやすい環境づくりを実施します。
- 効率的・効果的な競輪場運営と売上の向上を図り、収益の確保に努めながら、持続可能で安定した事業運営を推進します。

(5) 消費者被害の救済と未然防止

- 消費生活に関する相談に対して、専門的な知見に基づく情報提供等を行うとともに、消費者教育や啓発を通じて被害の救済及び未然防止を図ります。



関連するSDGs

第1章
策定にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策3

第5章
進捗管理

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(1) 誘客・交流の促進

第1章
策定にあたって

◆ 概要

- 川崎のありのままの魅力に光をあて、住む人・訪れる人が共に楽しい“川崎らしい観光”を目指します。
- 市民祭りや花火大会などのイベントを開催することで、市内外の交流を促進します。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 観光パンフレットやHP、「かわさき きたテラス」での観光情報の案内、各種プロモーションの実施、ナイトタイムエコノミーの取組推進など、観光協会、商工会議所、企業、近隣自治体等との連携を図りながら、本市の多彩な観光資源の魅力発信を図りました。
- 産業観光ツアーや工場夜景ツアー、教育旅行誘致活動を推進し、国内外の本市への誘客に繋がりました。
- 市民祭りや花火大会などのイベントを開催し、多くの市民に参加いただきました。
- 企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与するため、川崎市コンベンションホールの管理運営を行いました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

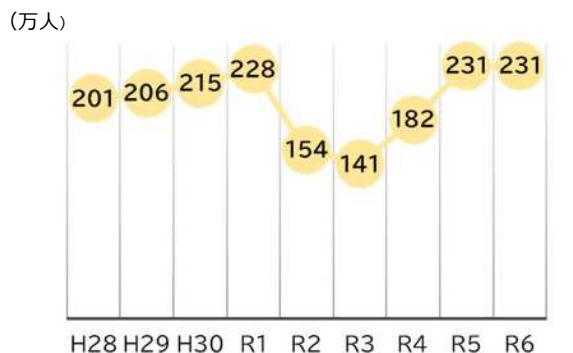
- 令和6(2024)年の年間訪日外客数は3,687万人となり、これまでの最多であった令和元(2019)年を上回り、過去最多となりました（令和7年3月19日 日本政府観光局 訪日外客統計）。これらの動向を踏まえ、本市への訪日外国人の誘客を進めていく必要があります。
- ◎ 市全体の観光まちづくりを推進する体制が整っていないため、役割分担を明確にしながら観光推進体制を整えていく必要があります。
- 市民祭りや花火大会は、物価や人件費等の高騰により、開催費用が増加していることから、今後とも、安全を確保しながら収支均衡を図り、持続的に開催するとともに、コンテンツやプログラム等の更新を図ることで、市民に一層親しまれるイベントとすることが課題となっています。
- コンベンションホールについては、会合需要の回復傾向を踏まえ、多様な主体が交流する機会を創出し、一層の連携を促す必要があります。

第4章
基本施策3

第5章
進捗管理



川崎工場夜景ツアー



宿泊施設の年間宿泊者数（川崎市調べ）



海外向けSNSでの生田緑地の紹介

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(1) 誘客・交流の促進

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 観光の担い手が参加しやすいしくみの構築
- ターゲットを明確にしたプロモーション・コンテンツ造成やインバウンドの市内誘客の強化、ビジネス客の満足度向上など誘客戦略の明確化
- ◎ 実行性と柔軟性のある観光推進体制の整備
- 市民祭りや花火大会等イベントの開催
- コンベンションホールの運営による多様な主体が交流する機会創出の促進

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 市民や事業者が川崎の日常や食・イベントなど、地域に根ざした魅力を発信できるしくみを構築します。
- 音楽・スポーツ・アニメ・ナイトイベントなど市内の多様な魅力を組み合わせ、昼夜を通じた回遊と滞在を促します。
- 訪日外国人に向けた地元の方も利用する川崎らしい飲食店の情報発信、身近なコンテンツを活かした体験ツアーの造成・販売等を行います。
- ◎ 地域に根差し、長期的な視点をもった戦略的な観光推進体制の構築を進めます。
- 市民祭りと花火大会については、安全確保とコンテンツの充実を前提に、今後も持続的に開催していくことで、「ふるさと・川崎」の意識の醸成や豊かな市民文化の創造を図ります。
- コンベンションホールを運営することで、企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、各主体の間における連携を促進し、もって地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
誘客・交流促進事業	本市への国内旅行者数（令和6年：1,428万人 → 令和11年：1,655万人） 市観光協会と連携した観光施策の実施（毎年度） 海外向けSNSによる情報発信（毎年度） 花火大会の開催（毎年度）

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(2) 商業力の強化・商店街の活性化

第1章
策定にあたって

◆ 概要

- 既存店舗の魅力の発掘、発信、向上などの支援に加え、開業支援や市外等からの商業者誘致などにより、商業地域の核となる魅力ある個店づくりを推進します。
- 広域・生活拠点など地域特性を踏まえた、商業地域へのハード・ソフト支援により賑わい創出・地域連携の誘導を行います。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 川崎に愛着を持ち、賑わいの創出を担う次世代の商業者の発掘・育成や、魅力ある個店の集積に向けた取組等により、まちの価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図りました。
- 商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図りました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題

- 高齢化・後継者不足による廃業が、商店街の空洞化や空き店舗の増加につながっている状況を踏まえ、新たな中核的な担い手創出のため、意欲ある商業者の創出や誘致を強化する必要があります。
- 商業者のデジタル化への対応、商品開発のノウハウ蓄積、多様なニーズへの対応、特色ある商品を販売する店舗の発掘・PRなどにより、商業力の強化を図る必要があります。
- 商業者、商店街、地域のまちづくりの視点から、さまざまな取組を実践している事業者等との協働・連携を強化するほか、地域課題や地域特性に応じた商店街支援と賑わいの創出を強化する必要があります。
- 商店街の組織力低下等により、商店街施設の維持・管理を継続することが困難な状況にあり、どのように継続していくかが課題となっています。

第4章
基本施策3

第5章
進捗管理

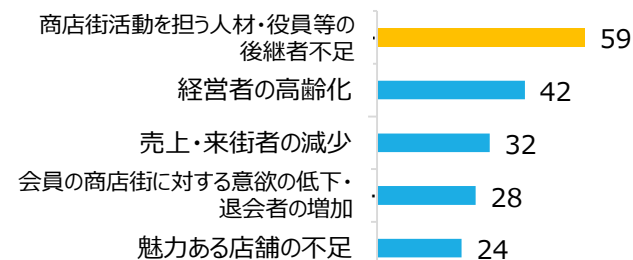


さぎ沼まつり



かわさきAKINAI AWARD #かわさき推しメシ

現在のお困りごとやお悩みについて（上位5項目抜粋）



令和7(2025)年度商店街アンケート（川崎市調べ）

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(2) 商業力の強化・商店街の活性化

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 新たな価値づくりに挑戦する意欲ある商業者等への支援を通じた商業の活性化
- 商店街の課題解決と地域の強みや特性を活かした商業地域活性化の取組等による活力ある商業地域の形成
- ◎ 商店街と地域コミュニティ等との連携（地域団体等との連携促進により、地域コミュニティの一員としての機能発揮による価値向上）支援
- 商店街が保有する施設の老朽化や適正な維持・管理等の課題への対応

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 開業希望者を支援するため、地域の中核的な担い手等と連携し、創業に向けた支援を行うとともに、商業者を地域とつなげ、地域への愛着を醸成することで、住民に愛され、必要とされる個店の育成・集積を図ります。
- ◎ 商業者による新商品開発、新事業展開、デジタル化など魅力あふれる個店創出に向けた支援や、空き店舗の有効活用など開業希望者や市内に新たに進出する個店の集積を図る取組を推進するとともに、市内の意欲ある店舗や商品を掘り起こし、効果的なPRや多様な主体との連携を図ることにより、地域価値を高める商業地域の形成を推進します。
- 商店街等が実施するイベントや複数の商店街、外部団体等多様な主体と連携した拠点における賑わいの創出に向けたイベント等を支援します。
- 商店街や商業者グループ等が抱えているさまざまな課題に対して、県や市産業振興財団等と連携し、課題解決に向け専門家派遣による助言等を行うとともに、他の商店街の取組等を共有するなど、商店街同士の連携を推進します。
- ◎ 集客力のあるイベントの発掘を図るとともに、活動する場所を探している団体等と商店街とのマッチングを行うことにより、地域の賑わいの創出や、地域におけるコミュニティ機能の向上を図ります。
- ◎ 商店街の安全・安心に向けた施設整備や老朽化した街路灯の撤去、商店街が管理する施設の適切な維持・管理に向けた取組を支援します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
商業振興事業	魅力あふれる個店の創出に向けた支援（毎年度） 商店街等の活性化に向けた支援（毎年度）

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(3) 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新

第1章
策定にあたって

◆ 概要

- 2つの卸売市場の着実な運営を通じて効率的で安定的な生鮮食料品等の供給を継続します。
- 社会経済環境の変化に対応した持続可能な卸売市場であり続けるため、機能更新の取組を継続します。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化や市場運営の効率化、経営の健全化に向けた取組を通じて、これからの社会にふさわしい持続可能な卸売市場の構築を図りました。
- 老朽化した市場施設の補修・改修や市場機能強化に向けた取組を推進することで、市場機能の維持・向上を図りました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- ◎ 市場外流通だけでなく市場間競争も激化する中、北部市場では取扱数量・金額ともに減少が続いており、市場全体の縮小均衡が懸念される状況です。一方、南部市場では量販店対応などにより一定の回復傾向がみられるものの、安定的な供給力と取扱拡大の基盤は、引き続き脆弱です。
- 量販店等を中心とした加工対応、品質・衛生管理体制の構築が求められるほか、輸出入やインバウンド消費の増加、働き方改革関連法によるドライバーの労働時間への上限規制など、急速な消費者ニーズの変化や社会的要請に対応した市場機能を整備することが必要です。
- 南北市場ともに、立地ポテンシャルを十分に活かしておらず、既に農業生産者の大型化（統合等による産地JAの集約化や生産者の法人化等）が進むなど出荷先である卸売市場の選別が行われており、新たな事業展開に向けて場内事業者の経営力向上が課題となっています。
- 北部市場では取扱数量の減少に伴う使用料収入の減少が、南部市場では施設の老朽化による修繕費の増加等が生じていることから、市場経営の再構築と、安定した収益構造の確立を通じた、市場会計の健全化が求められています。

第4章
基本施策3

第5章
進捗管理



市民に親しまれる市場の実現に向けた取組
(北部市場)



市民に親しまれる市場の実現に向けた取組
(南部市場)



品質管理対応のための低温管理設備
(北部市場)

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(3) 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新

◆ 第4期での取組の方向性

- 南北市場のそれぞれの特徴を生かした活性化や市場運営の効率化等に努め、生鮮食料品等の安定的な供給を図る
- 「川崎市中央卸売市場北部市場機能更新に係る基本計画」に基づき、機能更新の着実な推進
- 「川崎市地方卸売市場南部市場の今後の運営に関する基本的な考え方」に基づき、更なる市場の効率的な運営等に向けた取組の推進

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 全国的に生鮮食料品等の卸売市場を経由した取引が減少傾向にある状況の中、開設者と場内事業者が連携し、取扱数量回復に向けた取組のほか、機能更新等も見据え、場内事業者の財務状況の健全化のため、事業者の経営支援を行うとともに、新たな販路拡大に向けた取組を推進します。
- ◎ 南北市場は市民等への食の安定供給に貢献してきましたが、北部市場は機能更新を契機として、消費地市場としての存在価値に加え、中継拠点として機能強化し、首都圏の食に貢献する市場化を推進し、南部市場は北部市場との相乗効果を発揮し地域の多様な需要に対応し、地域に貢献する市場化を推進します。両市場とも、時短・簡便志向の高まりや品質管理の需要増など時代の変化に伴う消費者ニーズへの対応が不可欠であることから、施設の有効活用を促進し、機能性の高い市場を実現します。
- 市場機能の更新にあたり、安全・安心という社会ニーズへの対応として市場施設の品質管理・衛生管理水準の向上や、施設利用者の円滑な動線確保に取り組むとともに、循環型社会の形成に資するエコ市場化、再生可能エネルギーの活用や資源再利用等を推進します。
- 北部市場は神奈川県の大規模物資輸送拠点に指定され、南部市場とともに本市の地域内輸送拠点の候補地となっていることから、災害対応拠点機能の強化を図るとともに、通常の市場機能（食品流通業務）との両立が可能な施設整備・運用を目指します。
- 地域に存在する市場として、一般市民の来場機会の確保を図り、市場運営とともに食や農業、水産業についての理解を醸成し、市場から市民への直接的還元を促進することを目指します。
- 民間活用事業を推進することにより、卸売市場の特別会計の健全化・持続化に向けた取組を行います。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
卸売市場機能更新事業	北部市場の機能更新に向けた設計・工事等（令和8年度～） 南部市場の基本構想の策定（令和8年度） 南部市場の基本構想に基づく施設運営・整備等の実施（令和9年度～）

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(4) 持続可能で市民に親しまれる競輪場づくり

第1章
策定にあたって

◆ 概要

- 富士見公園との一体感が感じられる空間づくりや施設を利用したイベント開催のほか、日本競輪選手会神奈川支部と連携した地域のイベントへの出店など、競輪の魅力を発信する取組を通じて、「市民に親しまれる競輪場」づくりに向けた取組を推進します。
- 魅力的な競輪開催と効率的・効果的な事業運営による持続可能な競輪場づくりを通じ、収益の確保に努め、適切な施設整備と市財政への貢献として安定した一般会計への繰り出しを行います。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 施設の再整備として東サイドスタンド撤去やバンクの大規模改修等、適切な施設整備を実施しました。
- 公園との一体感の創出に向けた取組として、「全国都市緑化かわさきフェア」との連携に向けて西門を開放するなど、競輪を目的とする方以外の人々が利用しやすい環境を整備し、多くの市民の来場を促進しました。
- ファミリーや若者など新たな層のファンの獲得を目指したイベントの実施や、包括的な業務委託によるスケートボード・BMX練習場「KAWASAKI KEIRIN PARK」の設置・運営など、市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組を実施しました。
- 包括的な業務委託により、柔軟かつ効果的な競輪事業を行いファンサービスの向上を図るとともに、効率的な事業運営を行い、市財政への貢献として目標を上回る額の一般会計への繰り出しを行いました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題

- ネット投票やミッドナイト競輪開催等により売上は向上しているものの、趣味の多様化やファンの高齢化等により入場者数は減少傾向にあります。
- 新たな層のファンの創出や競輪場来場者の獲得に向けて、イベントやファンサービスの充実、SNSを活用した積極的な広報が必要です。
- 持続可能で安定した競輪場運営に向けて、定期的な施設・設備の改修を行う必要があり、計画的な施設整備基金の積立が重要です。
- 安定した一般会計への繰り出しに向けて、効率的な運営や、収益率の高いレースの誘致、より多くの競輪開催の確保に向けた取組が重要です。

第4章
基本施策3

第5章
進捗管理



桜花賞の様子



レースの様子



公園と一体感のある競輪場イメージ

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(4) 持続可能で市民に親しまれる競輪場づくり

◆ 第4期での取組の方向性

- 競輪施設を活用したイベント開催や地域イベントへのブースの出店による競輪の魅力の発信、施設の多目的利用をより一層進めることによる「市民に親しまれる競輪場づくり」に向けた取組の推進
- 新たなファンの創出や競輪場来場者の獲得のため、本場開催のイベント・ファンサービスや、YouTube等のSNSを活用した広報・周知活動の充実に向けた取組の推進
- 持続可能で安定した競輪場運営に向けた適切な施設・設備の改修、及び適正な財源確保に向けた計画的な施設整備基金への積立の実施
- 効率的・効果的な事業運営、収益率の高い特別競輪等の誘致や、より多くの競輪開催の確保に向けた取組を行うことによる売上向上・収益確保、及び安定した一般会計への繰り出しの実施

◆ 第4期での主な取組内容

- 音楽や地域イベント等、競輪場施設の多目的利用を促進するとともに、日本競輪選手会神奈川支部と連携し地域のスポーツイベント等へのブース出店を行うなど、競輪の魅力の発信や社会的認知度の向上を図り「市民に親しまれる競輪場づくり」に向けた取組を行います。
- 桜花賞などの集客が見込める本場開催や場外開催時に、普段競輪に馴染みのない地域住民の方々に競輪場に親しみを持ってもらえるようなイベントを実施するとともに、広報・周知活動を充実させるため、地元企業・団体とコラボしたイベントの実施、YouTube等のSNSの積極的な活用等、新たなファンの創出、来場促進に向けた取組を実施します。
- 適切な施設・設備の改修を着実に進めるため、改修時期の整理を行い、平準化を図りながら、計画的に施設整備基金への積立を行います。
- 効率的・効果的な事業運営を実施するとともに、より多くの車券売上が見込まれる特別競輪等の積極的な誘致や、競輪開催数の拡充に向けた取組を推進することで、売上の向上・収益の確保を図り、安定した一般会計への繰り出しを継続することで地域社会への還元を行います。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
競輪開催・競輪場管理運営事業	競輪の本場開催（毎年度） 事業収益からの一般会計への繰出（毎年度）

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(5) 消費者被害の救済と未然防止

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
第11章
第12章
第13章
第14章
第15章
第16章
第17章
第18章
第19章
第20章
第21章
第22章
第23章
第24章
第25章
第26章
第27章
第28章
第29章
第30章
第31章
第32章
第33章
第34章
第35章
第36章
第37章
第38章
第39章
第40章
第41章
第42章
第43章
第44章
第45章
第46章
第47章
第48章
第49章
第50章
第51章
第52章
第53章
第54章
第55章
第56章
第57章
第58章
第59章
第60章
第61章
第62章
第63章
第64章
第65章
第66章
第67章
第68章
第69章
第70章
第71章
第72章
第73章
第74章
第75章
第76章
第77章
第78章
第79章
第80章
第81章
第82章
第83章
第84章
第85章
第86章
第87章
第88章
第89章
第90章
第91章
第92章
第93章
第94章
第95章
第96章
第97章
第98章
第99章
第100章

◆ 概要

- 持続的で安定的な消費生活相談体制を推進していきます。
- 消費者の自立に向けた効率的・効果的な啓発活動を実施していきます。

◆ 第3期の主な取組状況

- 消費生活に関する相談や苦情に対して、消費生活相談員が専門的な知見に基づく情報提供等の適切かつ迅速な処理を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図りました。
- 消費者被害の未然防止等のための消費者の自立支援及び消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の効果的な推進を図りました。

◆ 取組の主な課題

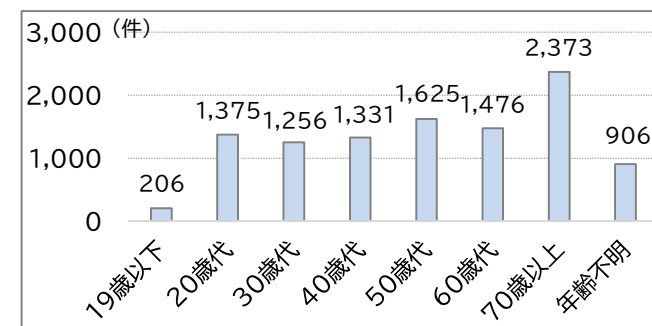
- デジタル技術の飛躍・浸透により、年代を問わずインターネットやSNSの利用が日常的になり、年齢や経済状況等に関わらず消費者トラブルに遭うリスクが高くなっています。
- 成年年齢引下げや社会生活上の経験不足等による若年層の消費者被害の拡大が懸念されます。
- 突然自宅を訪問し、不安をあおるなどして高額な工事契約を締結させる点検商法や、SNSやキャッシュレス化の進展に伴うトラブルなど、消費者トラブルは複雑化・深刻化しています。
- 高齢化の進行と単独世帯の増加により、消費者被害が埋もれ、深刻化するおそれがあります。
- 消費生活に配慮を要する消費者（認知症高齢者、障害者等）が増加しています。



消費者トラブル啓発動画



かしこい消費者講座



年代別相談件数（令和6年度）

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化

(5) 消費者被害の救済と未然防止

◆ 第4期での取組の方向性

- 複雑化・深刻化する消費生活に関する苦情や問い合わせ等の相談への対応
- デジタル技術の活用による効率的な相談業務の実施
- 消費生活相談員のスキル向上に向けた取組の実施
- 消費者被害の未然・拡大防止を図るため、年齢や特性に応じた消費者教育や地域の見守り活動と連携した情報発信等の取組の強化
- 消費者の自立支援と消費生活の安定に向けた消費者行政施策の推進

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 消費生活に関する相談に対して、消費生活相談員が専門的な知見に基づく情報提供等を行います。
- ◎ 全国消費生活情報ネットワークシステム刷新に伴い、相談員の働きやすさの向上なども含めて、相談業務の効率化を進めます。
- デジタル化の進展や社会経済環境の変化等により整備された関係法令等に対応するため、弁護士等による専門的な助言を受け、研修等を実施することにより、消費生活相談員のスキル向上を図ります。
- 消費生活に関する知識の普及や消費者被害を未然に防止するための講座実施、冊子やホームページ等による悪質商法の注意喚起や相談事例等の情報発信、イベントやさまざまな媒体を活用した消費者市民社会の広報により、対象者に応じた適切な消費者教育の展開を図ります。
- 市民や学識経験者等からの消費者行政に関する意見の聴取及び施策への反映を行います。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
消費生活相談・啓発育成事業	全国消費生活情報ネットワークシステム刷新に伴う相談業務の効率化（令和8年度）

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

第1章
策定にあたって

◆ 目標

豊かな農ある都市環境の形成が進んでいる

◆ 成果指標

第2章
現状と環境変化

名称		現状	目標値
1	認定農業者の経営体数（経済労働局調べ）	57経営体 （令和6年度）	65経営体以上 （令和11年度）
説明	市に農業経営改善計画を提出して認定され、支援を受ける認定農業者の累計経営体数		
2	市街化調整区域での農地貸借面積（経済労働局調べ）	13.2ha （令和6年度）	19.6ha以上 （令和11年度）
説明	市街化調整区域内において貸借が行われている農地面積の合計		
3	援農ボランティア数（経済労働局調べ）	172人 （令和6年度）	200人以上 （令和11年度）
説明	かわさきそだち栽培支援講座 （援農ボランティア育成講座）の累計修了生数		

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策4

◆ 取組の方向性

- 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進に向けた、担い手の確保、農業経営の改善及び栽培技術の普及・向上
- 多面的な機能を有する農地の適正な保全・活用の促進
- 市民と農業のつながる場・機会の拡大に向けた、地産地消の推進や農業体験機会等の創出

第5章
進捗管理

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

◆ 取組項目・取組内容



関連するSDGs

(1) 持続的な農業経営の推進

- 今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者（担い手）の育成に向けて、認定農業者のほか、農業経営の改善をめざす販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。
- 農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。
- 都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。

(2) 多面的な機能を有する農地の保全と活用

- 農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。

(3) 農業への理解促進

- イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。
- 川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組みます。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策4

第5章
進捗管理

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

(1) 持続的な農業経営の推進

第1章
策定にあたって

◆ 概要

今後の本市農業を担う農業者の育成や、農産物の生産技術や農業経営に関する支援、及び市民ボランティアの育成等を推進します。また、農業技術支援センターの老朽化への対応や、今後必要な機能についての検討を進めます。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 認定農業者等の経営改善計画の達成に向けた支援や研修会等を行うとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じた農業者同士のネットワークづくりの推進により、農業者（担い手）の育成・確保を図りました。
- 生産者向け講習会・巡回等、農産物の生産技術の向上に向けた支援や、園芸施設等の設置に対する支援、環境保全型農業の普及推進により農業経営の効率化・安定化を図りました。
- 農業振興地域等における農業経営安定化のため、農業用施設の改修、土地改良事業の支援を行いました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題

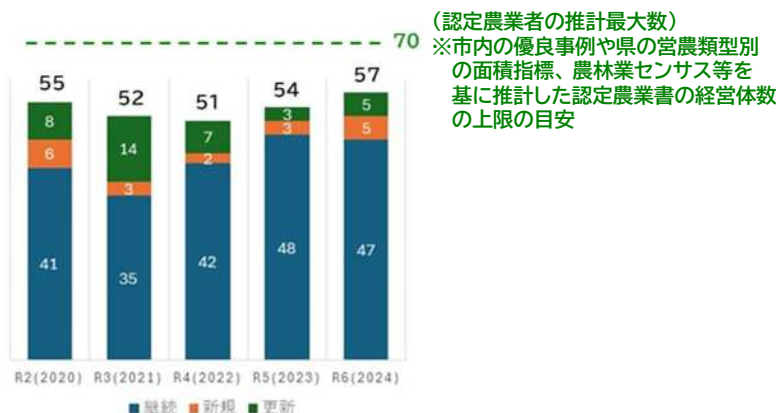
- 燃料費や資材価格の高騰に伴うコスト高への対応が必要です。
- 気象条件の変化に対応した栽培品目の提案や栽培技術の指導が必要です。
- 労働環境の改善や効率化のための機械化・自動化への対応が必要です。
- 国の掲げる「スマート農業技術の活用推進」や、「みどりの食料システム戦略による環境負荷低減農業の推進」への対応が必要です。
- 認定農業者をめざす農業者への経営支援が必要です。

第4章
基本施策4



園芸施設等の設置

第5章
進捗管理



年度別認定農業者の経営体数（川崎市調べ）



技術支援の様子

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

(1) 持続的な農業経営の推進

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進
 - ・市内農業の発展と農地の継続的確保に向けた生産性向上や経営安定化に資する農業者の取組への支援の推進
 - ・多様な担い手の発掘・育成・確保のため、認定農業者の増加に向けた取組及び新規就農希望者支援の実施
 - ・税制や資産管理等を踏まえた総合的な農業経営相談体制を構築し、関係機関との連携による農業者への伴走支援
- 気象条件や社会変動等に対応し、農業収入の向上に貢献する実証栽培、関係機関と連携した技術指導の実施
- ◎ 都市農業の持続可能な発展に向けた、農業技術支援センターの老朽化への対応及び必要な機能についての検討

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 認定農業者や、認定農業者をめざす農業者の先端技術の導入、作目転換、6次産業化、販売促進などの経営改善に向けた支援等を行います。また、地域農業者及び関係機関と連携しながら、新規参入希望者の受入及び新規就農者の育成に取り組みます。さらに、農業者同士のネットワークづくりを促します。
- 農産物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援及び、農業技術を理解した援農ボランティアの育成・活用を推進します。
- ◎ 技術支援の中核拠点としての役割を担う農業技術支援センターの老朽化への対応と必要な機能について検討していきます。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	認定農業者への支援（毎年度） 新規就農希望者からの相談対応（毎年度）／女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）
農業経営・技術向上支援事業	農業者向けの技術指導（毎年度） 環境負荷低減に向けた土壌分析等（毎年度） 施設整備・機械導入に対する支援（毎年度）／援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）
農業技術支援センター機能更新事業	農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（令和9年度） 農業技術支援センターの整備等の実施（令和10～11年度）

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

(2) 多面的な機能を有する農地の保全と活用

第1章
策定にあたって

◆ 概要

良好な農環境の保全に向け、多面的な機能を有する農地の活用を図るとともに、安定した農業生産基盤を維持するべく、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 生産緑地への追加指定や、特定生産緑地の指定、市民防災農地の登録、遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動、農業情報の発信など、多面的な農地の活用を行うことで、良好な農環境の保全と市民理解の向上を図りました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- 農業従事者の高齢化や人口減少等に伴い、担い手不足や農地の減少が継続しています。
- 市内の農地面積の約5割を生産緑地が占めていますが、生産緑地指定から営農継続義務期間の30年が経過する令和4(2022)年以降、都市農地の保全の観点から、「特定生産緑地」に指定しています。生産緑地の告示から30年経過後の生産緑地は、特定生産緑地として指定できないことから、制度を十分に理解し、適切に判断できるよう農業者への周知が必要です。
- 今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地は、農業振興地域の農用区域に指定されており、指定用途以外の利用は認められないという制限があります。そのため、農業振興地域の効率的な農地利用、生産基盤を支える施設の老朽化への対応、地域の活性化に向けた取組が必要です。また、農用区域内の農地等における指定用途以外の不適切な利用の是正を指導する必要があります。
- ◎ 農業従事者の高齢化や担い手不足が進むなか、遊休農地化に対応するため、農地を経営意欲の高い農業者や新規就農者等に貸借することにより、農地を有効利用することが必要です。

第4章
基本施策4

第5章
進捗管理



都市農地



農家・農地面積の推移



防災農地

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

(2) 多面的な機能を有する農地の保全と活用

◆ 第4期での取組の方向性

- 生産緑地制度の活用や認定農業者、農業後継者及び新規参入者などの担い手への農地マッチングの推進による農地の適正利用の推進
- 農業振興地域整備計画に基づく優良な農地の保全活動の推進
- 地域の農業の活性化に向けた新たな農業従事者の発掘やイベントの実施等の取組
- 農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業理解醸成など多面的機能を有する都市農地の保全・活用
- 農業委員会等と連携した農地の適正利用の推進、生産基盤を支える施設の老朽化への対応

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 生産緑地への追加指定や、特定生産緑地の指定、市民防災農地の登録を行います。
- 農業振興地域内の老朽化した農業施設等の計画的な調査・補修や長寿命化を図ります。
- 農振地域の活性化に向けた他主体との連携による協働事業等を実施します。
- 農業振興地域の農用地区域における農地の不適切な利用については、農業委員会・県・県警察・市関係部局等との情報交換や連携を図り、是正に向けた指導を行います。
- ◎ 農地の利用意向を把握するとともに、貸付希望のある農地について認定農業者や新規就農者等へのマッチングにより、農地の有効利用を図ります。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
農環境保全・生産基盤維持管理事業	生産緑地の指定（毎年度） 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度） 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度） 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

(3) 農業への理解促進

◆ 概要

イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、地域交流農園の運営を行うとともに、農業者等が開設する各種農園について制度の普及・開設支援に取り組みます。

◆ 第3期の主な取組状況

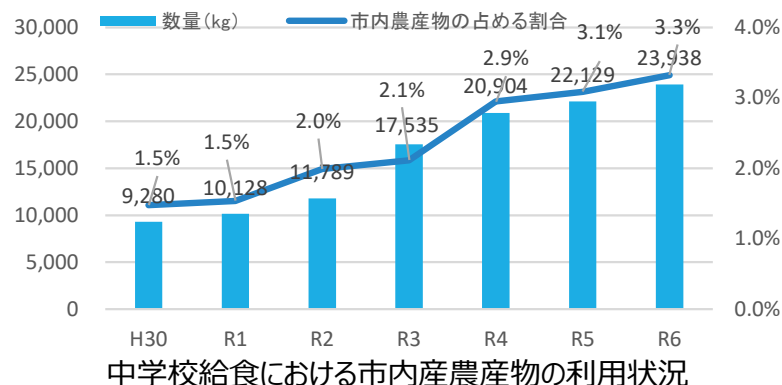
- ホームページやメールマガジン等のツールを用いて、都市農業の魅力について情報発信を行い、市民の農業への理解を促進しました。
- 「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えるため、市民の都市農業への理解促進を目的とした、「花と緑の市民フェア」や各種「農」イベント、また市民自らが農作業を体験できる場として、1日農業体験「ファーマーズクラブ」や「福祉交流農園収穫体験」等のイベントを実施するとともに、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室の開催など、さまざまなニーズに対応した市民が「農」を知る機会を創出しました。
- 川崎市市民農園（市開設・管理型）の地域交流農園（市開設・利用者管理組合管理型）への移行を完了し、効果的な農園運営に取り組むとともに、農業者等が開設する各種農園の開設支援や運営支援を行いました。
- 市内中学校では平成29(2017)年度から全校で完全給食（パン又は米飯、ミルク及びおかずである給食）が開始され、キャベツやにんじんなどの市内産農産物「かわさきそだち」を月に2回程度食材として使うなど、「かわさきそだち」の野菜などに親しみ、大人になってからも手に取っていただけるよう、地産地消の取組を進めました。なお、使用量は令和6(2024)年度時点で約24トンであり、増加傾向にあります。

◆ 取組の主な課題

- 地産地消のニーズや「農」にふれあいたいとする市民のニーズがある一方で、農薬散布や堆肥の臭気等、依然として市民から理解が得られにくい部分もあるため、学校給食や食農教育、農業者との交流等を通じて、引き続き都市農業への理解を促進していく必要があります。
- 市内産農産物の認知度をさらに高めるためにも、各地で開催されている市内産農産物の販売や体験イベントのPRを行い、市民の参加につながるよう情報発信を強化していく必要があります。



収穫体験イベント「ファーマーズクラブ」



市内産農産物の直売

基本施策4 都市農業の経営の強化及び農地の保全・活用

(3) 農業への理解促進

◆ 第4期での取組の方向性

- 各種「農」イベントの実施による市民が「農」を知る機会の提供
- 多様な主体との連携による、市民が「農」に触れる場の提供促進
- 都市農業への理解の促進に向けた効果的なPRの実施

◆ 第4期での主な取組内容

- 「農」にふれあいたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、農業者や農業者団体等と連携した各種「農」イベントの実施などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。
- JAセレサ川崎、市、生産者、市場関係者等が組織する「かわさき地産地消推進協議会」等による、市内産農産物「かわさきそだち」を使った料理教室の開催等を通じて、参加者が「かわさきそだち」の魅力に触れることで、参加者への「かわさきそだち」の継続的な購買を促します。また、「かわさきそだち」の学校給食への活用について、引き続きJAセレサ川崎、関係局と連携した取組を進めていきます。
- 市民が「農」にふれる場づくりを推進するため地域交流農園の運営を行うとともに、農業者等が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・開設支援を行います。
- 市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することをめざします。発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
農とのふれあい推進事業	市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度） 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

第1章
策定にあたって

◆ 目標

市内雇用が促進されるとともに、誰もが安心して働ける環境づくりが進んでいる

◆ 成果指標

第2章
現状と環境変化

名称		現状	目標値
1	市の就業支援事業による就職決定者数 (経済労働局調べ)	468人 (令和4～6年度平均)	504人以上 (令和9～11年度平均)
説明	市が実施するキャリアサポートかわさき事業等の 就業支援事業によって就職が決定した人数		
2	働き方改革の取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	87.3% (令和6年度)	90%以上 (令和11年度)
説明	川崎市労働状況実態調査の「働き方改革への取組状況」 にて取組を行っていると回答した割合		

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策5

◆ 取組の方向性

- 企業等に対して多様な人材を活用するメリットを周知することによる、多様な人材と企業とのマッチングの促進
- 中小企業の従業員の福利厚生充実に向けた勤労者福祉共済制度の運営と勤労者福祉の向上
- 技能職者への後継者の育成・確保や技能承継等の支援、生活文化会館における市民との交流促進や技能水準の向上

第5章
進捗管理

4-3. 各基本施策における取組項目

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり



関連するSDGs

◆ 取組項目・取組内容

(1) 多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援

- 就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者のニーズに応じた丁寧な就業支援等を実施するとともに、地域産業を支える多様な人材の活躍を促進するため、外国人を含む人材の確保・活用に向けた企業支援を実施します。

(2) 勤労者福祉の向上

- 市内の中小企業で働く従業員の福利厚生を充実させ、中小企業の振興に寄与することを目的として、各種祝金等の給付事業、余暇支援等の福利厚生事業、生活資金の貸付事業を実施します。
- 市内企業で働く勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう、労働関連情報の提供や生活資金貸付制度等の勤労者福祉施策を実施するとともに、川崎市民館・労働会館の整備及び管理運営を通じて勤労者福祉の向上を図ります。

(3) 技術・技能職者の振興・継承支援

- 技能職者の就業環境改善や、後継者の育成・確保を支援するため、技能職者の技能水準の向上や市民の理解の促進に向けた、学校での技能職体験やマイスター認定等を実施します。
- 市内技能職の拠点である生活文化会館（てくのかわさき）において、技術・技能職者への市民理解を深めるとともに、交流を促進し、技能の振興や技能水準の向上をめざします。また、施設の老朽化等を踏まえ、修繕や整備等の検討を進めます。

第1章
策定にあたって

第2章
現状と環境変化

第3章
基本的な考え方

第4章
基本施策5

第5章
進捗管理

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

(1) 多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援

第1章
策定にあたって

◆ 概要

- 若者、女性、ミドル世代、シニア世代等多様な人材の就業支援として、キャリアサポートかわさきによる丁寧な相談対応等を実施するとともに、市内企業の人材確保支援として、採用支援セミナーを実施します。また、合同企業説明会等のマッチングイベントを通じて多様な人材（求職者）と市内企業とのマッチング機会を創出します。
- 若年無業者等への職業的自立支援として、コネクションズかわさきにおいてキャリアカウンセリングや職場体験等を実施します。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- キャリアカウンセラーによる個別相談や求職者の希望に合わせた求人開拓、職業紹介、女性専用の相談窓口の運用、就職に役立つセミナー開催、eラーニングによる基本的なITスキルの習得支援等、求職者の個々のニーズに応じた就業支援を行いました。
- 市内企業の人材確保支援として、採用支援セミナーを開催しました。
- ハローワーク等の関係機関、学校、経済団体等と連携しながら、合同企業説明会等のマッチングイベントを年間を通じて開催するなど、多様な人材と市内企業のマッチング機会を創出しました。
- コネクションズかわさきについて、キャリアカウンセリングやこころの相談、職場体験、学校連携、家族向けセミナー、企業との交流会等を実施し、若年無業者の就業意識の向上や職業的自立支援を行いました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

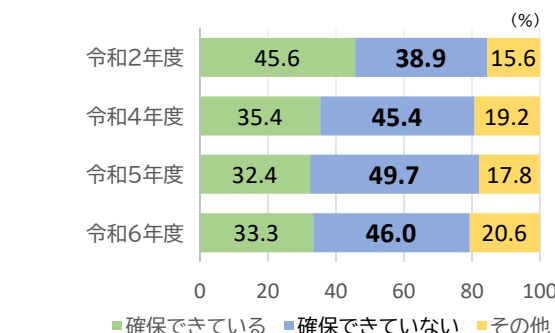
- 長期的に減少する労働力人口に対応する必要があります。
- 就活の早期化等により、市内企業において新卒の採用が困難な状況にあります。
- ◎ 若者、女性、ミドル世代、シニア世代、外国人材等の多様な人材のニーズに応じたきめ細かな就業支援が求められています。

第4章
基本施策5

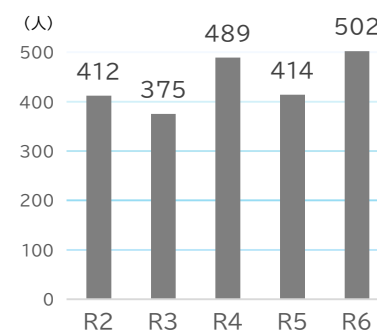
第5章
進捗管理



合同企業説明会
(企業ショートプレゼンテーション)



市内事業所における人材確保の状況
※市内事業所経営実態把握調査を加工（令和3年度は調査項目なし）



市の就業支援事業による就職決定者数
(川崎市調べ)

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

(1) 多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 求職者のニーズに沿ったきめ細やかな就業支援
- 企業の人材確保支援のためのセミナー等の開催
- 求職者の就業支援と企業の人材確保支援のため、年間を通じた効果的なマッチングイベントの開催及び求人開拓・職業紹介の実施
- コネクションズかわさきによる若年無業者等への職業的自立支援
- 高校生の就業意識の醸成、ハローワークと連携したマッチングイベントの開催
- ◎ 若者、女性、ミドル世代、シニア世代、外国人材等の多様な人材活用の取組

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- キャリアサポートかわさきにおいて、さまざまな広報等により利用につなげ、求職者に対し、キャリアコンサルタントによる丁寧な相談対応等や就職に役立つセミナー等による就業支援を実施します。
- ニーズの高いテーマによるセミナーを開催する等、企業の多様な人材の確保・活用に向けた支援を実施します。
- 年間を通じたマッチングイベントの開催及び求人開拓・職業紹介による丁寧な就業マッチングを実施します。
- コネクションズかわさきにおいて、キャリアカウンセリング、職場体験、企業との交流会等の実施による、若年無業者の就業意識の向上や職業的自立支援を実施します。
- 市内高校と連携した校内企業説明会等の実施及びハローワークと連携した高校生向けのマッチングイベントを開催します。
- ◎ 若者、女性、ミドル世代、シニア世代、外国人材等の人材活用にかかるセミナーの実施やマッチングイベントを開催する等、地域産業を支える多様な人材の活躍を促進します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
雇用労働対策・就業支援事業	年間を通じたマッチングイベントの実施（毎年度）

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

(2) 勤労者福祉の向上

第1章
策定にあたって

◆ 概要

市内企業の勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう、勤労者の福利厚生の実施を図ります。

第2章
現状と環境変化

◆ 第3期の主な取組状況

- 川崎市勤労者福祉共済「かわさきハッピーライフ」を運営し、個々の事業者では行いにくい福利厚生事業、給付事業等を実施することで、市内中小企業の福利厚生の実施を図りました。
- 市内の労働情勢や労働条件の情報提供や、生活貸付資金制度などの勤労者福祉施策を実施することで、勤労者の生活の向上を図るとともに、「労働学校」や「勤労者福祉セミナー」などの勤労者のためのセミナーの開催により、勤労意欲の向上を図りました。
- 川崎市教育文化会館の市民館機能を川崎市立労働会館に移転する再整備については、改修工事の入札不調や、工事開始後の地中埋設物の確認等の影響により、改修後の「川崎市民館・労働会館」の供用開始は、令和9年度になりました。

第3章
基本的な考え方

◆ 取組の主な課題

- 少子高齢化の中、市内中小企業では人材確保が大きな課題となっており、人材確保や従業員の定着のためにも、勤労者の福利厚生の実施は重要です。川崎市勤労者福祉共済は、会員数が減少傾向にあるため、新規加入者の増加を進めながら、円滑かつ効率的な運営を図る必要があります。
- 勤労者に関する法改正や制度の変更などの情報を適切な時期に勤労者や事業者届けさせるためにも、国や県などと連携を図りながら、セミナーの開催や情報誌の発行など、情報発信の手法等を継続的に見直していく必要があります。
- 工事終了後の川崎市民館・労働会館の供用開始に向けて、指定管理者制度を活用したサービスの向上や、効率的・効果的な管理に向けて、庁内外での調整を適切に図る必要があります。

第4章
基本施策5

第5章
進捗管理



川崎市勤労者福祉共済の案内



勤労者福祉セミナー



労働会館再整備完成予想図

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

(2) 勤労者福祉の向上

◆ 第4期での取組の方向性

- 市内中小企業に従事する勤労者の福祉増進による勤労意欲の向上
- 勤労者の健全な発達による働きやすい環境づくりの支援
- 労働会館及び教育文化会館の再編整備の推進及び川崎市民館・労働会館の供用後の市民サービスの提供

◆ 第4期での主な取組内容

- 勤労者福祉共済事業について、市内の商業施設や小売・飲食店などと連携したサービス内容の充実に取り組み、市内中小企業等の勤労者の福利厚生サービスの向上を推進するとともに、安定的な事業運営に向けて、市内関係団体と連携した会員数の増加や事業の効率化を推進します。
- 市内企業の勤労者がより充実した生活を送れるよう、金融機関と連携した貸付制度の運用等を行うとともに、中小企業の働き方改革やワークライフバランスの取組が促進するよう、セミナーや情報誌等を通じてより幅広い事業者に対して情報発信します。
- 川崎市民館・労働会館の供用開始に向けて、労働会館改修工事を適切に進めるとともに、指定管理者の選定などを適正に行い、効果的な市民サービスの提供や効率的な運営を推進します。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
勤労者福祉共済事業	新規加入会員数（毎年度：250人以上） 新規加入事業者数（毎年度：30事業所以上）
勤労者福祉対策事業	川崎市民館・労働会館の整備（令和9年度供用開始） 労働学校等の勤労者向け講座の実施（毎年度）

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

(3) 技術・技能職者の振興・継承支援

◆ 概要

- ものづくり都市を支える技術・技能に対する、市民の理解を醸成するとともに、技術・技能の継承に向けた後継者育成等を支援します。
- 技能振興及び技能水準の向上に向け、技術・技能職者の拠点として生活文化会館の適切な管理運営を行います。

◆ 第3期の主な取組状況

- 川崎市技能職団体連絡協議会と連携し、中学生を中心とした後継者育成事業を実施するとともに、技術・技能が体験できる技能職の祭典「てくのかわさき技能フェスティバル」を開催することなどにより、技術・技能職者への市民理解を深める取組を実施しました。
- 市内最高峰の匠である「かわさきマイスター」の募集・選考を行い、令和6(2024)年度までに工業や衣・食・住など生活にかかわる83職種・129名のマイスターを認定しました。また、「かわさきマイスターまつり」等のイベントの開催や、マイスターによる小・中学校等での技能体験・講義の実施等を通じ、市民への情報発信、技能奨励・後継者育成に取り組みました。
- 生活文化会館については、指定管理者制度を活用し、効果的なサービスの実施や必要な施設・設備の維持・修繕を行うなど、適切な運営及び維持管理を行いました。

◆ 取組の主な課題 【◎は第4期のポイント】

- 技能職者をめざす若者が減るとともに、高齢化が進行していることから、後継者不足などによる、技術・技能の継承が課題となっています。
- 市民生活に不可欠な技術・技能職者が減少していくことにより、老朽インフラの更新遅れによる事故の増加や工期の遅延、被災家屋の復旧の遅れ、技能の途絶による施工不良の増加など、市民生活に支障をきたすおそれがあります。
- ◎ 生活文化会館においては、施設が老朽化しているとともに、設備などにおいても劣化から不具合が生じる場合が多くなっていることから、施設や設備、備品における計画的な整備等を進めていく必要があります。



てくのかわさき技能フェスティバル



かわさきマイスターまつり



マイスターによる学校講話

基本施策5 多様な人材が活躍できる環境づくり

(3) 技術・技能職者の振興・継承支援

◆ 第4期での取組の方向性 【◎は第4期のポイント】

- 技能職団体との適切な役割分担に基づく、技能職者の技術・技能の向上や、技能職者に対する人材確保・育成等の支援
- 市内の優れた技術・技能職者の情報の発信
- ◎ 技能職者の拠点施設である生活文化会館（てくのかわさき）の管理運営、老朽化対策

◆ 第4期での主な取組内容 【◎は第4期のポイント】

- 技能職団体の活動を支援し、学校での技能職体験等を実施するとともに、若年者向けの職場見学会・体験会や広報などを行うことにより、技能職者の技術・技能の向上や後継者の確保・育成等を推進します。
- 特に優れた技術や卓越した技能を有する技能職者を「かわさきマイスター」に認定し、技術・技能を奨励するとともに、「かわさきマイスター」と連携した実演イベントの開催等を通じ、技術・技能の普及や振興、後継者の育成に取り組みます。
- ◎ 生活文化会館を拠点に、技能職者の技術・技能水準の向上に資する取組や、技術・技能等を学ぶ講座の開催等を通じた技術・技能への市民理解の醸成を図ります。また、施設の老朽化に対応するため、モデル4地域ごとの最適化に向けた取組方針を踏まえ、技能振興施策の推進に必要な施設の機能・規模の整理を行いつつ、修繕や整備等の検討を進めます。

◆ 計画期間の主な取組

事務事業	主なアウトプット
技能奨励事業	技能職体験等の実施（毎年度） かわさきマイスターの認定（毎年度）
生活文化会館管理運営事業	生活文化会館の稼働率（毎年度：65%以上）

第5章 進行管理

5-1. 川崎市総合計画における進行管理

5-2. 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例との関係

第5章
進捗管理

第5章 進行管理

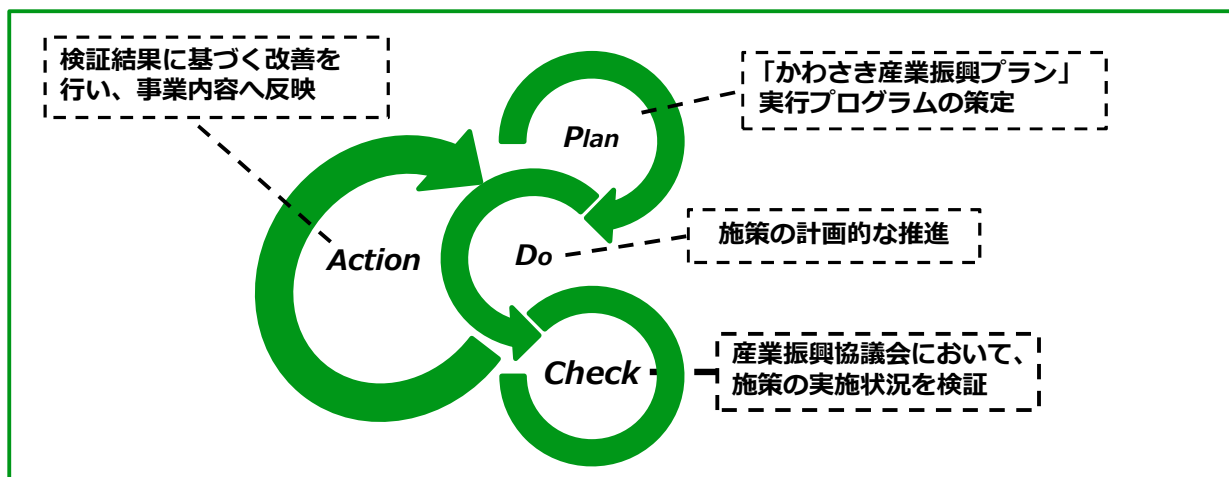
5-1. 川崎市総合計画における進行管理

- 令和4(2022)年に策定した「かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム」では、総合計画と連携する形で進行管理を実施し、目標実現のための基礎的な手段である「事務事業」について、現状把握から解決すべき問題・課題を明確にし、当該年度の目標に対する成果を把握してきました。また、「事務事業」を目的ごとに束ねた「政策」についても、施策の効果や「事務事業」の進捗状況を把握し、政策ごとに問題・課題を整理し、政策を構成する事務事業の優先順位や手法の見直しにつなげてきました。
- これまでと同様に総合計画の産業振興分野の各事業・施策の進行管理を通じて、本プランの「実行プログラム」の進行管理を実施していきます。

5-2. 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例との関係

- 「かわさき産業振興プラン」は、総合計画における産業振興分野の個別計画という位置づけのほか、平成28(2016)年4月に施行された「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」における中小企業の活性化に関する施策についての実施計画として位置づけています。
- 中小企業活性化に係る各条文に対応する本プランの具体の事業・施策について、PDCAサイクルに基づく進行管理を実施するとともに、毎年度「川崎市産業振興協議会」・「中小企業活性化専門部会」への進捗状況の報告・施策の検証を通じて進行管理を行い、取組の実効性を高めていきます。

【PDCAサイクルによる実行プログラムの進行管理】



参考資料 (1)中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策と 第4期実行プログラムでの取組項目との対応表

◆ 条例に基づく中小企業活性化施策と第4期実行プログラムでの取組項目との対応について

□ 条例に基づく中小企業活性化施策と第4期実行プログラムでの取組項目との対応を示す体系は次表のとおりとなります。

中小企業活性化施策条例に基づく 中小企業活性化施策	第4期実行プログラムでの主な取組項目
第12条 創業、経営の革新等の促進	○イノベーション・エコシステムの構築 ○社会課題の解決
第13条 連携の促進	○中小企業の経営力強化
第14条 研究及び開発の支援	○産業集積の促進・高度人材の育成
第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の 事情の考慮	○中小企業の経営力強化 ○中小企業の立地促進と操業環境の保全 ○中小企業の経営安定 ○持続的な農業経営の推進
第16条 地域の活性化の促進	○誘客・交流の促進 ○商業力の強化・商店街の活性化 ○多面的な機能を有する農地の保全と活用 ○農業への理解促進
第17条 人材の確保及び育成	○多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援 ○勤労者福祉の向上 ○技術・技能職者の振興・継承支援
第18条 海外市場の開拓等の促進	○海外展開・対内投資の促進
第19条 受注機会の増大等	※個別の取組項目が該当するものではなく、本市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等が該当

参考資料 (2)川崎市産業振興協議会・中小企業活性化専門部会委員一覧

◆ 川崎市産業振興協議会・中小企業活性化専門部会委員について

- 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例第22条の規定において、市が実施する中小企業活性化施策の実効性を確保するため、施策の実施状況について、「川崎市産業振興協議会」（以下「協議会」という。）の意見を聴いて検証することとしています。
- 本協議会は、本市の産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項を調査審議することを目的とする、川崎市附属機関設置条例に基づく附属機関であり、学識経験者と関係団体の役職員からなる組織（定員20人以内）です。現在の協議会委員は、学識経験者3名、関係団体役職員14名からなり、下表のとおりです。
- また、条例に基づく施策検証作業を少人数による十分な議論のもとで実施するため、協議会の中に検証作業を専門に行う「中小企業活性化専門部会」（以下「専門部会」という。）を設置しています。現在の専門部会委員は、学識経験者1名、関係団体役職員7名からなり、下表のとおりです。

【「川崎市産業振興協議会」委員名簿（令和7年11月現在）】（敬称略）

		役 職 名	氏 名
学識 経験者	1	専修大学商学部教授（会長）	鹿住 倫世
	2	明治大学経営学部教授	岡田 浩一
	3	立教大学 経済学部教授	遠山 恭司
関係団体 役職員	4	川崎商工会議所副会頭	増山 雅久
	5	(一社)神奈川県情報サービス産業協会 川崎市交流委員会 副委員長	田村 孝章
	6	(株)横浜銀行執行役員・川崎支店長兼川崎地区本部長	上田 英信
	7	川崎地区貨物自動車事業協同組合代表理事	高梨 信広
	8	川崎地域連合事務局長	舘 克則
	9	川崎工業振興倶楽部副会長	長島 拓司
	10	川崎信用金庫常務理事	小林 恒太郎
	11	(一社)川崎市商店街連合会青年部相談役	出口 光徳
	12	川崎市工業団体連合会理事	沼 りえ
	13	セレサ川崎農業協同組合代表理事組合長	梶 稔
	14	神奈川県中小企業家同友会 理事 たま田園支部長	星野 妃世子
	15	(一社)川崎市観光協会観光推進担当部長	河野 充司
	16	(一社)川崎建設業協会副会長	佐藤 雅徳
	17	新川崎ネットワーク協議会会長	池田 謙伸

【「中小企業活性化専門部会」委員名簿（令和7年11月現在）】（敬称略）

		役 職 名	氏 名
学識 経験者	1	専修大学経済学部教授（部会長）	遠山 浩
	2	川崎商工会議所副会頭	増山 雅久
関係団体 役職員	3	(一社)神奈川県情報サービス産業協会川崎市交流委員会 副委員長	田村 孝章
	4	(一社)川崎市食品衛生協会副会長	大原 盛善
	5	(一社)川崎市商店街連合会青年部相談役	出口 光徳
	6	神奈川県中小企業家同友会理事 たま田園支部長	星野 妃世子
	7	川崎市青年工業経営研究会会長	青山 宗嗣
	8	(一社)川崎建設業協会副会長	佐藤 雅徳

参考資料 (3)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

前文	川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。 また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。 このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、いこうとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。 そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。 一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。 このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。 国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。 さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。 これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。
目的、定義	(目的) 第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社又は個人に限る。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。 (4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。 (5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。
基本理念	(基本理念) 第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。 (1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。 (2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。 (3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。

参考資料 (3)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

各主体の責務・役割	(市の責務)
	第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。 2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。 3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。
	(中小企業者の役割)
	第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。 2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。 3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	(中小企業に関する団体の役割)
	第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。 2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。 3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	(大企業者の役割)
	第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。 2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。
	(大学等の役割)
	第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
計画	(金融機関の役割)
	第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。
	(市民の役割)
計画	第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。
	(産業の振興に関する計画)
計画	第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標 (2) 中小企業の活性化に関する基本的施策 (3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項 2 前項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、地域の特性を考慮するものとする。 3 第1項各号に掲げる事項を定めるに当たっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。

参考資料 (3)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

中小企業活性化施策の8つの柱と施策における考慮	(創業、経営の革新等の促進)
	第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 創業しやすい環境の整備 (2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供 (3) 中小企業者の技術の向上に関する支援 (4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援
	(連携の促進)
	第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源（中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。）に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。
	(研究及び開発の支援)
	第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。
	(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)
	第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 経営資源の確保に関する相談 (2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の事情を考慮するものとする。
	(地域の活性化の促進)
	第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援 (2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進
	(人材の確保及び育成)
	第17条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。 (1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援 (2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供
	(海外市場の開拓等の促進)
	第18条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。

参考資料 (3)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

と中小企業における活性化施策の8つの柱	(受注機会の増大等)
	第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者（市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。 2 市は、工事の発注等に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。 3 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。
	(施策における考慮)
	第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。
証調査研究、施策検	(調査及び研究)
	第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。
	(施策の検証等)
	第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。
公表、財政措置	(実施状況の公表)
	第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。
	(財政上の措置)
	第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
附則	(附則)
	この条例は、平成28年4月1日から施行する。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「かわさき産業振興プラン」案

令和7年11月発行

編集・発行

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2332 FAX 044-200-3920
